平成28年度

有 価 証 券 報 告 書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

1 本書は金融商品取引法第24条の第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
2 本書には、監査報告書及び内部統制監査報告書、内部統制報告書並びに確認書を末尾に綴じ込んでいます。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報 …… 1

第1 企業の概況 …… 1

1. 主要な経営指標等の推移 …… 1

2. 沿革 …… 4

3. 事業の内容 …… 5

4. 関係会社の状況 …… 6

5. 従業員の状況 …… 13

第2 事業の状況 …… 14

1. 業績等の概要 …… 14

2. 販売、仕入及び受注の状況 …… 15

3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 16

4. 事業等のリスク …… 18

5. 経営上の重要な契約等 …… 23

6. 研究開発活動 …… 23

7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 24

第3 設備の状況 …… 35

1. 設備投資等の概要 …… 35

2. 主要な設備の状況 …… 35

3. 設備の新設、除却等の計画 …… 36

第4 提出会社の状況 …… 37

1. 株式等の状況 …… 37

2. 自己株式の取得等の状況 …… 94

3. 配当政策 …… 95

4. 株価の推移 …… 96

5. 役員の状況 …… 97

6. コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 103

第5 経理の状況 …… 118

1. 連結財務諸表等 …… 119

2. 財務諸表等 …… 223

第6 提出会社の株式事務の概要 …… 240

第7 提出会社の参考情報 …… 241

1. 提出会社の親会社等の情報 …… 241

2. その他の参考情報 …… 241

第二部 提出会社の保証会社等の情報 …… 242

（添付）監査報告書及び内部統制監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	平成28年度(自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日)
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長　垣内 威彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121　(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム　　有竹 俊二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	(03)3210-2121　(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム　　有竹 俊二
【縦覧に供する場所】	関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 中部支社 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		国際会計基準				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
収益	百万円	6,009,887	7,635,168	7,669,489	6,925,582	6,425,761
売上総利益	〃	1,054,933	1,186,005	1,209,894	1,098,877	1,328,638
当期純利益（純損失） （当社の所有者に帰属）	〃	323,457	361,359	400,574	△149,395	440,293
当期包括利益 (当社の所有者に帰属)	〃	837,853	643,850	686,900	△788,323	452,465
当社の所有者に帰属する持分	〃	4,517,107	5,067,666	5,570,477	4,592,516	4,917,247
総資産額	〃	15,064,738	15,901,125	16,774,366	14,916,256	15,753,557
1株当たり 当社所有者帰属持分	円	2,742.36	3,074.03	3,437.75	2,898.23	3,101.43
基本的1株当たり 当期純利益（純損失） (当社の所有者に帰属)	〃	196.45	219.30	246.39	△93.68	277.79
希薄化後1株当たり 当期純利益（純損失） (当社の所有者に帰属)	〃	196.02	218.80	245.83	△93.68	277.16
当社所有者帰属持分比率	%	30.0	31.9	33.2	30.8	31.2
当社所有者帰属持分 当期純利益率	〃	7.8	7.5	7.5	△2.9	9.3
株価収益率	倍	8.87	8.74	9.82	―	8.66
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	453,327	381,576	798,264	700,105	583,004
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△791,026	△300,502	△154,852	△503,854	△179,585
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	388,366	△118,845	△305,334	△364,528	△752,162
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	1,345,920	1,332,036	1,725,189	1,500,960	1,145,514
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	65,975 (17,916)	68,383 (17,807)	71,994 (18,054)	68,247 (13,956)	77,164 (21,959)

(注) 1. 当社は、平成25年度より国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して連結財務諸表を作成しています。
2. 当社の所有者に帰属する持分は、非支配持分を除く当社の所有者に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり当社所有者帰属持分及び当社所有者帰属持分比率は、当該金額にてそれぞれ計算しています。
3. 平成27年度はストック・オプションの転換が当社の所有者に帰属する1株当たり当期純損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。また、「株価収益率」については、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

回次		米国会計基準	
		平成24年度	平成25年度
決算年月		平成25年3月	平成26年3月
収益	百万円	5,968,774	7,589,255
売上総利益	〃	1,029,657	1,160,141
法人税等及び持分法による投資損益前利益	〃	337,206	432,233
当社株主に帰属する当期純利益	〃	360,028	444,793
当社株主に帰属する包括損益	〃	765,379	687,939
株主資本	〃	4,179,698	4,774,244
総資産額	〃	14,410,665	15,291,699
1株当たり株主資本	円	2,537.52	2,896.04
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	〃	218.66	269.93
潜在株式調整後1株当たり 当社株主に帰属する当期純利益	〃	218.18	269.31
株主資本比率	%	29.0	31.2
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率	〃	9.4	9.9
株価収益率	倍	7.97	7.10
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	403,313	258,142
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△752,477	△182,689
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	401,687	△122,131
現金及び現金同等物の期末残高	〃	1,345,755	1,322,964
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	65,975 (17,916)	68,383 (17,807)

(注) 1. 米国において一般に公正妥当と認められている会計基準(以下、米国会計基準)に基づく平成25年度の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

2. 株主資本は、非支配持分を除く当社株主に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高	百万円	7,420,781	7,355,181	7,013,434	5,929,566	5,216,706
経常利益 又は経常損失（△）	〃	328,467	474,166	284,772	△131,679	103,707
当期純利益 又は当期純損失（△）	〃	318,551	416,686	289,744	△156,328	127,805
資本金 (発行済株式総数)	〃 (千株)	204,446 (1,653,505)	204,446 (1,653,505)	204,446 (1,624,036)	204,446 (1,590,076)	204,446 (1,590,076)
純資産額	百万円	2,292,559	2,518,119	2,690,523	2,336,230	2,410,021
総資産額	〃	8,114,710	7,962,764	8,249,804	7,548,952	7,433,705
1株当たり純資産額	円	1,387.99	1,523.80	1,656.69	1,470.61	1,516.63
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	55.00 (25.00)	68.00 (30.00)	70.00 (40.00)	50.00 (25.00)	80.00 (30.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）	〃	193.44	252.86	178.21	△98.02	80.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）	〃	193.02	252.28	177.81	△98.02	80.45
自己資本比率	%	28.2	31.6	32.5	30.9	32.3
自己資本利益率	〃	14.8	17.4	11.2	△6.2	5.4
株価収益率	倍	9.01	7.58	13.58	―	29.83
配当性向	%	28.4	26.9	39.3	―	99.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	5,815 (732)	5,651 (688)	5,637 (660)	5,379 (639)	5,217 (606)

(注) 1. 平成27年度はストック・オプションの転換が当社の所有者に帰属する1株当たり当期純損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。また、「株価収益率」については、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

2. 当社の従業員数は、「5. 従業員の状況」における当社の就業人員数を記載しています。

2 【沿革】

〔設立の経緯〕

(旧)三菱商事㈱は、大正7年、三菱合資会社の営業部門が分離して発足したが、昭和22年7月連合国最高司令官により解散の指令を受け、同年11月解散し清算手続に入った(同社は昭和62年11月清算結了)。

その後、清算事務の長期化が避けられない見通しとなったため、この対策として第二会社の設立が認められ、(旧)三菱商事㈱が発起人となり、同社から特定の債権債務を継承して処理しつつ新たな営業活動を行う第二会社として光和実業株式会社の商号で設立された。

設立以降の沿革は以下のとおり。

昭和25年 4月1日 (設立)	光和実業株式会社の商号で設立（資本金3千万円、事業目的は不動産の賃貸業、倉庫業、運送取扱業、保険代理業）
昭和27年 8月	財閥商号に関する法令に基づき、商号を三菱商事株式会社に変更
昭和29年 6月	東京証券取引所に株式を上場(昭和36年に名古屋証券取引所に株式を上場)
昭和29年 7月1日 (創立)	(旧)三菱商事㈱の解散後、同社を退社した役職員が設立した多数の新会社が合併・統合を繰り返したが、代表的なものとして発展した不二商事㈱、東京貿易㈱及び東西交易㈱の3社を吸収合併し、総合商社として新発足 資本金6億5千万円、事業目的に各種物品の売買業・輸出入業等を追加 合併各社の支店・現地法人も統合・新発足(合併と同時に米国三菱商事会社を設立、その後、独国三菱商事会社(昭和30年)、オーストラリア三菱商事会社(昭和33年)、香港三菱商事会社(昭和48年)、英国三菱商事会社(昭和63年、現 欧州三菱商事会社)、上海商菱貿易有限公司（平成4年、現 三菱商事（上海）有限公司）、北米三菱商事会社（平成24年）等の現地法人を設立)
昭和43年10月	営業部門を商品本部制に移行(現在では地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、及び生活産業の各グループに再編)
昭和43年11月	ブルネイLNG（LNG製造会社）への投資決定
昭和43年11月	オーストラリアにMITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD（金属資源事業会社）を設立（平成13年6月にオーストラリア原料炭事業権益を追加取得し、BHP Billiton Mitsubishi Allianceを設立)
昭和43年12月	㈱北洋商会(加工食品卸売会社、現 三菱食品㈱、東京証券取引所市場第一部)の増資を引き受け、同社を子会社化
昭和46年 6月	英文社名としてMitsubishi Corporation(又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited)を採用
昭和48年 4月	メキシコのExportadora de Sal, S.A. de C.V.（製塩会社）を買収
昭和49年11月	タイにTRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED（いすゞ車輸入総販売代理店）を設立
昭和56年 5月	サウディ石油化学合弁基本契約調印
昭和63年 7月	チリのエスコンディーダ銅鉱山開発プロジェクト開始
平成元年 1月	英国の大手食品輸入販売会社（現 Princes Ltd.）を買収
平成 4年12月	サハリン沖原油・LNG開発プロジェクトに参画
平成13年 6月	執行役員制度を導入
平成13年 7月	取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会(現 ガバナンス・報酬委員会)を設置
平成13年10月	取締役会の諮問機関として国際諮問委員会を設置
平成15年 1月	日商岩井㈱(現 双日㈱)と共同新設分割にて㈱メタルワン(鉄鋼製品事業会社)を設立
平成18年 5月	本店移転(登記上の本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目6番3号から東京都千代田区丸の内二丁目3番1号に変更)
平成19年 6月	日東富士製粉㈱(製粉会社、東京証券取引所市場第一部)を子会社化
平成29年 2月	㈱ローソン（コンビニエンスストア事業会社、東京証券取引所市場第一部）を子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社（子会社 834社、持分法適用会社 440社）により推進しています。

事業セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社は以下のとおりです。

	取扱商品又は サービスの内容	主要な子会社	主要な持分法適用会社
地球環境・ インフラ事業	電力、水、交通、 プラント、 エンジニアリング、 環境関連事業 他	三菱商事パワー 三菱商事マシナリ DIAMOND GENERATING ASIA DIAMOND GENERATING CORPORATION DIAMOND GENERATING EUROPE DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION	千代田化工建設 リチウムエナジージャパン GUARA NORTE
新産業金融事業	企業投資、リース、 不動産、物流 他	MCアビエーション・パートナーズ 三菱商事都市開発 三菱商事・ユービーエス・リアルティ 三菱商事ロジスティクス DIAMOND REALTY INVESTMENTS	三菱オートリース・ホールディング 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、 原油、LPG、LNG 他	三菱商事エネルギー CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES DIAMOND GAS NETHERLANDS DIAMOND GAS SAKHALIN PETRO-DIAMOND SINGAPORE (PTE)	BRUNEI LNG JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) MI BERAU
金属	鉄鋼製品、石炭、 鉄鉱石、 非鉄金属地金・原料、 非鉄金属製品 他	ジエコ 三菱商事RtMジャパン メタルワン MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	ANGLO AMERICAN SUR. COMPANIA MINERA DEL PACIFICO IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	産業機械、 船舶・宇宙、 自動車 他	レンタルのニッケン DIAMOND STAR SHIPPING DIPO STAR FINANCE ISUZU UTE AUSTRALIA THE COLT CAR COMPANY TRI PETCH ISUZU SALES	FF SHEFFE GAC MITSUBISHI MOTORS GUARA MV23 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS MITSUBISHI MOTORS KRAMA YUDHA SALES INDONESIA
化学品	石油化学製品、 合成繊維原料、肥料、 機能化学品、 合成樹脂原料・製品、 食品・飼料添加物、 医薬・農薬、 電子材料 他	エムシー・ファーティコム 中央化学 三菱商事ケミカル 三菱商事プラスチック 三菱商事ライフサイエンス	サウディ石油化学 EXPORTADORA DE SAL METANOL DE ORIENTE,METOR
生活産業	食料、繊維、 生活物資、 ヘルスケア、 流通・小売 他	エム・シー・ヘルスケア 三菱食品 ローソン CERMAQ INDIANA PACKERS PRINCES	ライフコーポレーション MCC DEVELOPMENT OLAM INTERNATIONAL
その他	財務、経理、人事、 総務関連、IT、 保険 他	三菱商事フィナンシャルサービス MC FINANCE AUSTRALIA PTY MC FINANCE & CONSULTING ASIA MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	シグマクシス 日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ

現地法人	複数の商品を取扱う総合商社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。	欧州三菱商事会社 北米三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司

（注）1. 連結対象会社数は、子会社が連結経理処理している関係会社を含めた連結対象会社数を記載しています。

2. 地球環境・インフラ事業グループの環境関連事業については、平成28年度より、インフラ関連事業と同じく、営業グループとして経営管理を行っています。これに伴い、従来「その他」に含めた環境関連事業は、「地球環境・インフラ事業」に含めています。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当ありません。

(2) 子会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
地球環境・インフラ事業	DGA HO PING	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	24,337	100.00	4	―
	DGA ILIJAN	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	24,337	100.00	4	―
	DIAMOND GENERATING ASIA	HONG KONG, CHINA	US$	12,458,030	100.00	6	―
	DIAMOND GENERATING CORPORATION	LOS ANGELES, U.S.A.	US$	14,452	100.00 (100.00)	5	―
	DIAMOND GENERATING EUROPE	LONDON, U.K.	EUR	268,283,000	100.00	4	―
	DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION	LONDON, U.K.	STG£	356,895,242	100.00	5	―
	MCリテールエナジー	東京都港区	百万円	250	100.00 (16.00)	4	―
	MCKGポートホールディング	東京都千代田区	百万円	2,625	60.00	3	―
	三菱商事マシナリ	東京都千代田区	百万円	300	100.00	6	業務委託会社
	三菱商事パワー	東京都千代田区	百万円	50	100.00	3	―
	三菱商事パワーシステムズ	東京都千代田区	百万円	300	100.00	5	―
	TRILITY GROUP	ADELAIDE, AUSTRALIA	A$	209,100,000	60.00	4	―
	(その他 122社)						
新産業金融事業	エー・アイ・キャピタル	東京都千代田区	百万円	400	51.00	4	―
	DIAMOND CAR CARRIERS	PANAMA, PANAMA	US$	10,000	100.00	3	―
	DIAMOND RC HOLDING	HONG KONG, CHINA	US$	116,277,667	100.00	2	―
	DIAMOND REALTY INVESTMENTS	LOS ANGELS, U.S.A.	US$	75,049,062	100.00 (100.00)	4	―
	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント	東京都千代田区	百万円	300	100.00	8	―
	MC AI HOLDINGS	GEORGE TOWN, CAYMAN ISLANDS	US$	11,000	100.00	2	―
	MC ASSET MANAGEMENT HOLDINGS	WILMINGTON, U.S.A.	US$	44,253,789	100.00	3	―
	MCアビエーション・パートナーズ	東京都千代田区	百万円	471	100.00	6	―
	MC CAPITAL	NEW YORK, U.S.A.	US$	2,231	100.00	3	金融取引会社
	MC CREDIT PRODUCTS FUND	WILMINGTON, U.S.A.	US$	7,700,000	100.00 (20.00)	3	―
	MC DEVELOPMENT ASIA	SINGAPORE, SINGAPORE	US$	44,784,000	100.00	2	―
	MC EMERGING CAPITAL PARTNERS	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR	18,000	100.00	3	金融取引会社
	MC ENGINE LEASING	LONDON, U.K.	US$	10	80.00	3	―
	MC GIP-UK	LONDON, U.K.	US$	160,000,000	100.00	3	金融取引会社
	MC ISQ-UK	LONDON, U.K.	US$	71,000,000	100.00	3	金融取引会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
	MC JIIP Holdings	UGLAND HOUSE, CAYMAN ISLANDS	US$	59,500,000	100.00	2	金融取引会社
	MC REAL ASSET INVESTMENTS	CAYMAN, CAYMAN ISLANDS	US$	44,550,001	100.00	2	－
	MC REAL ESTATE INVESTMENT	WILMINGTON, U.S.A.	US$	100,009,156	100.00	2	－
	三菱商事・ユービーエス・リアルティ	東京都千代田区	百万円	500	51.00	5	－
	三菱商事アセットマネジメント	東京都千代田区	百万円	3,000	100.00	9	業務委託会社
	三菱商事ロジスティクス	東京都千代田区	百万円	1,067	100.00	7	輸送委託会社
	三菱商事都市開発	東京都千代田区	百万円	700	100.00	7	－
	NEW CENTURY INSURANCE	HAMILTON, BERMUDA	US$	1,500,000	100.00	4	－
	DIAMOND REALTY INVESTMENT INDONESIA	JAKARTA, INDONESIA	RP	722,500,000,000	100.00 (0.07)	3	－
	瀬戸埠頭	岡山県倉敷市	百万円	1,200	68.32 (20.00)	5	商品寄託会社
	シナリバー・アビエーション・ファイナンシング	東京都千代田区	百万円	3	100.00	2	－
	（その他 99社）						
エネルギー事業	アンゴラ石油	東京都千代田区	US$	66,362,505	65.70	6	－
	CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES	CALGARY, CANADA	CAN$	863,399,383	100.00 (100.00)	3	－
	DIAMOND GAS HOLDINGS	PETALING JAYA, MALAYSIA	MYR	5,492,413,098	100.00	6	－
	DIAMOND GAS NETHERLANDS	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	5,536,844	80.00 (80.00)	4	－
	ダイアモンド・ガス・オペレーション	東京都千代田区	百万円	10	100.00	10	業務委託先
	DIAMOND GAS SAKHALIN	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	172,062,016	100.00	4	－
	DIAMOND LNG CANADA	CALGARY, CANADA	CAN$	270,000,000	100.00	3	－
	DIAMOND RESOURCES(CANNING)	MELBOURNE, AUSTRALIA	US$	95,000,000	100.00	5	－
	DIAMOND RESOURCES(FITZROY)	MELBOURNE, AUSTRALIA	US$	190,600,000	100.00	5	－
	MCX EXPLORATION(USA)	WILMINGTON, U.S.A.	US$	519,056,627	100.00 (100.00)	6	－
	三菱商事エネルギー	東京都千代田区	百万円	2,000	100.00	10	販売会社
	三菱商事石油開発	東京都千代田区	百万円	100	100.00	7	業務委託先
	PETRO-DIAMOND SINGAPORE	SINGAPORE, SINGAPORE	S$	2,000,000	100.00	7	販売仕入会社
	（その他 62社）						
金属	COILPLUS	ROSEMONT, U.S.A.	US$	111,666,000	100.00 (100.00)	4	販売会社
	HERNIC FERROCHROME	BRITS, SOUTH AFRICA	ZAR	100,000	64.05 (64.05)	1	仕入会社
	五十鈴	東京都大田区	百万円	600	56.60 (56.60)	4	販売会社
	ジエコ	東京都千代田区	百万円	10	70.00	4	－
	M.C.INVERSIONES	SANTIAGO, CHILE	US$	514,092,595	100.00	9	－
	MC COPPER HOLDINGS	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	32,000	100.00	4	－

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
	MC METAL SERVICE ASIA (THAILAND)	A.MUANG, THAILAND	Baht	430,000,000	100.00 (100.00)	5	販売会社
	METAL ONE AMERICA	CHICAGO, U.S.A.	US$	2,000	100.00 (100.00)	4	販売会社
	メタルワン	東京都千代田区	百万円	100,000	60.00	4	仕入会社
	METAL ONE HOLDINGS AMERICA	WILMINGTON, U.S.A.	US$	125,000	92.00 (92.00)	5	－
	メタルワン鋼管	東京都港区	百万円	500	100.00 (100.00)	3	販売会社
	メタルワン鉄鋼製品販売	東京都中央区	百万円	480	100.00 (100.00)	2	販売会社
	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL	SINGAPORE, SINGAPORE	US$	12,500,000	100.00	8	販売会社
	三菱商事RtMジャパン	東京都千代田区	百万円	3,143	100.00	11	販売会社
	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	BRISBANE, AUSTRALIA	A$	450,586,248	100.00	7	仕入会社
	RYOWA DEVELOPMENT	MELBOURNE, AUSTRALIA	A$	2,495,002	100.00	4	仕入会社
	RYOWA DEVELOPMENT 2	MELBOURNE, AUSTRALIA	A$	40,953,952	100.00	4	仕入会社
	サステック	大阪府大阪市中央区	百万円	3,000	64.48 (64.48)	2	販売会社
	玉造	大阪府大阪市北区	百万円	70	100.00 (100.00)	3	販売会社
	TRILAND METALS	LONDON, U.K.	STG£	15,000,000	100.00 (9.09)	5	販売仕入会社
	（その他 108社）						
機械	DIAMOND STAR SHIPPING	SINGAPORE, SINGAPORE	US$	137,819,300	100.00	7	－
	ISUZU UTE AUSTRALIA	BRISBANE, AUSTRALIA	A$	8,000,000	100.00	4	販売会社
	MC BANK RUS	MOSCOW, RUSSIA	RUB	2,188,527,000	100.00 (100.00)	4	－
	MC LIFT & SOLUTIONS	SAMUTPRAKARN, THAILAND	Baht	28,985,000	100.00 (5.00)	3	業務委託会社
	MC MACHINERY SYSTEMS	CHICAGO, U.S.A.	US$	1,800	100.00 (20.00)	3	販売会社
	MCE BANK	FLOERSHEIM AM MAIN, GERMANY	EUR	40,903,360	100.00 (100.00)	6	－
	三菱商事テクノス	東京都港区	百万円	600	100.00	6	－
	MITSUBISHI MOTORS MALAYSIA	SHAH ALAM, MALAYSIA	MYR	60,000,000	52.00	3	販売会社
	エム・エス・ケー農業機械	北海道恵庭市	百万円	300	100.00	6	－
	レンタルのニッケン	東京都千代田区	百万円	1,225	100.00	9	販売会社
	DIPO STAR FINANCE	JAKARTA, INDONESIA	RP	100,000,000,000	95.00 (95.00)	2	－
	THE COLT CAR COMPANY	CIRENCESTER, U.K.	STG£	8,000,100	100.00	7	仕入会社
	TRI PETCH ISUZU LEASING	BANGKOK, THAILAND	Baht	1,000,000,000	93.50 (50.00)	8	－
	TRI PETCH ISUZU SALES	BANGKOK, THAILAND	Baht	3,000,000,000	88.73 (41.66)	8	販売会社
	（その他 83社）	,					
化学品	中央化学	埼玉県鴻巣市	百万円	6,213	60.59 (4.96)	6	販売仕入会社
	中央化成	大阪府大阪市中央区	百万円	301	100.00	5	販売会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
	吉比化成	東京都千代田区	百万円	60	100.00	4	販売会社
	興人ホールディングス	東京都千代田区	百万円	10	100.00	4	－
	エムシー・ファーティコム	東京都千代田区	百万円	1,226	72.83	5	販売仕入会社
	三菱商事ライフサイエンス	東京都千代田区	百万円	600	100.00	9	－
	三菱商事プラスチック	東京都千代田区	百万円	647	100.00	12	販売仕入会社
	三菱商事ケミカル	東京都中央区	百万円	392	100.00	5	仕入会社
	(その他 33社)						
生活産業	AGREX DO BRASIL	GOIANIA, BRAZIL	R$	409,734,000	81.54 (1.08)	4	仕入会社
	AGREX	KANSASCITY, U.S.A.	US$	8,000,000	100.00 (100.00)	5	仕入会社
	アートコーヒー	東京都千代田区	百万円	450	100.00	5	販売会社
	CAPE FLATTERY SILICA MINES	CAIRNS, AUSTRALIA	A$	4,400,002	100.00	4	仕入会社
	CERMAQ	OSLO, NORWAY	NOK	924,983,440	100.00 (100.00)	4	仕入会社
	大日本明治製糖	東京都中央区	百万円	2,000	100.00	5	販売仕入会社
	フードリンク	東京都港区	百万円	446	99.42	6	販売会社
	INDIANA PACKERS	DELPHI, U.S.A.	US$	200	80.00 (10.00)	4	仕入会社
	ジャパンファームホールディングス	鹿児島県曽於郡	百万円	100	92.66	4	仕入会社
	国際埠頭	神奈川県横浜市中区	百万円	1,800	50.10 (1.17)	4	商品寄託会社
	ローソン・エイティエム・ネットワークス	東京都品川区	百万円	3,000	85.10 (85.10)	1	-
	ローソンHMVエンタテイメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス	東京都品川区	百万円	100	100.00 (100.00)	0	-
	ローソン	東京都品川区	百万円	58,507	50.14	3	販売会社
	ロイヤリティマーケティング	東京都渋谷区	百万円	2,382	67.37 (20.00)	6	仕入会社
	エム・シー・ヘルスケア	東京都港区	百万円	548	80.00	8	－
	三菱商事ファッション	東京都渋谷区	百万円	2,000	100.00	11	仕入会社
	三菱商事建材	東京都渋谷区	百万円	500	100.00	9	販売会社
	三菱商事パッケージング	東京都中央区	百万円	341	92.15	11	販売会社
	三菱食品	東京都大田区	百万円	10,630	61.99 (0.01)	11	販売会社
	日本食品化工	東京都千代田区	百万円	1,600	59.82	3	仕入会社
	日本ケアサプライ	東京都港区	百万円	2,897	74.78	7	－
	日東富士製粉	東京都中央区	百万円	2,500	64.48	6	仕入会社
	日本農産工業	神奈川県横浜市西区	百万円	7,411	100.00	5	販売会社
	PRINCES	LIVERPOOL, U.K.	STG£	7,000,000	100.00 (10.00)	9	－
	RIVERINA(AUSTRALIA)	BRISBANE, AUSTRALIA	A$	4,400,000	100.00	4	仕入会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
	SCI	東京都品川区	百万円	10	100.00 (100.00)	3	仕入会社
	成城石井	神奈川県横浜市	百万円	100	100.00 (100.00)	1	販売会社
	TH FOODS	LOVES PARK, U.S.A.	US$	3,714,758	53.16 (6.32)	3	販売会社
	東洋冷蔵	東京都江東区	百万円	221	81.92	6	販売会社
	(その他 143社)						
その他	MC FINANCE & CONSULTING ASIA	SINGAPORE, SINGAPORE	US$	51,224,140	100.00	3	金融取引会社
	MC FINANCE AUSTRALIA PTY	MELBOURNE, AUSTRALIA	A$	100,000,000	100.00	3	金融取引会社
	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	LONDON, U.K.	US$	90,000,000	100.00	3	金融取引会社
	三菱商事フィナンシャルサービス	東京都千代田区	百万円	2,680	100.00	13	業務委託会社
	(その他 12社)						
現地法人	オーストラリア三菱商事会社	MELBOURNE, AUSTRALIA	AUD	48,000,000	100.00	7	販売仕入会社
	伯国三菱商事会社	SAO PAULO, BRAZIL	BRL	111,731,556	100.00 (12.57)	24	販売仕入会社
	北米三菱商事会社	NEW YORK, U.S.A.	US$	1,427,831,974	100.00	6	販売仕入会社
	香港三菱商事会社	HONG KONG, CHINA	HK$	286,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	韓国三菱商事会社	SEOUL, KOREA	KRW	20,000,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	三菱商事(上海)有限公司	SHANGHAI, CHINA	US$	91,000,000	100.00 (100.00)	5	販売仕入会社
	台湾三菱商事会社	TAIPEI, TAIWAN	TWD	1,000,000,000	100.00	6	販売仕入会社
	欧州三菱商事会社	LONDON, U.K.	STG£	120,658,154	100.00 (100.00)	10	販売仕入会社
	独国三菱商事会社	DUSSELDORF, GERMANY	EUR	32,000,000	100.00 (100.00)	1	販売仕入会社
	泰MC商事会社	BANGKOK, THAILAND	Baht	800,000,000	69.00 (45.00)	10	販売仕入会社
	(その他 36社)						

(注) 1. 議決権所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。
2. 役員の兼任等には、当社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでいます。
3. DIAMOND GENERATING EUROPE、DIAMOND TRANSMISSION CORPORATION、CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES、DIAMOND GAS HOLDINGS、DIAMOND GAS SAKHALIN、DIAMOND LNG CANADA、MCX EXPLORATION(USA)、M.C.INVERSIONES、メタルワン、MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY、ローソン、欧州三菱商事会社、及び北米三菱商事会社は特定子会社に該当します。また、上記記載会社以外では、地球環境・インフラ事業のDIAMOND GERMANY 1 TRANSMISSION、DIAMOND GERMANY 2 TRANSMISSION、エネルギー事業のDIAMOND LNG MALAYSIA SDN、MCX DUNLIN (UK)、PINNACLE RESOURCES、SHALE GAS INVESTMENT CANADA、TOMORI E&P、金属のCROSSLANDS RESOURCES、MC RESOURCE DEVELOPMENT、MCQ COPPER、QCT RESOURCES、生活産業のMC OCEAN HOLDINGS、及び現地法人のエム・シー・ヨーロッパ・ホールディングス、三菱商事(中国)有限公司、米国三菱商事会社が特定子会社に該当します。
4. 中央化学、ローソン、三菱食品、日本食品化工、日本ケアサプライ、及び日東富士製粉は有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、石垣島製糖が有価証券報告書提出会社です。
5. DIAMOND STAR SHIPPING及びHERNIC FERROCHROMEは債務超過の状態にある連結子会社であり、債務超過の額はそれぞれ22,660百万円及び20,288百万円です。

(3) 持分法適用会社

	会社名	住所	資本金又は出資金		議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
地球環境・インフラ事業	千代田化工建設	神奈川県横浜市西区	百万円	43,396	33.57	4	販売仕入会社
	リチウムエナジージャパン	滋賀県栗東市	百万円	7,500	41.94	5	－
	MC-JALUX AIRPORT SERVICES	TADAU TOWNSHIP, MYANMAR	US$	4,000,000	45.50	2	－
	水ing ※	東京都港区	百万円	5,500	33.33	3	－
	(その他 83社)						
新産業金融事業	エージーピー	東京都大田区	百万円	2,039	26.81	1	－
	AJIL FINANCIAL SERVICES	JEDDAH, SAUDI ARABIA	SAR	500,000,000	20.00 (20.00)	2	－
	INTERNATIONAL AUTOMOTIVE HOLDINGS	AMSTERDAM, NETHERLANDS	EUR	57,673	35.81	2	－
	三菱オートリース・ホールディング	東京都港区	百万円	300	50.00	5	－
	三菱UFJリース	東京都千代田区	百万円	33,196	20.15	3	－
	三菱鉱石輸送 ※	東京都千代田区	百万円	1,500	40.28	3	－
	(その他 70社)						
エネルギー事業	アストモスエネルギー ※	東京都千代田区	百万円	10,000	49.00	6	－
	BRUNEI LNG	LUMUT, BRUNEI	BN$	90,900,000	25.00 (25.00)	3	－
	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) ※	PERTH, AUSTRALIA	US$	2,604,286,135	50.00 (50.00)	2	－
	MI BERAU ※	AMSTERDAM, NETHERLANDS	US$	314,516,145	56.00	3	－
	(その他 23社)						
金属	ANGLO AMERICAN SUR.	SANTIAGO, CHILE	US$	1,240,735,737	20.44 (20.44)	1	仕入会社
	COMPANIA MINERA DEL PACIFICO	LA SERENA, CHILE	US$	887,220,369	25.00 (25.00)	2	仕入会社
	フルヤ金属	東京都豊島区	百万円	5,445	20.23	1	販売会社
	IRON ORE COMPANY OF CANADA	NEW CASTLE, U.S.A.	CAN$	15,922,000	26.18	3	仕入会社
	MOZAL	MAPUTO, MOZAMBIQUE	US$	740,901,000	25.00 (25.00)	2	仕入会社
	(その他 56社)						
機械	FF SHEFFE ※	AMSTELVEEN, NETHERLANDS	EUR	90,000	49.00	6	－
	GAC MITSUBISHI MOTORS	CHANGSHA, CHINA	RMB	1,947,000,000	20.00	1	販売会社
	ISUZU MOTORS(THAILAND)	PHRAPRADAENG, THAILAND	Baht	8,500,000,000	27.50 (27.50)	3	仕入会社
	ISUZU MOTORS INDIA ※	CHENNAI, INDIA	Rs	20,000,000,000	38.00	3	販売会社

	会社名	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等(人)	営業上の取引等
	ISUZU MOTORS INTERNATIONAL OPERATIONS(THAILAND)	BANGKOK, THAILAND	Baht 678,000,000	30.00 (30.00)	3	販売会社
	MMC CHILE ※	SANTIAGO, CHILE	CLP 2,057,699,554	40.00	3	販売会社
	KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS	JAKARTA, INDONESIA	RP 20,944,000,000	40.00 (40.00)	4	販売会社
	MITSUBISHI MOTORS KRAMA YUDHA SALES INDONESIA	JAKARTA, INDONESIA	RP 337,320,000,000	40.00	5	販売会社
	MITSUBISHI MOTORS KRAMA YUDHA INDONESIA	BEKASI, INDONESIA	RP 2,200,000,000,000	40.00	4	販売仕入会社
	(その他 60社)					
化学品	EXPORTADORA DE SAL	GUERRERO NEGRO, MEXICO	Mex$ 550,000,000	49.00	8	仕入会社
	明和産業	東京都千代田区	百万円 4,024	33.05	4	販売会社
	METANOL DE ORIENTE,METOR ※	JOSE, VENEZUELA	VEF 9,832,000	25.00	3	仕入会社
	サウディ石油化学	東京都千代田区	百万円 14,200	33.34	2	仕入会社
	(その他 30社)					
生活産業	BEIJING TIANXINGPUXIN BIO-MED	BEIJING, CHINA	RMB 100,000,000	20.00	2	―
	伊藤ハム米久ホールディングス	東京都目黒区	百万円 30,000	38.94	2	販売会社
	かどや製油	東京都品川区	百万円 2,160	26.35	1	販売会社
	カンロ	東京都中野区	百万円 2,864	30.33 (0.98)	5	仕入会社
	日本KFCホールディングス	神奈川県横浜市	百万円 7,298	35.25 (0.13)	4	販売会社
	ライフコーポレーション	東京都中央区	百万円 10,004	23.49 (1.20)	3	販売会社
	松谷化学工業	兵庫県伊丹市	百万円 100	30.00	3	販売会社
	MITSUBISHI CEMENT	NEW CASTLE, U.S.A.	US$ 140,000	28.71	3	仕入会社
	MCC DEVELOPMENT	NEW CASTLE, U.S.A.	US$ 271,000	30.00	3	販売会社
	OLAM INTERNATIONAL	SINGAPORE, SINGAPORE	S$ 3,089,370,000	20.33	2	仕入会社
	SINOPHARMGROUP BEIJING HUAHONG	CHONGWEN DISTRICT, CHINA	RMB 350,000,000	20.00	2	―
	(その他 72社)					
その他	シグマクシス	東京都港区	百万円 2,456	33.22	3	業務委託会社
	日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ	東京都港区	百万円 4,328	49.00	5	業務委託会社
	(その他 1社)					

(注) 1. 議決権所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。
2. 役員の兼任等には、当社並びに他の関係会社の職員の兼任、出向、転籍を含んでいます。
3. 千代田化工建設、エージーピー、三菱UFJリース、フルヤ金属、明和産業、伊藤ハム米久ホールディングス、かどや製油、カンロ、日本KFCホールディングス、ライフコーポレーション、及びシグマクシスは有価証券報告書提出会社です。また、上記記載会社以外では、カノークス、マルイチ産商、及び増田製粉所が有価証券報告書提出会社です。
4. ※を付した持分法適用会社は、ジョイント・ベンチャー(共同支配企業)です。

(4) その他の関係会社

該当ありません。

5 【従業員の状況】

(事業セグメントにおける連結従業員数)

セグメント別の連結従業員数は以下のとおりです。なお、連結従業員数は就業人員数を表示しています。

地球環境・インフラ事業(名)	新産業金融事業(名)	エネルギー事業(名)	金属(名)	機械(名)	化学品(名)	生活産業(名)	その他(名)	合計(名)
1,680	1,478	1,809	11,867	9,815	7,169	39,633	3,713	77,164

(提出会社の従業員の状況)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(円)
6,233	42.5	18年5ヶ月	13,862,987

当社の従業員に顧問・嘱託165名、他社からの出向者230名、海外店現地社員825名を含め、他社への出向者2,236名を除いた当社の就業人員数は5,217名です。なお、セグメント別の就業人員数は以下のとおりです。

地球環境・インフラ事業(名)	新産業金融事業(名)	エネルギー事業(名)	金属(名)	機械(名)	化学品(名)	生活産業(名)	その他(名)	合計(名)
486	352	547	277	536	628	830	1,561	5,217

(注) 1. 「地球環境・インフラ事業」の就業人員数は、従来、地球環境・インフラ事業グループのインフラ関連事業の就業人員数を記載し、同グループの環境関連事業の就業人員数は「その他」に含めていましたが、平成28年度より、環境関連事業の就業人員数も「地球環境・インフラ事業」に含めています。

2. 当連結会計年度1年間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が606名、連結子会社が21,353名であり、上記人数には含まれていません。

3. 当社の従業員の平均年間給与は、超過勤務手当及び賞与を含んでいます。

4. 当社及び連結子会社と各社の労働組合との関係について特に記載する事項はありません。

5. 当連結会計年度において当社は、株式会社ローソンを連結子会社化したことなどにより、連結従業員数が前連結会計年度末に比べて8,917名増加しています。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の経済環境としては、米国では個人消費が牽引し、堅調な成長が続いたほか、資源価格の回復もあり、一部の新興国では景気が緩やかに回復しました。また、米国新政権の政策全般は未だ不透明ながら、拡張的な経済政策に対する期待感から、国際金融市場が活況を呈しました。わが国の経済は、外需主導で緩やかな成長を続けました。

このような環境下、当連結会計年度の収益は、市況悪化に伴う販売数量の減少や為替の影響などにより、前連結会計年度を4,998億円(7%)下回る6兆4,258億円となりました。

売上総利益は、一部連結子会社の連結区分の変更の影響があったものの、主に豪州石炭事業における生産コスト改善に加え市況上昇が大きく寄与したことなどにより、前連結会計年度を2,297億円(21%)上回る1兆3,286億円となりました。

販売費及び一般管理費は、一部連結子会社の連結区分の変更及び為替の影響などにより、前連結会計年度から834億円(8%)負担減の9,326億円となりました。

有価証券損益は、関係会社の経営統合に伴う一過性利益や前連結会計年度に計上した減損の反動などにより、前連結会計年度を370億円(80%)上回る833億円となりました。

持分法による投資損益は、前連結会計年度に計上した資源関連資産の減損損失の反動などにより、前連結会計年度を2,929億円上回る1,175億円となりました。

以上の結果、当社の所有者に帰属する当期純利益は、前連結会計年度を5,897億円上回る4,403億円となりました。

なお、当連結会計年度の事業セグメント別、地域別の業績につきましては、「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

(2) キャッシュ・フローの状況

「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照願います。

2 【販売、仕入及び受注の状況】

(1) 販売の状況

「1. 業績等の概要」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入は販売と概ね連動しているため、記載は省略しています。

(3) 受注の状況

受注は販売と概ね連動しているため、記載は省略しています。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1. 中期経営戦略2018 ～新たな事業経営モデルへの挑戦～

三菱商事は、2016年5月に「中期経営戦略2018」を策定しました。

「中期経営戦略2018」では、目指す企業像を「創意工夫により新たなビジネスモデルを構築し、自らの意思で社会に役立つ事業価値を追求していくことで、経営能力の高い人材が育つ会社」としました。

また、2016年度から始まる向こう3ヵ年の経営の考え方として、「利益の「質」の重視」、「効率性・財務健全性の重視」を基本とし、経営基盤の再整備、成長に向けた打ち手を同時に実行することで、二桁のROEの実現を目指します。

■「中期経営戦略2018」で掲げた向こう3ヵ年の経営の考え方

【経営基盤の再整備】

「資源」と「非資源」のバランスの見直し

資源分野については、原料炭・銅・天然ガスへ経営資源を集中し、投融資残高を一定に保ちつつ、積極的な資産入替による質の向上を図ります。非資源分野では、資産の入替を進めつつ、三菱商事が強みを発揮できる分野に投資を集中し、投融資残高を増加させることにより、ポートフォリオのバランスを見直します。

なお、後述の通り、2016年度より、「資源／非資源」は「市況系／事業系」に括り直しています。

キャッシュ・フロー重視の経営

向こう3ヵ年は、キャッシュ創出額の範囲内で、成長投資と株主還元を実行していきます。

【成長に向けた打ち手】

「事業投資」から「事業経営」へのシフト

事業に「投資」するだけではなく、事業の中に入り三菱商事の強みや機能を提供することで投資先の成長に貢献する「事業経営」を強化し、次世代の事業基盤を構築していきます。

「事業のライフサイクル」を踏まえた入替の加速

環境の変化等によって、事業には常にライフサイクルが存在していることを念頭に、主体的機能の発揮という観点からも事業の位置付けを見直し、入替を促進します。

■「中期経営戦略2018」の経営方針に基づく取組み

2016年度は、経営方針に基づく仕組みの導入が完了しました。

(1) 最適バランス実現と「事業経営」へのシフトを可視化

従来の「資源／非資源」に代えて、市況リスク感応度に基づき「市況系／事業系」に括り直し、「市況系」の投融資残高を一定に保つことで、2018年度末には「市況系」と「事業系」の最適バランスの実現を見通します。また、「事業系」の中を3つの事業類型に分類することで、「事業経営」へのシフトを可視化する仕組みを導入し、「成長」の原動力として、経営力を活かし価値創造していく方向性を明確化しました。

(2) 成長に向けた全社による配分原資の活用

グループ連結純利益の一定比率を全社が留保することで、資本配分方針の選択肢が広がるとともに、全社がグループの枠を超えて成長を後押しします。グループレベルでもキャッシュ・フロー重視の経営を進め、グループの自律的経営が着実に進展しました。

■三菱商事グループの目指す将来像

新たに導入した仕組みにより、「事業経営」への更なるシフトを進めつつ、規模感のある成長を会社が後押しすることで、複数本の「収益の柱」を構築していきます。現時点で「柱」として期待できる事業に加え、次の「柱」候補となる事業も三菱商事の事業群の中には多く存在しており、「ヒト」と「資金」をダイナミックに組み替え、規模感のある「収益の柱」に育てていきます。

■株主還元

2016年度から始まる向こう3ヵ年については、持続的な利益成長に合わせて増配していく累進配当を基本方針とします。増配額は柔軟に決定していきます。

2. 個別重要案件

当連結会計年度における重要な個別案件については、「4. 事業等のリスク ⑥重要な投資案件に関するリスク」内の「a. 三菱自動車工業への取組」、「b. 豪州原料炭及びその他の金属資源権益への投資」及び「c. チリ国銅資産権益への投資及びその他の資源権益への投資」を参照願います。

4 【事業等のリスク】

① 世界マクロ経済環境の変化によるリスク

当社はグローバルにビジネスを展開しており、当社の業績も、国内の景気動向とともに、海外諸国の経済動向の影響を受けます。

例えば、エネルギー資源や金属資源の価格が下落する場合には、当社の資源関連の輸入取引や事業投資の収益が大きな影響を受けることとなります。更に、世界景気の冷え込みは、プラント、建設機械用部品、自動車、鉄鋼製品、鉄鋼原料、化学品などの当社の輸出関連ビジネス全般にも影響を与えることとなります。

また、当社は、タイ、インドネシアで、日本の自動車メーカーと協同で自動車の組立工場、販売会社、販売金融会社を設立し、広範な自動車事業を展開していますが、自動車の販売台数はこれらの国の内需に連関するため、タイ、インドネシア両国の経済動向は当社の自動車事業から得られる収益に大きく影響を与えることになります。

当連結会計年度の世界経済は、中国経済の先行き懸念や、英国の欧州連合離脱決議及び交渉の先行き不透明感、中東などの地政学的リスクの高まりなどから、金融市場のボラティリティが上昇しました。新興国では、投資や輸出の伸び悩みに国内の構造問題も加わり、中国、ブラジルなどの主要国でも成長速度の減速が見られました。

② 市場リスク

以下「当期純利益」は、「当社の所有者に帰属する当期純利益」を指しています。当期純利益への影響額の試算は、他に記載のない限り当社の当連結会計年度の連結業績に基づいています。

a. 商品市況リスク

当社では、商取引や資源エネルギーの権益を保有して生産物を販売すること、事業投資先の工業製品を製造・販売することなどの活動においてさまざまな商品価格変動リスクを負っています。当社の業績に大きな影響を与える商品分野として次のようなものがあげられます。

(エネルギー資源)

当社は豪州、マレーシア、ブルネイ、サハリン、インドネシア、米国・メキシコ湾、ガボン、アンゴラなどにおいて、原油やLNGの上流権益を保有しており、それらの価格変動は当社の業績に大きな影響を与えます。

4月に30米ドル台後半であった原油市況(Brent)は、米国シェールオイルに減産の傾向が表れた事もあり、6月上旬には50米ドル台まで上昇しました。

その後市場はOPECに対する減産期待と石油在庫動向により概ね40米ドルから50米ドル前半で推移したものの、減産に向けた具体的な動きが見られなかった事から10月末から11月にかけて40米ドル台で推移しました。

そのような状況下、11月30日のOPEC総会で減産が合意され、需給リバランスへの期待により原油市況は50米ドル台に回復し、更に、12月10日にロシアを中心とした一部非OPEC産油国による協調減産表明もあり、2月末まで概ね50米ドル中盤で推移しました。

その後、3月上旬から米国石油在庫の増加が続いた事から需給リバランス期待が剥落し、原油市況は50米ドル前半まで下落した後、3月末まで同じ水準で推移しました。

市場では引き続き主要産油国の減産状況と米国シェールオイルの生産状況等、需給リバランスの動向を注視しているものの、原油市況の先行きは依然不透明です。

LNGの価格は基本的に原油価格にリンクしており、1バーレル当たりの原油価格が1米ドル変動すると、当社の連結純利益で主に持分法による投資損益を通じてLNG・原油合わせて年間20億円の変動をもたらすと試算されます。ただし、LNGや原油の価格変動が当社の業績に影響を及ぼすまでにはタイムラグがあるため、価格変動が直ちに業績に反映されるとは限りません。

(金属資源)

当社は、100%出資子会社の三菱デベロップメント社 (MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD、本社：豪州ブリスベン、以下「MDP社」) を通じて、製鉄用の原料炭及び発電用等の一般炭を販売しており、石炭価格の変動はMDP社の収益を通じて当社の業績に影響を与えます。また、MDP社の収益は、石炭価格の変動の他にも、豪ドル・米ドル・円の為替レートの変動や悪天候、労働争議等の要因にも影響を受けます。

銅についても、生産者としての価格変動リスクを負っています。1トン当たりの価格が100米ドル変動すると連結

純利益で年間13億円の変動をもたらす（1ポンド当たりの価格が0.1米ドル変動すると連結純利益で年間29億円の変動をもたらす）と試算されますが、粗鉱品位、生産・操業状況、再投資計画（設備投資）等、価格変動以外の要素からも影響を受けるため、銅の価格のみで単純に決定されない場合があります。

（石油化学製品）

当社は、サウジアラビア、マレーシア、ベネズエラなどにおいて、ナフサや天然ガスを原料としたポリエチレン、エチレングリコール、パラキシレン、メタノールといった石油化学製品の製造・販売事業を展開し、アジアを中心にグローバルに貿易取引も行っています。石油化学製品は原料市況並びに需給バランス等の要因から製品ごとに固有の市況を形成しており、その変動は当該事業や取引から得られる当社の収益に影響を及ぼします。

b.　為替リスク

当社は、輸出入、及び外国間などの貿易取引において外貨建ての決済を行うことに伴い、円に対する外国通貨レートの変動リスクを負っています。これらの取引では先物為替予約などによるヘッジ策を講じていますが、それによって完全に為替リスクが回避される保証はありません。

また、海外における事業からの受取配当金や海外連結子会社・持分法適用関連会社の持分損益の連結純利益に占める割合が比較的高く、これらの収益の多くが外貨建てであり、当社の報告通貨が円であることから、外国通貨に対して円高が進むと連結純利益にマイナスのインパクトを与えます。当社の試算では米ドル・円のレートが1円変動すると、連結純利益に年間25億円の変動をもたらします。

更に、当社の海外事業への投資については、円高が進行すると在外営業活動体の換算差額を通じて自己資本が減少するリスクがあります。このため、大口の投資については必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの施策を実行していますが、完全にリスクが回避できるわけではありません。

c.　株価リスク

当社は、当連結会計年度末時点で、取引先や関連会社を中心に約1兆2,900億円（時価）の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。上記の価格は約4,100億円の評価益を含んでいますが、株式の動向次第で評価益は減少するリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を市場性のある株式により運用しています。よって、株価の下落は年金資産を目減りさせるリスクがあります。

d.　金利リスク

当社の当連結会計年度末時点の有利子負債総額は5兆3,839億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するというリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることになります。また、純粋に金利の変動リスクにさらされている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。ただし、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、当社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。

このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM（Asset Liability Management）委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っています。

③　信用リスク

当社は、様々な営業取引を行うことによって、売掛金、前渡金などの取引与信、融資、保証及び出資などの形で取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等による損失が発生する信用リスクを負っています。また、当社は主としてヘッジ目的のためにスワップ、オプション、先物などのデリバティブ取引を行っており、デリバティブ取引の契約先に対する信用リスクを負っています。

当社では当該リスクを管理するために、取引先ごとに成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付制度を導入し、社内格付と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っていますが、信用リスクが完全に回避される保証はありません。取引先の信用状態悪化に対しては取引縮小や債権保全策を講じ、取引先の破綻に対しては処理方針を立てて債権回収に努めていますが、債権等が回収不能になった場合には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

④　カントリーリスク

当社は、海外の会社との取引や出資に関連して、当該会社が所在している国の政治・経済・社会情勢に起因した、代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生するカントリーリスクを負っています。

カントリーリスクについては、保険を付保するなど第三者へのヘッジを原則とし、案件の内容に応じて適切なリスクヘッジ策を講じています。また、リスクを管理するために、カントリーリスク委員会を設置し、本委員会の下にカントリーリスク対策制度を設けています。カントリーリスク対策制度では、国ごとの信用度に基づきビジネス対象国を8つの区分に分類し、区分ごとに枠を設定するなどの手法によってリスクの積み上がりをコントロールしています。

しかしながら、上記のようなリスクヘッジ策を講じていても、当社の取引先や出資先若しくは進行中のプロジェクト所在国の政治・経済・社会情勢の悪化によるリスクを完全に回避することは困難です。そのような事態が発生した場合、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑤　事業投資リスク

当社は、株式・持分を取得して当該企業の経営に参画し、商権の拡大やキャピタル・ゲイン獲得などを目指す事業投資活動を行っていますが、この事業投資に関連して投下資金の回収不能、撤退の場合に追加損失が発生するリスク、及び計画した利益が上がらないなどのリスクを負っています。事業投資リスクの管理については、新規の事業投資を行う場合には、投資の意義・目的を明確にした上で、投資のリスクを定量的に把握し、事業特性を踏まえて決定した投下資金に対する利回りが、最低期待収益率を上回っているか否かを評価し、選別を行っています。投資実行後は、事業投資先ごとに、毎年定期的に「経営計画書」を策定しており、投資目的の確実な達成のための管理を行う一方、計画した収益を上げていない先については、持分売却・清算による撤退を含め、保有方針を明確にすることで、効率的な資産の入替を行っています。

しかしながら、このような投資評価の段階での案件の選別、投資実行後の管理を厳格に行っていますが、期待する利益が上がらないというリスクを完全に回避することは困難であり、事業環境の変化や案件からの撤退等に伴い、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑥　重要な投資案件に関するリスク

a.　三菱自動車工業への取組

当社は、三菱自動車工業の要請に応じて、平成16年6月から平成18年1月までに合計1,400億円の普通株式・優先株式を引き受けました。当社が保有する同社優先株式は、平成25年11月6日に同社が発表した資本再構築プランに基づき、平成26年3月5日に優先株式の一部を匿名組合に現物出資し、残りの優先株式を全て普通株式に転換しました。当社は、日産自動車株式会社による同社からの第三者割当増資引き受け（平成28年10月20日に実行済み）に向けて、平成28年7月6日付にて匿名組合契約を解除合意し、現物出資していた同社株式の返還を受けています。なお、返還を受けた株式は当社が公表しているリスクエクスポージャーの内数であり、株式の返還がリスクエクスポージャーに与える影響はありません。

また当社は、同社とともに、主に海外での販売会社及び関連するバリューチェーン分野での事業展開をしています。当社の同社本体に対するリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約1,000億円となっており、同社関連事業への出資、融資や営業債権などのリスクエクスポージャーは当連結会計年度末で約2,500億円（内、販売金融事業に関するリスクエクスポージャーは約1,200億円）となっています。これら同社本体へのリスクエクスポージャーと関連事業へのリスクエクスポージャーの合計は当連結会計年度末で約3,500億円となっています。

b.　豪州原料炭及びその他の金属資源権益への投資

当社は、昭和43年11月に100％出資子会社の三菱デベロップメント社（MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD、本社：豪州ブリスベン、以下「MDP社」）を設立し、石炭開発に取り組んできました。平成13年には、MDP社を通じ、約1,000億円で豪州クイーンズランド州BMA原料炭事業（以下「BMA」）の50％権益を取得し、パートナーのBHPビリトン社（BHP Billiton Limited、本社：豪州メルボルン）と共に事業を運営しています。現在では、BMAは年間6,900万トンの生産量を誇る世界最大規模の原料炭事業に成長しています。また、MDP社は、原料炭以外の金属資源（一般炭・鉄鉱石・ウラン）に関する探査・開発・生産・販売も行っており、当連結会計年度末のMDP社の固定資産帳簿価額は約9,700億円となっています。

なお、MDP社については、商品市況リスクにより業績に影響を与える可能性がありますが、詳細については「4 ② a. 商品市況リスク（金属資源）」をご参照ください。

c.　チリ国銅資産権益への投資及びその他の資源権益への投資

当社は、アングロ・アメリカン社（Anglo American Plc、本社：英国ロンドン、以下「アングロ社」）、チリ国営の銅生産会社であるCorporacion Nacional del Cobre de Chile社（本社：チリ国サンチャゴ）と三井物産株式会社の合弁会社（以下「合弁会社」）と共に、チリ国銅資源権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社（Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」）の株式を保有しています。アングロスール社への出資比率は、アングロ社グループが50.1%、合弁会社が29.5%、当社グループが20.4%となっており、当社の取得額は45.1億米ドルです。

アングロスール社は、チリ国内にロスブロンセス銅鉱山、エルソルダド銅鉱山、チャグレス銅精錬所、並びに大型の未開発鉱区等の資産を保有しています（アングロスール社合計の平成28年銅生産量実績は約35万トン）。

当社はアングロスール社への投資に対して持分法を適用しています。アングロスール社宛の投資に関しては、「持分法で会計処理される投資」として減損テストを行っており、アングロスール社の生産・開発計画は長期間に及ぶため、銅価格の見通しを含め、中長期的な観点から評価し判断しています。銅価格に関しては、将来の需給環境等のファンダメンタルズや、社外の金融機関等の提供するデータ等を考慮して、当社としての見通しを策定しています。アングロスール社の生産・開発計画は長期間に及ぶため、短期的な価格の動向よりも中長期的な価格見通しの方が、アングロスール社への投資の評価により重要な影響を与えます。銅市況の低迷に加え、新規鉱山プロジェクトの開発期間の長期化等も踏まえて総合的に見直した結果、前連結会計年度末に2,712億円の減損を実施し、当連結会計年度末の帳簿価額は約1,800億円となっています。

上記以外の銅資産権益への投資や原油・ガス、LNG関連の投資についても、重要なリスクとして認識しています。なお、生産・開発計画は長期間に及ぶため、短期的な価格の動向よりも中長期的な価格見通しの方が、投資の評価により重要な影響を与えます。

⑦　コンプライアンスに関するリスク

当社は、国内外で多くの拠点を持ち、あらゆる産業を事業領域としてビジネスを展開していることから、関連する法令・規制は多岐にわたっています。具体的には日本の会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、貿易関連諸法、環境に関する法令や各種業法を遵守する必要があり、また海外で事業を展開する上では、それぞれの国・地域での法令・規制に従う必要があります。

当社はコンプライアンス委員会を設け、その委員会を統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーが連結ベースでの法令・規制遵守を指揮・監督し、コンプライアンス意識を高めることに努めています。

しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制上の義務を実行できない場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

⑧　自然災害等によるリスク

地震、大雨、洪水などの自然災害・異常気象や、インフルエンザ等の感染症、大規模事故、テロ・暴動、その他予期せぬ事態が発生した場合、当社の社員・事業所・設備やシステムなどに対する被害が発生し、営業・生産活動に支障が生じる可能性があります。

当社では、社員の安否確認システムの導入、災害対策マニュアル及びBCP（事業継続計画）の策定、建物・設備・システム等の耐震対策（データ等のバックアップを含む）、防災訓練、必要物資の備蓄、国内外の拠点や関係会社との連携・情報共有などの対策を講じ、各種災害・事故に備えています。ただし、全ての被害や影響を回避できるとは限らず、かかる事象の発生時には当社の業績は影響を受ける可能性があります。

（注意事項）

本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

財務諸表の作成にあたり、経営者は、決算日における資産及び負債の報告金額、偶発資産及び負債の開示、報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える様な見積りを行う必要があります。見積りは、過去の経験やその時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づき行っており、他の情報源からは得られない資産及び負債の帳簿価額について当社及び連結子会社の判断の基礎となっています。ただし、前提条件や事業環境などに変化が見られた場合には、見積りと将来の実績が異なることもあります。

当社及び連結子会社の財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積り及び判断が必要となる項目は以下のとおりです。

① 金融商品の公正価値測定

当社及び連結子会社における有価証券やデリバティブ等の公正価値で測定される金融商品の残高は多額であるため、会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチなどの算出手順に基づき決定しています。具体的には、市場性のある有価証券については、活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価値により評価しています。市場性のない有価証券については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり修正純資産価値、及び第三者による鑑定評価等により評価しています。また、デリバティブについては、取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しています。

経営者は、金融商品の公正価値の評価は合理的であると判断しています。ただし、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより金融商品の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社及び連結子会社における公正価値評価額が変動する可能性もあります。

② 償却原価で測定される債権の減損

当社及び連結子会社における売上債権、受取手形及び貸付金等の償却原価で測定される債権の残高は多額であるため、当該債権の評価は会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

当社及び連結子会社は、顧客の評価を継続して行っており、回収実績及び信用情報の査定に基づく現在の顧客の与信能力に基づき、顧客毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、必要な担保・保証などの取り付けを行っています。当社及び連結子会社は、顧客からの回収状況を常にモニタリングしており、過去の貸倒実績率及び将来倒産確率などに基づき一部の債権を集合的に評価し、適切な金額の貸倒引当金を設定しています。また当社及び連結子会社は、特定の顧客に対してその財政状態や与信の状況、債権の回収状況を個々にモニタリングしており、債権全額(元利合計)を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合には、債権の内容、回収遅延期間、格付機関による評価、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価、担保物件の公正価値、並びにその他の情報に基づき、それぞれの顧客に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しています。

経営者は、償却原価で測定される債権の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分に計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しています。ただし、これらの評価には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより債権の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社及び連結子会社が貸倒引当金を増額又は減額する可能性もあります。

③ 非金融資産の減損

当社及び連結子会社は、たな卸資産及び繰延税金資産等を除く非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っており、帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を認識しています。回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローを資産固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しており、将来の市場の成長度合、収益と費用の予想、資産の予想使用期間等の前提条件を使用しています。

経営者は、減損の兆項及び減損損失の認識に関する判断、及び使用価値や公正価値の見積りに関する評価は合理

的であると判断しています。ただし、これらの見積りには経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより非金融資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来当社及び連結子会社が追加で減損損失を認識する可能性もあります。

④　退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を用いた年金数理計算により見積られます。特に割引率は、退職給付債務及び費用を決定する上で重要な前提条件であり、測定日時点における、従業員への給付が実行されるまでの予想平均期間に応じた優良債券の利回りに基づき決定しています。

経営者は、年金数理計算上用いられる前提条件と方法は適切であると判断しています。ただし、これらの前提条件には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件の変更がある場合には、当社及び連結子会社の退職給付債務及び費用に影響を与える可能性もあります。

⑤　繰延税金資産の回収可能性

当社及び連結子会社における繰延税金資産の残高は多額であるため、繰延税金資産の回収可能性に関する評価は会計上の見積りにおいて重要なものとなっています。

当社及び連結子会社は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。

経営者は、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり行っている見積りは合理的であり、繰延税金資産が回収可能な額として計上されていると判断しています。ただし、これらの見積りには経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、将来当社及び連結子会社が繰延税金資産を減額する可能性もあります。

(2) 当連結会計年度の業績の概況

①　収益

当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から4,998億円(7%)減少し、6兆4,258億円となりました。このうち、商品販売に係る収益は、前連結会計年度から3,917億円(7%)減少し、5兆5,584億円となり、また、サービス及びその他に係る収益は1,081億円(11%)減少し、8,674億円となりました。主な増減要因（セグメント別）は以下のとおりです。

・生活産業グループの収益は、食肉事業の関係会社の経営統合及び為替の影響などにより、前連結会計年度から3,586億円(14%)減少し、2兆2,042億円となりました。

・金属グループの収益は、豪州石炭事業における市況上昇の影響などにより、前連結会計年度から2,357億円(34%)増加し、9,366億円となりました。

・エネルギー事業グループの収益は、市況悪化に伴う販売数量の減少や為替の影響などにより、前連結会計年度から1,792億円(13%)減少し、1兆1,893億円となりました。

②　売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、一部連結子会社の連結区分変更の影響があったものの、主に豪州石炭事業における生産コスト改善に加え市況上昇が大きく寄与したことなどにより、前連結会計年度を2,297億円(21%)上回る1兆3,286億円となりました。

③　販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、一部連結子会社の連結区分の変更及び為替の影響などにより、前連結会計年度から834億円(8%)負担減の9,326億円となりました。

④　有価証券損益

当連結会計年度の有価証券損益は、関係会社の経営統合に伴う一過性利益や前連結会計年度に計上した減損の反動などにより、前連結会計年度を370億円(80%)上回る833億円（利益）となりました。

⑤　固定資産除・売却損益

当連結会計年度の固定資産除・売却損益は、前連結会計年度を70億円(33%)下回る144億円（利益）となりました。

⑥　固定資産減損損失

当連結会計年度の固定資産減損損失は、前連結会計年度から略横ばいの1,032億円となりました。

⑦　その他の損益－純額

当連結会計年度のその他の損益は、為替の影響などにより、前連結会計年度から484億円改善し、106億円（利益）となりました。

⑧　金融収益

当連結会計年度の金融収益は、資源関連投資先からの受取配当金の増加により、前連結会計年度を93億円(8%)上回る1,324億円となりました。

⑨　金融費用

当連結会計年度の金融費用は、前連結会計年度から略横ばいの495億円となりました。

⑩　持分法による投資損益

当連結会計年度の持分法による投資損益は、前連結会計年度に計上した資源関連資産の減損損失の反動などにより、前連結会計年度から2,929億円増加し、1,175億円（利益）となりました。

⑪　税引前利益

当連結会計年度の税引前利益は、上記の理由から、前連結会計年度から6,942億円増加し、6,014億円となりました。

⑫　法人所得税

当連結会計年度の法人所得税は、税引前利益の増加に伴い、前連結会計年度から816億円(205%)の負担増の、1,214億円となりました。

⑬　非支配持分に帰属する当期純利益

当連結会計年度の非支配持分に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から231億円(138%)増加し、398億円となりました。

⑭　当社の所有者に帰属する当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の当社の所有者に帰属する当期純利益は、前連結会計年度から5,897億円増加し、4,403億円となりました。

(3) 当連結会計年度のセグメント別業績概況

（以下「当期純利益」は、「当社の所有者に帰属する当期純利益」を指しています。）

①　地球環境・インフラ事業グループ

地球環境・インフラ事業グループは、電力、水、交通や、その他産業基盤となる環境・インフラ分野における事業及び関連する取引などを行っています。

当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から103億円(18%)増加し、691億円となりました。

売上総利益は、前連結会計年度から2億円(1%)増加し、380億円となりました。
持分法による投資損益は、海外発電事業における持分利益が増加した一方、千代田化工建設の持分損益が減少したことなどにより、前連結会計年度から56億円(19%)減少し、232億円となりました。
上記のほか、前連結会計年度にその他の損益-純額に計上した北海油田の生産事業向け融資・保証案件における債務保証損失引当金の振り戻し益127百万米ドル（約153億円）の反動などにより、当期純利益は234億円となり、前連結会計年度と比較して58億円(20%)の減少となりました。

② 新産業金融事業グループ
新産業金融事業グループは、企業投資、リース、不動産、物流などの分野において、投資及び運用事業を行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から214億円(14%)減少し、1,328億円となりました。
売上総利益は、前連結会計年度から16億円(3%)減少し、602億円となりました。
持分法による投資損益は、中国不動産事業及びリース事業における持分利益の減少などにより、38億円(22%)減少し、137億円となりました。
上記のほか、航空機関連事業の持分利益の減少などにより、当期純利益は355億円となり、前連結会計年度と比較して48億円(12%)の減少となりました。

③ エネルギー事業グループ
エネルギー事業グループは、天然ガス・石油の生産・開発事業、液化天然ガス（LNG）事業、原油・石油製品・炭素製品・LPG等の販売取引、新規エネルギー事業の企画開発などを行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,792億円(13%)減少し、1兆1,893億円となりました。
売上総利益は、北米ガス事業における取引数量の増加などにより、前連結会計年度から23億円(6%)増加し、377億円となりました。
持分法による投資損益は、市況悪化に伴う持分利益の減少の一方、前連結会計年度における減損損失の反動などにより、293億円増加し、253億円となりました。
上記のほか、前連結会計年度の減損損失の反動、シェールガス事業再編に伴う一過性利益164億円を「その他の損益―純額」等に計上したこと及びアジアE&P事業における株式売却益などにより、当期純利益は555億円となり、前連結会計年度と比較して653億円の増加となりました。

④ 金属グループ
金属グループは、薄板・厚板などの鉄鋼製品、石炭・鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅・アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から2,357億円(34%)増加し、9,366億円となりました。
売上総利益は、豪州石炭事業における生産コスト改善及び市況上昇などにより、前連結会計年度から2,757億円(198%)増加し、4,148億円となりました。
持分法による投資損益は、前連結会計年度における減損損失の反動及びコスト改善や価格の上昇などによる持分利益の改善などにより、2,816億円増加し、27億円となりました。
上記の結果、当期純利益は1,479億円となり、前連結会計年度と比較して5,086億円の増加となりました。

⑤ 機械グループ
機械グループは、工作機械、農業機械、建設機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器、自動車などの幅広い分野において、販売、金融、物流、投資などを行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から306億円(4%)減少し、7,470億円となりました。
売上総利益は、自動車事業における取引利益の減少及び船舶事業関連損益の悪化などにより前連結会計年度から

159億円(8%)減少し、1,821億円となりました。
持分法による投資損益は、船舶事業関連投資先における減損損失、自動車事業における販売減及び円高の影響による持分利益の減少などにより、198億円(79%)減少し、53億円となりました。
上記の結果、当期純利益は294億円となり、前連結会計年度と比較して328億円(53%)の減少となりました。

⑥ 化学品グループ
化学品グループは、原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった基礎原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医農薬などの川下・川中製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から1,680億円(13%)減少し、1兆1,341億円となりました。
売上総利益は、前連結会計年度から4億円増加し、1,130億円となりました。
持分法による投資損益は、市況悪化及び円高に伴う石化関連事業などにおける持分利益の減少などにより、33億円(21%)減少し、121億円となりました。
上記の結果、当期純利益は267億円となり、前連結会計年度と比較して38億円(12%)の減少となりました。

⑦ 生活産業グループ
生活産業グループは、食料、衣料、日用品、ヘルスケアなど、消費者の生活に身近な分野で、原料の調達から、流通・小売に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発などを行っています。
当連結会計年度においては、当セグメントの収益は、前連結会計年度から3,586億円(14%)減少し、2兆2,042億円となりました。
売上総利益は、外食事業子会社、食肉事業子会社の関連会社化及び紙パルプ事業子会社の売却による減少などにより、前連結会計年度から318億円(6%)減少し、4,732億円となりました。
持分法による投資損益は、食肉関連事業における持分利益の増加及び食品原料事業における通年連結開始などにより、前連結会計年度から147億円(73%)増加し、349億円となりました。
上記のほか、鮭鱒養殖事業における市況回復などによる利益の増加、ローソン子会社化及び食肉事業の関係会社の経営統合に伴う一過性利益などにより、当期純利益は1,213億円となり、前連結会計年度と比較して478億円(65%)の増加となりました。

地域別情報は以下のとおりです。

① 日本
当連結会計年度の収益は、エネルギー事業グループにおける市況悪化に伴う販売数量の減少や、生活産業グループにおける食肉事業の関係会社の経営統合の影響などにより、前連結会計年度から7,547億円(17%)減少し、3兆7,937億円となりました。

② アメリカ
当連結会計年度の収益は、エネルギー事業グループの北米ガス事業における取引数量増加の影響などにより、前連結会計年度から1,589億円(25%)増加し、7,977億円となりました。

③ オーストラリア
当連結会計年度の収益は、金属グループの石炭事業における市況上昇の影響などにより、前連結会計年度から2,190億円(40%)増加し、7,650億円となりました。

④ その他地域
当連結会計年度の収益は、前連結会計年度から1,231億円(10%)減少し、1兆693億円となりました。

(4) 当連結会計年度のセグメント別の事業環境と翌連結会計年度以降の見通し
① 地球環境・インフラ事業グループ

当連結会計年度は、米国及び欧州では全体的に景気が緩やかに拡大し、国内でも緩やかな景気回復基調が続く一方、新興国では景気は減速する状況となりました。その中で、当グループは、海外での発電事業における持分利益の増加があったものの、前連結会計年度に計上した一過性利益の反動減や千代田化工建設の持分損益の減少などにより、利益は減少しました。
翌連結会計年度においても、新興国を中心に電力、水、交通、プラントなどの社会・産業インフラに対する需要は堅調に推移すると見ており、当グループが擁する事業領域においては中長期的にも豊富なビジネスチャンスがあり、引き続き安定的な成長が見込める事業環境にあると考えています。
当グループの主な事業領域別の環境認識は以下のとおりです。
電力事業においては、先進国、新興国共に、環境規制強化が進む中で高効率ガス焚、再生可能エネルギーを中心に引き続き事業機会の拡大が見込まれています。また、先進国においては電力市場向け売電事業や、分散型発電事業、電力小売り事業等、新たなビジネスモデルへの取組機会拡大が進んでいます。
水事業では、日本、ドゥバイ、英国の出資先などを通じて上下水関連設備の建設や運営を進めており、また、南米では海水の淡水化事業を行っています。国内においては政府が成長戦略の一環として上下水道事業のコンセッション方式の検討を進めており、また、アジア・中東・アフリカを中心に上下水処理プラント及び海水淡水化プラントに対する需要が高く、引き続き事業機会が継続すると思われます。
交通事業では、過年度に参入しているミャンマーでの空港運営事業や、当連結会計年度に事業権を獲得した豪州での都市交通システム開発・運営事業を推進していきます。また、機器供給や建設工事の分野でも、過年度に受注したモンゴルの新空港建設プロジェクトなどを着実に実行しております。引き続き交通インフラの需要は旺盛であり、安定収益の確立に努めることができる事業環境にあると考えています。
プラントエンジニアリング事業では、油価低迷に伴う一部案件の一時的な停滞はあるものの、中長期的にはマクロなエネルギー需要は引き続き拡大する見込みであることから、競争力のあるプロジェクトは着実に実現していくと考えられ、一定の新規プラント需要が見込める事業環境にあると認識しています。
環境関連事業では、電気自動車やプラグインハイブリッド車に搭載するリチウムイオン電池の開発・製造事業、再生可能エネルギーの普及や配電系統の安全化等に資する蓄電事業、低炭素社会実現のための水素など次世代エネルギー開発などのビジネスを展開しています。
電池に関しては、今後の車載用途・産業用途電池の大幅な市場規模拡大が見込まれる中、この開発に取り組み、将来需要の取り込みを図ります。

② 新産業金融事業グループ
当連結会計年度は、国内及び米国不動産事業は引続き順調に推移したものの、中国不動産事業や航空機関連事業及びリース事業の持分利益が減少し、前連結会計年度と比較して減益となりました。
翌連結会計年度は、米国を中心に財政面からの景気刺激策による下支え効果や資源国経済の回復が期待される一方、主要国における潜在成長率の低下及び中東や東アジア情勢の地政学的リスクなど一部懸念要素はあるものの、全体としては当グループの対面市場の景況は安定的に推移するものと見ています。
当グループの主な事業分野の環境認識については以下のとおりです。
国内プライベートエクイティ（PE）事業は、当連結会計年度の国内PE市場の案件数はリーマンショック前の水準まで回復しました。事業承継案件の伸びが顕著であり、加えて日本版スチュワードシップ・コードの導入や企業による事業の選択と集中も加速しており、今後更なる市場の拡大が予測されます。
リース事業は、国内リース需要について内外経済の先行きに対する警戒感から、慎重な見方もあるものの、企業収益や内外景気の改善を受けて緩やかな回復基調が続いており、今後も既存設備の老朽化を背景とする更新投資や、宿泊施設など非製造業の建設投資などが下支えになると見込まれています。尚、2016年4月～2017年2月のリース取扱累計額は約4兆3,000億円で、前年同期間対比97.9%となりました。
国内不動産関連事業は、引続き金融緩和による低金利環境を背景とした投資家の購入意欲は旺盛ですが、市場における物件供給量が限定的である影響を受け、事業用不動産の取引総額は前連結会計年度比約2割減となる約3兆円となり、2年連続の減少となりました。また、上場不動産投資信託（J-REIT）市場でも、新規公募増資によるエクイティ調達額は3,842億円(2017年1月末時点)と、昨年度の6,468億円の約6割に留まりました。しかし、銘柄数は5銘柄増加、合併で2銘柄減少し57銘柄となり、資産規模は15.5兆円(2016年末時点)まで拡大しました。翌連結会計年度は国際的な政治イベントや米金利の先高予想の影響により、国内不動産市場の不透明感が増す可能性も

あるものの、金融危機の様な大きく相場を崩す要素は見当たらず、全般的には堅調に推移すると予想されます。
海外不動産関連事業は、米国ではトランプ新政権による財政出動（インフラ投資等）や大型減税などが着実に実行されれば、景気拡大・経済成長が安定的に持続し、不動産市場も好況が続くと思われます。中国では、経済成長率の鈍化に伴い、都市ごとの市況格差は拡大傾向にあり、財政政策や経済改革の動向次第で不動産市場が不安定化する可能性もあり注視が必要です。アセアンでは、引続き各国とも高水準の経済成長に基づき、開発案件を中心に不動産市場は安定的に成長する見込みです。
物流事業は、eコマース需要増加などを背景に、物流企業間の資本提携や自社物流の高度化などが進んでいます。今後は労働者不足を背景に、AI/ロボット及び共同物流・鉄道輸送への切り替えが活発化する見込みです。また、世界的には供給が需要を上回る状況下、物流業界や海運業界で更なる合従連衡が進む見通しです。

③　エネルギー事業グループ
当連結会計年度も世界の石油需要はアジアを中心に堅調な伸びをみせたものの、需給環境は供給過剰傾向が続いています。平成28年4月初めに39ドル台であった原油価格(Brent)は、米国シェールオイルに減産傾向が表れた事が好感され、6月に50ドル台まで上昇しました。その後は、OPECに対する減産期待と石油在庫動向に影響され、概ね40ドル台から50ドル台で一進一退を繰り返しましたが、減産にむけた具体的な動きが見られなかった事が影響し、10月末から11月にかけて40ドル台にまで下落しました。そのような状況下、11月30日のOPEC総会で減産が合意され、需給改善期待により原油市況は50ドル台に回復します。更に12月10日には15年ぶりとなるロシアを中心とした非OPEC主要産油国による協調減産の報により原油価格は急伸し、平成29年2月末まで50ドル台半ばで推移しました。その後3月上旬から米石油在庫の増加が続いた事から需給リバランス期待が剥落し、3月下旬には一時50ドルを割り込む局面もありました。
翌連結会計年度にもアジアを中心とした需要増と、産油国による減産継続が見込まれ、需給は徐々に回復していく見通しですが、高水準の在庫解消には半年以上の時間がかかるとみられています。原油相場は依然として方向性が定まらない状態にあり、今後も価格動向を注視する必要があります。
なお、翌連結会計年度の業績見通しの算出に際しては、原油価格を、ドバイ原油1バーレル当たり50ドルを前提としています。

④　金属グループ
平成28年度の鋼材・金属市況は全般的に回復基調に転じました。鋼材については、中国政府が発表した過剰生産能力の削減方針や、米国を中心とした保護主義の加速、また後述の原料炭価格の上昇も背景に、価格が回復しました。
尚、平成28年暦年の世界の粗鋼生産は約16億トンで、前年比約1％増とほぼ横ばいとなりました。原料炭は、豪州や中国で発生した生産障害や中国国内炭鉱の操業日数制限等により供給が制限され、価格が上昇しました。又、銅地金は、中国における経済指標改善、米国でのインフラ投資等を通じた景気拡大政策への期待感に加え、主要生産国であるチリ銅鉱山でのストライキ、およびインドネシア銅鉱山の輸出許可更新遅延等の供給不安を主要因に年度後半から上昇に転じ、当連結会計年度の平均価格は1トン当たり5,155ドルとなりました。
当グループの当期純利益は、前連結会計年度に計上した減損損失の反動に加え、当社100%出資子会社で豪州金属資源事業を行う三菱デベロップメント社（MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD、本社：豪州ブリスベン）における生産性向上の施策継続によるコスト改善、前年度からの市況上昇も寄与し、前連結会計年度と比較して増益となりました。
中長期的には新興国の経済成長が世界経済を牽引し、金属資源・製品の需要や市況は今後も底堅く推移していく見通しです。

⑤　機械グループ
当連結会計年度は、低調に推移する新興国の経済成長や船舶市況の低迷など、当グループを取り巻く事業環境は厳しい状況となりました。このような環境の下、当グループは、主に船舶事業における傭船料前提の下方見直しや船隊規模の適正化に伴う減損、円高の影響などにより、前連結会計年度と比較して減益となりました。新興国市場の動向には引き続き注視が必要な一方、中長期的な事業環境の好転に備え、今後の成長に向けた事業基盤の拡充及び機能の強化を進めていきます。

当グループの主な事業分野の環境に対する認識については以下のとおりです。
産業機械事業における国内レンタル事業は、震災復興工事向けのレンタル需要は落ち着きつつあるものの、老朽化したインフラの復旧工事や東京オリンピック関連の多数の建設投資は旺盛で好調を維持しています。翌連結会計年度も当連結会計年度と同じレベルの建設投資が行われると見込んでいます。エレベーター事業は、アセアン諸国における堅調な建設投資を背景に引き続き着実な成長が見込まれます。工作機械事業は、国内については受注高が年度後半から徐々に回復傾向に転じており、翌連結会計年度は当連結会計年度以上の推移と見込んでいます。また、米国市場は翌連結会計年度の後半から市場が活性化すると予測しています。
農業機械事業は、国内については引続き農業の高度化と大規模化が進むことから、当事業の対象市場規模は徐々に拡大する見込みです。タイにおいては、農業の効率化と高度化に伴う機械化の流れにより、農機市場の回復が見込まれます。
船舶関連事業は、撒積船市況が歴史的低水準からの回復途上とはいえ、依然安値圏で推移した結果、当連結会計年度の事業環境は大変厳しいものとなりました。今後、世界経済が順調に伸び、新造船の投機的発注が抑制されれば、事業環境も好転していくと予想されますが、荷動きと船腹量の需給バランスを慎重に見守っていきます。
ガス船及び海洋資源開発関連特殊船の事業については、原油価格低迷の長期化がLNGプロジェクトの新規開発の一部先延ばし等に影響していますが、世界的なLNG需要の高まりにより中長期的には事業環境は改善に向かうと予想されます。
三菱自動車関連事業は、新興国経済の成長鈍化の影響などにより、事業全体としては減速傾向となりましたが、引き続きインドネシアなど重要市場において、事業基盤の拡充による将来の市場の成長の取り込みを目指すとともに、その他市場での販売の強化を行っていきます。
いすゞ自動車関連事業では、主力のタイ市場で経済低迷の影響を受け、自動車需要は前年比約4%減となりましたが、2012年以降減少傾向が続いたタイ自動車全需は当連結会計年度で底を打ち、翌連結会計年度以降は緩やかに回復する見込みです。今後も中長期的な成長を目指し、タイに加えて、他新興国を中心とした市場での取り組みを強化していきます。

⑥　化学品グループ
当連結会計年度の化学品市況は、原油等資源価格の回復に伴い総じて上昇基調となりました。また、米国の経済成長が軌道に乗り、中国を始めとする新興国の経済が低迷期を脱し、需要を持ち直していることも製品市況高に影響を及ぼしました。
今後については、アジア市場を中心とした需要の伸張は引き続き期待されるものの、世界の経済成長や原油価格動向等により、先行き不透明な状況が当面続くものと予想されます。
中期的には、シェールガス台頭により北米の石油化学産業は競争力・供給力を増し、世界的に石油化学業界の構造変化（業界再編、設備の統廃合）や、物流・製品供給フローの変化が生じると見込まれ、当社機能を発揮する事業機会が拡大すると予想されます。また、新興国での中間層の拡大と生活水準の向上や先進国での高齢化の流れに伴い、健康・安全・安心・おいしさに対する関心が高まっており、食品化学等の「ライフサイエンス」分野での需要は堅調な拡大が見込まれます。
当グループは、こうした事業環境やニーズの変化に対応すべく、食と健康を中心としたライフサイエンス事業を推進し、国内外市場の成長を積極的に取り組んでいきます。また、サウジアラビアの石油化学事業やベネズエラのメタノール事業といった中核ビジネスの更なる強化を図ると共に、化学品のバリューチェーン全体で総合力を活かした事業を継続的に推進します。

⑦　生活産業グループ
当連結会計年度の国内消費市場は、政府の景気対策効果等により、景況感は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界経済の先行きへの不透明感は強く、本格回復には道半ばの状況が続いています。国内消費市場規模は人口減少により縮小傾向にあるとみられますが、高齢社会の進行に伴う生活スタイルの変化などによって新たな需要創出が期待できると捉えています。
海外市場では、アジアを中心とする新興国は成長スピードの鈍化がみられるものの、所得水準の向上による質・量双方の消費拡大が続いています。
このような事業環境を踏まえ、国内ではバリューチェーンの強化、海外では市場成長の取込みによる事業拡大を

進めていきます。
当連結会計年度の当グループの当期純利益は、鮭鱒養殖事業の収益回復及びローソン子会社化に伴う一過性利益などにより前連結会計年度と比較して増益となりました。翌連結会計年度については、当連結会計年度に計上した一過性利益の反動減などにより減益を見込んでいます。

(5) 流動性と資金の源泉

① 資金調達方針と流動性マネジメント

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、コマーシャル・ペーパーや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メガバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。
当連結会計年度の資金調達活動としては、前連結会計年度に引き続き、調達期間の長期化や、資本性を有する資金の調達手段であるハイブリッドファイナンスに取り組む等、財務健全性の向上に努めました。
これらの資金調達活動の結果、当連結会計年度末のグロス有利子負債残高は、前連結会計年度末から6,587億円減少し5兆3,839億円となり、このうち88%が長期資金となっております。有利子負債のうち、6,000億円はハイブリッドファイナンスであり、格付機関は残高の50%である3,000億円を資本と同等に扱っています。なお、当社のグロス有利子負債残高は3兆7,974億円であり、このうち長期資金は95%を占め、平均残存期間は約6年となっています。
翌連結会計年度は、引き続き長期資金を中心とした資金調達を継続していく方針です。更に、資金調達ソースの多様化と、連結ベースでの資金効率の向上に向けた取り組みも継続します。また、金融市場の環境は、引き続き予断を許さないため、細心の注意を払って対処すべく、現預金等および銀行融資枠（コミットメントライン）を十分に確保し、流動性を維持していきます。
連結ベースでの資金管理体制については、当社を中心に国内外の金融子会社、海外現地法人等において集中して資金調達を行い、子会社へ資金供給するというグループファイナンス方針を原則としています。結果として、当連結会計年度末では、連結有利子負債のうち83%が当社、国内外の金融子会社、海外現地法人等による調達となっています。今後も、連結経営の深化を見据え、連結ベースでの資金管理体制の更なる充実を図ります。
当連結会計年度末の流動比率は連結ベースでは138%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いといえます。また、当連結会計年度末時点の当社、米国三菱商事、Mitsubishi Corporation Finance、MC Finance & Consulting Asia、MC Finance AustraliaでCP及び1年以内に償還を予定している社債を合わせた短期の市場性資金が4,204億円あるのに対して、現預金、一年以内に満期の到来する公社債、売買目的の有価証券、フィーを支払って確保しているコミットメントラインが合計で1兆6,996億円あり、カバー超過額は1兆2,792億円と十分な水準にあると考えています。なお、当社のコミットメントラインについては、円貨で5,100億円を国内主要銀行より、外貨で主要通貨20億ドル、ソフトカレンシー3億ドル相当を欧米を中心とした国内外の主要銀行より取得しています。
当社ではグローバルな資金調達とビジネスを円滑に行うため、格付投資情報センター（R&I）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）の3社から格付けを取得しています。3社の平成29年5月17日時点の当社に対する格付け（長期/短期）は、R&IがAA-/a-1+（見通し安定的）、ムーディーズがA2/P-1（見通しネガティブ）、S&PがA/A-1（見通し安定的）となっています。

② 資産及び負債・資本

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末より8,373億円(6%)増加し、15兆7,536億円となりました。
流動資産は、前連結会計年度末より899億円(1%)減少し、6兆4,673億円となりました。これは、借入金の返済に伴い現金及び現金同等物が減少したことなどによるものです。
非流動資産は、前連結会計年度末より9,272億円(11%)増加し、9兆2,863億円となりました。これは、ローソンの子会社化に伴い、無形資産及びのれんが増加したことなどによるものです。
当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末より658億円(1%)増加し、9兆9,645億円となりました。
流動負債は、前連結会計年度末より2,446億円(6%)増加し、4兆6,778億円となりました。これは、ローソンの子会

社化や取引数量の増加に伴い、営業債務及びその他の債務が増加したことなどによるものです。
非流動負債は、前連結会計年度末より1,788億円(3%)減少し、5兆2,867億円となりました。これは、短期への振替により社債及び借入金が減少したことなどによるものです。
当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末から7,715億円(15%)増加し、5兆7,890億円となりました。
当連結会計年度末の当社の所有者に帰属する持分は、前連結会計年度末より3,247億円(7%)増加し、4兆9,172億円となりました。これは、連結純利益の積み上がりがあったことなどによるものです。
また、非支配持分は、前連結会計年度末より4,468億円(105%)増加し、8,718億円となりました。これは、ローソンの子会社化に伴う増加などによるものです。
有利子負債総額から現預金を控除したネット有利子負債は、前連結会計年度末より3,240億円(8%)減少し、3兆9,915億円となりました。この結果、ネット有利子負債を当社の所有者に帰属する持分で除したネット有利子負債倍率は0.8倍となり、前連結会計年度末より0.1ポイント減少しました。

③　キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,555億円減少し、1兆1,455億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)
当連結会計年度において、営業活動により資金は5,830億円増加しました。これは、運転資金の負担増などがあったものの、営業収入や配当収入などにより、資金が増加したものです。
また、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、営業収入が増加した一方で、運転資金の負担増などにより、前連結会計年度と比較して1,171億円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)
当連結会計年度において、投資活動により資金は1,796億円減少しました。これは、貸付金の回収などによる収入があったものの、設備投資や不動産事業への支出、ローソン株式取得などにより、資金が減少したものです。
また、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年度のエネルギー資源事業への投資や農産物事業会社Olam International Limited社の株式取得の反動などにより、前連結会計年度と比較して、3,243億円の増加となりました。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリーキャッシュ・フローは4,034億円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)
当連結会計年度において、財務活動により資金は7,522億円減少しました。これは、劣後特約付社債（ハイブリッド社債）などによる資金調達があったものの、借入金の返済や社債の償還、親会社における配当金の支払いなどにより、資金が減少したものです。
また、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済などにより、前連結会計年度と比較して、3,877億円の減少となりました。

(6) 戦略関連事項

① 経営課題と今後の方針

経営課題と今後の方針につきましては、「3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

② 利益配分に対する基本方針

配当政策につきましては、「第4 提出会社の状況」の「3. 配当政策」をご覧ください。

③ 主たる投資活動

当連結会計年度に公表した「中期経営戦略2018」において、成長への打ち手として「事業投資」から「事業経営」へのシフトと「事業のライフサイクル」を踏まえた入替の加速を掲げ、地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、金属、エネルギー事業、機械、化学品、生活産業の各事業分野で、継続的に投資を行っていく方針としています。

当連結会計年度においては、総額5,700億円の投資を行いました。主な内容は、ローソン株式の追加取得による子会社化のほか、シェール事業での追加投資、海外不動産事業関連の投資となります。

(注意事項)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

第3 【設備の状況】

設備の状況の各項目の金額には、消費税等は含まれていません。

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の設備の状況

事業	事業所名	設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
－	本店(三菱商事ビル)	事務所	東京都千代田区	1,365	5,306	69,977	13,078	125	
－	本店(丸の内パークビルほか)	事務所	東京都千代田区ほか	2,272	－	－	－	－	借室 賃借料 10,035百万円/年
－	関西支社	事務所	大阪府大阪市北区	105	－	－	－	－	借室 賃借料 342百万円/年
－	中部支社	事務所	愛知県名古屋市中村区	47	－	－	－	－	借室 賃借料 591百万円/年

(2) 国内子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
金属	メタルワン	荷役作業設備ほか	大阪府大阪市大正区ほか	10,205	1,813,727	35,675	15,122	11,075	
機械	レンタルのニッケン	建設機械ほか	東京都千代田区ほか	2,249	179,904	10,711	6,739	31,866	
生活産業	三菱食品	事業所及び物流センター	東京都大田区ほか	4,862	506,534	23,328	12,858	3,399	
生活産業	ローソン	事務所・店舗及び店舗用什器	東京都品川区ほか	9,415	128,375	9,701	183,747	131,062	

(3) 在外子会社の設備の状況

事業	会社名	事業所名及び設備の内容	所在地	従業員数(人)	土地		建物	その他	備考
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)	
地球環境・インフラ事業	DIAMOND GENERATING CORPORATION	発電施設	LOS ANGELES, U.S.A.	80	40,470	619	32,607	28	
新産業金融事業	MCAP EUROPE	航空機	DUBLIN, IRELAND	12	－	－	－	90,036	
金属	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	建物ほか	QUEENSLAND, AUSTRALIA	60	622,873,313	12,733	353,725	165,605	
機械	DIAMOND STAR SHIPPING	船舶ほか	SINGAPORE, SINGAPORE	25	－	－	－	67,019	
生活産業	CERMAQ	養殖施設	FINNMARK, NORWAY ほか	3,712	4,694,619	2,638	12,205	28,682	
生活産業	PRINCES	食品・飲料製造工場	BRADFORD, UK ほか	6,899	1,165,000	1,357	17,238	26,324	

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、機械及び装置、航空機及び船舶などの合計です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,590,076,851	1,590,076,851	東京、名古屋 (以上各市場第一部)	発行済株式は全て完全議決権株式かつ、権利内容に限定のない株式です。 単元株式数は100株です。
計	1,590,076,851	1,590,076,851	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

平成17年6月24日定時株主総会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	108個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10,800株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　1円 資本組入額　1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
4. 上記3.にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②会社法に基づき発行した新株予約権

イ．平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	140個	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株	11,200株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
3. 上記2.にかかわらず、平成43年6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ．平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	360個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	36,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ハ．平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成20年7月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	636個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	63,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成50年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ．平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	24個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月2日から 平成50年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ホ．平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,658個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	165,800株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

へ. 平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	27個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,700株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月8日から 平成51年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト．平成22年7月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,141個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	114,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月3日から 平成52年8月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成24年8月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ．平成23年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	205個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月7日から 平成52年8月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成24年8月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

リ．平成23年7月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,485個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	148,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月2日から 平成53年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成25年8月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヌ．平成24年5月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	216個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月5日から 平成53年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成25年8月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ル．平成24年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	4,535個	4,385個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	453,500株	438,500株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月7日から 平成54年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成26年8月7日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヲ．平成25年5月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	122個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	12,200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月4日から 平成54年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年6月4日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ワ．平成25年7月26日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	3,953個	3,933個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	395,300株	393,300株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月13日から 平成55年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年8月13日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

カ．平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	595個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	59,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月3日から 平成55年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成27年8月13日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ヨ．平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	4,409個	4,389個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	440,900株	438,900株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月3日から 平成56年6月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成28年6月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

タ．平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	164個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	16,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月2日から 平成56年6月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成28年6月3日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

レ．平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	4,300個	4,242個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	430,000株	424,200株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月2日から 平成57年6月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成29年6月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ソ．平成28年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	2,896個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	289,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月7日から 平成57年6月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成29年6月2日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ツ．平成28年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	5,708個	5,626個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	570,800株	562,600株
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年6月7日から 平成58年6月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成30年6月7日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ネ．平成29年5月19日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	割当日現在 (平成29年6月5日)	事業年度末現在 (平成29年3月31日)
新株予約権の数	2,385個	―
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	―
新株予約権の目的となる株式の数	238,500株	―
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	―
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成58年6月6日まで	―
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	―
新株予約権の行使の条件	(注)	―
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	―
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	―

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成30年6月7日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ナ．平成29年5月19日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション(株式報酬型ストックオプション)

区分	割当日現在 (平成29年6月5日)	事業年度末現在 (平成29年3月31日)
新株予約権の数	5,506個	―
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―	―
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	―
新株予約権の目的となる株式の数	550,600株	―
新株予約権の行使時の払込金額 (行使価額)	1円	―
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から 平成59年6月5日まで	―
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	―
新株予約権の行使の条件	(注)	―
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	―
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	―

(注)　付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成31年6月6日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成24年4月1日～平成25年3月31日	―	1,653,505	―	204,446	―	214,161
平成25年4月1日～平成26年3月31日	―	1,653,505	―	204,446	―	214,161
平成26年4月1日～平成27年3月31日	△29,469	1,624,036	―	204,446	―	214,161
平成27年4月1日～平成28年3月31日	△33,959	1,590,076	―	204,446	―	214,161
平成28年4月1日～平成29年3月31日	―	1,590,076	―	204,446	―	214,161

（千株未満・百万円未満切捨）

（注）1. 平成26年度は、7月31日付の自己株式の消却（△29,469,000株）の結果、発行済株式総数は減少しました。
2. 平成27年度は、8月31日付の自己株式の消却（△33,959,900株）の結果、発行済株式総数は減少しました。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	243	73	1,940	915	135	239,363	242,670	―
所有株式数（単元）	2	6,513,301	560,741	1,247,225	5,151,595	1,335	2,421,797	15,895,996	477,251
所有株式数の割合（%）	0.00	40.97	3.53	7.84	32.41	0.01	15.24	100	―

（注）1. 自己株式4,556,494株は、「個人その他」欄に45,564単元、「単元未満株式の状況」欄に94株を含めて記載しています。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が、31単元含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	130,812	8.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	77,548	4.87
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	74,534	4.68
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	64,846	4.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	32,276	2.02
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	29,683	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	27,207	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	23,129	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,275	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	20,314	1.27
計		502,628	31.61

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,556,400 (相互保有株式) 普通株式 97,900	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,584,945,300	15,849,453	―
単元未満株式	普通株式 477,251	―	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,590,076,851	―	―
総株主の議決権	―	15,849,453	―

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれています。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数31個が含まれています。

2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれています。

自己株式	94株
㈱ヨネイ	46株
松谷化学工業㈱	55株

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱商事㈱(自己株式)	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	4,556,400	―	4,556,400	0.28
㈱ヨネイ	東京都中央区銀座二丁目8番20号	46,900	―	46,900	0.00
㈱ミツハシ	神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目25番地	30,000	―	30,000	0.00
㈱中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号	14,400	―	14,400	0.00
松谷化学工業㈱	兵庫県伊丹市北伊丹五丁目3番地	6,600	―	6,600	0.00
計	―	4,654,300	―	4,654,300	0.29

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しています。その内容は以下のとおりです。

①平成17年6月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役13名及び執行役員30名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	338,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は3,382個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

②平成18年5月18日開催の定例取締役会及び平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成18年5月18日及び平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役14名及び執行役員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	205,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,050個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

③平成19年5月18日開催の定例取締役会及び平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成19年5月18日及び平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役15名、執行役員25名及び理事29名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	483,400株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は4,834個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

④平成20年5月16日開催の定例取締役会及び平成20年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成20年5月16日及び平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、執行役員43名及び理事52名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	568,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,682個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑤平成21年5月15日開催の定例取締役会及び平成21年6月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成21年5月15日及び平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、執行役員45名及び理事44名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,422,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は14,220個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑥平成22年7月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成22年7月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員48名及び理事47名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	755,200株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は7,552個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑦平成23年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成23年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員5名及び理事5名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	214,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,140個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑧平成23年7月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成23年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、執行役員49名及び理事40名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	771,600株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は7,716個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑨平成24年5月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成24年5月18日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名及び理事3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	80,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は801個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑩平成24年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成24年7月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、執行役員50名及び理事48名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	889,900株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は8,899個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑪平成25年5月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、執行役員4名及び理事3名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	296,000株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,960個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑫平成25年7月26日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員31名及び理事38名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	624,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は6,241個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑬平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成26年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、元執行役員1名及び元理事1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	114,500株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は1,145個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑭平成26年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成26年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、執行役員32名及び理事37名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	594,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,941個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑮平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成27年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名、理事1名及び元理事1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	25,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は251個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑯平成27年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成27年5月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、執行役員30名及び理事37名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	476,500株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は4,765個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑰平成28年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、元執行役員6名及び元理事6名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	444,900株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は4,449個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑱平成28年5月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、執行役員33名及び理事36名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	579,100株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,791個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑲平成29年5月19日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成29年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、理事3名、元執行役員3名及び元理事2名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	238,500株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は2,385個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

⑳平成29年5月19日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション制度(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成29年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、執行役員34名及び理事34名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	550,600株を上限とする。また、発行する新株予約権の総数は5,506個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	4,143	9
当期間における取得自己株式	1,006	2

(注)　当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他　(新株予約権の権利行使)	889,100	0	35,800	0
(単元未満株式の買増請求)	155	0	0	0
保有自己株式数	4,556,494	―	4,521,700	―

(注) 1.　当期間における「その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求)」には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求による株式数は含まれていません。

2.　当期間における「保有自己株式数」には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得株式数、新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取請求及び買い増し請求による株式数は含まれていません。

3 【配当政策】

平成28年度からの3年間は、株主還元は配当を基本とし、持続的な利益成長に合わせて増配していく累進配当を基本としており、平成28年度の期末配当金については、1株当たり50円とすることとし、平成28年度定時株主総会で決議されました。この結果、平成28年度の1株当たり年間配当金は、中間配当金(1株当たり30円)と合わせ80円となりました。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年11月4日 取締役会決議	47,555	30
平成29年6月23日 定時株主総会決議	79,276	50
平成28年度年間配当の 合計	126,831	80

(注1) 当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

(注2) 当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めています。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,978	2,108	2,522.5	2,837.0	2,705.5
最低(円)	1,330	1,625	1,805	1,565.0	1,679.5

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	2,459.5	2,523.0	2,627.5	2,648.5	2,705.5	2,587.5
最低(円)	2,263.0	2,190.0	2,472.5	2,496.0	2,506.0	2,405.5

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場によるものです。

5 【役員の状況】

男性　16名　女性　2名　(役員のうち女性の比率　11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役会長		小林 健	昭和24年2月14日生	昭和46年7月　当社入社 平成15年4月　執行役員 シンガポール支店長 平成16年6月　執行役員 プラントプロジェクト本部長 平成18年4月　執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業本部長 平成19年4月　常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成19年6月　取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成20年6月　常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成22年4月　副社長執行役員 社長補佐 平成22年6月　取締役 社長 平成28年4月　取締役会長[現職]	注1	114
代表取締役 社長		垣内 威彦	昭和30年7月31日生	昭和54年4月　当社入社 平成22年4月　執行役員 農水産本部長 平成23年4月　執行役員 生活産業グループCEOオフィス室長、農水産本部長 平成25年4月　常務執行役員 生活産業グループCEO 平成28年4月　社長 平成28年6月　取締役 社長[現職]	注1	75
代表取締役 副社長 執行役員	コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）、アジア・大洋州統括	田邊 栄一	昭和28年9月16日生	昭和53年4月　当社入社 平成13年5月　当社退社、㈱ローソン 取締役 常務執行役員、取締役 専務執行役員を経て同社取締役 副社長執行役員（平成19年6月退任） 平成19年6月　当社入社 平成20年4月　執行役員 トレジャラー 平成23年4月　執行役員 新産業金融事業グループCEOオフィス室長 平成24年4月　常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成28年4月　副社長執行役員 コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）、アジア・大洋州統括 平成28年6月　取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員（業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括）、アジア・大洋州統括[現職]	注1	30
代表取締役 常務 執行役員	コーポレート担当役員（国内）、関西支社長	廣田 康人	昭和31年11月5日生	昭和55年4月　当社入社 平成22年4月　執行役員 総務部長 平成23年4月　執行役員 コーポレート担当役員補佐、総務部長 平成26年4月　常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事) 平成26年6月　取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事) 平成28年4月　取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成29年4月　取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（国内）、関西支社長〔現職〕	注1	40
代表取締役 常務 執行役員	コーポレート担当役員（CFO、IT）	増 一行	昭和34年2月19日生	昭和57年4月　当社入社 平成25年4月　執行役員 主計部長 平成28年4月　常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO） 平成28年6月　取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO） 平成29年4月　取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO、IT）〔現職〕	注1	27

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 常務執行役員	コーポレート担当役員（事業投資総括、サステナビリティ推進）	戸出 巖	昭和33年10月18日生	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 執行役員 鉄鋼原料本部長 平成24年4月 執行役員 鉄鋼製品本部長 平成25年4月 執行役員 金属グループCEOオフィス室長 平成26年3月 執行役員 退任 平成26年4月 ㈱メタルワン 代表取締役社長執行役員、CEO就任（平成29年3月退任） 平成29年4月 三菱商事 常務執行役員就任 コーポレート担当役員（事業投資総括、サステナビリティ推進） 平成29年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（事業投資総括、サステナビリティ推進）［現職］	注1	55
取締役 常務執行役員	コーポレート担当役員（広報、人事）	村越 晃	昭和33年6月27日生	昭和57年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員 資材本部長 平成26年4月 執行役員 泰国三菱商事会社社長、泰MC商事会社社長 平成29年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、人事） 平成29年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、人事）［現職］	注1	11
代表取締役 常務執行役員	コーポレート担当役員（総務、法務）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー	榊田 雅和	昭和33年11月11日生	昭和56年4月 当社入社 平成25年4月 執行役員 インド三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐（南西アジア） 平成29年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員（総務、法務）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成29年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員（総務、法務）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー［現職］	注1	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		今野 秀洋	昭和19年7月23日生	昭和43年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 商務流通審議官、貿易局長、 通商政策局長、経済産業審議官を経て 平成14年7月 同省退官 平成15年2月 独立行政法人 日本貿易保険（現 ㈱日本貿易保険）理事長（平成21年7月退任） 平成22年1月 当社特別顧問 平成22年6月 当社取締役[現職]	注1	16
取締役		西山 昭彦	昭和28年1月4日生	昭和50年4月 東京ガス㈱入社（平成27年3月退職） 平成13年4月 法政大学大学院社会科学研究科客員教授（平成15年3月退職） 平成16年4月 東京女学館大学国際教養学部教授 平成23年4月 同大学評議員・国際教養学部教授（平成25年3月退職） 平成25年4月 一橋大学特任教授[現職] 平成27年6月 当社取締役[現職]	注1	5
取締役		大宮 英明	昭和21年7月25日生	昭和44年6月 三菱重工業㈱入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社取締役、常務執行役員 平成19年4月 同社取締役、副社長執行役員 平成20年4月 同社取締役社長 平成25年4月 同社取締役会長[現職] 平成28年6月 当社取締役[現職]	注1	6
取締役		岡 俊子	昭和39年3月7日生	昭和61年4月 等松・トウシュロスコンサルティング㈱（現 アビームコンサルティング㈱）入社 平成12年7月 朝日アーサーアンダーセン㈱入社 平成14年9月 デロイトトーマツコンサルティング㈱（現 アビームコンサルティング㈱）プリンシパル（平成24年8月退任） 平成17年4月 アビームM&Aコンサルティング㈱代表取締役社長 同社社名変更等を経て プライスウォーターハウスクーパースマーバルパートナーズ合同会社 代表執行役（平成28年3月退任） 平成28年4月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー（平成28年6月退任） 平成28年6月 ㈱岡＆カンパニー 代表取締役〔現職〕 平成28年6月 当社取締役[現職]	注1	0
取締役		齋木 昭隆	昭和27年10月10日生	昭和51年4月 外務省入省 アジア大洋州局長、特命全権大使 インド国駐箚兼ブータン国駐箚、外務審議官、外務事務次官を経て 平成28年6月 同省退官 平成28年9月 当社顧問 平成29年6月 当社取締役[現職]	注1	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
常任監査役(常勤)		鍋島 英幸	昭和25年1月22日生	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 経営企画部長 平成19年4月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成19年6月 取締役 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成20年6月 常務執行役員 機械グループCO-CEO 平成22年4月 副社長執行役員 ビジネスサービス部門CEO、コーポレート担当役員(広報)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)、環境・CSR担当 平成22年6月 取締役 副社長執行役員 ビジネスサービス部門CEO、コーポレート担当役員(広報)、CCO、環境・CSR担当 平成23年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、CCO、環境・CSR担当 平成24年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、ビジネスサービス部門CEO、CCO、環境・CSR担当、チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO)、自動車事業関係担当 平成25年4月 取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員(広報、総務、法務、人事)、CCO、環境・CSR担当、CIO、自動車事業関係担当 平成26年4月 取締役 平成26年6月 常任監査役(常勤)[現職]	注2	106
監査役(常勤)		木﨑 博	昭和34年2月2日生	昭和56年4月 当社入社 コーポレート担当役員補佐、米国三菱商事会社コーポレートスタッフ部門担当SVP、連結IT企画本部長を経て 平成26年4月 理事 地球環境・インフラ事業グループ管理部長 平成27年4月 理事 コーポレート部門付 平成27年6月 監査役(常勤)[現職]	注3	8
監査役		國廣 正	昭和30年11月29日生	昭和61年4月 弁護士登録 平成6年1月 國廣法律事務所(現 国広総合法律事務所)弁護士[現職] 平成24年6月 当社監査役[現職]	注4	3
監査役		西川 郁生	昭和26年7月1日生	昭和49年10月 監査法人榮光会計事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成2年9月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員（平成13年7月退任） 平成19年4月 企業会計基準委員会委員長（平成26年3月退任） 平成24年4月 慶應義塾大学商学部教授（平成29年3月退任） 平成28年6月 当社監査役[現職]	注4	0
監査役		高山 靖子	昭和33年3月8日生	昭和55年4月 ㈱資生堂入社 同社お客さまセンター所長、コンシューマーリレーション部長、お客さま・社会リレーション部長、CSR部長を経て 平成23年6月 同社常勤監査役（平成27年6月退任） 平成27年6月 同社顧問（非常勤）（平成29年6月退任予定） 平成28年6月 当社監査役[現職]	注4	―
計						520

（注）1. 取締役の任期は、平成29年6月23日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
2. 監査役鍋島英幸氏の任期は、平成26年6月20日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
3. 監査役木﨑博氏の任期は、平成27年6月19日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
4. 監査役國廣正、西川郁生、高山靖子の各氏の任期は、平成28年6月24日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっています。
5. 取締役今野秀洋、西山昭彦、大宮英明、岡俊子、齋木昭隆の各氏は社外取締役です。
6. 監査役國廣正、西川郁生、高山靖子の各氏は社外監査役です。
7. 取締役西山昭彦氏は、平成16年4月から平成27年3月まで、東京ガス㈱西山経営研究所長を務めていましたが、同期間における主たる職務は東京女学館大学及び一橋大学の教授であり、同社の業務執行には関与していません。
8. 所有株式数については、千株未満は切り捨てて表示しています。

（ご参考）　提出日現在の執行役員の陣容は次のとおりです。

執行役員役名	氏名	職名等
＊社長	垣内　威彦	
＊副社長執行役員	田邊　栄一	コーポレート担当役員(業務、調査、経済協力、ロジスティクス総括)、 アジア・大洋州統括
常務執行役員	大河　一司	機械グループCEO
＊常務執行役員	廣田　康人	コーポレート担当役員（国内）、関西支社長
常務執行役員	平野　　肇	エネルギー事業グループCEO
常務執行役員	佐久間　浩	地球環境・インフラ事業グループCEO
常務執行役員	西浦　完司	金属グループCEO
常務執行役員	林　　春樹	欧州・アフリカ統括、欧州三菱商事会社社長
常務執行役員	水原　秀元	北米統括、北米三菱商事会社社長
＊常務執行役員	増　　一行	コーポレート担当役員（CFO、IT）
常務執行役員	萩原　　剛	化学品グループCEO
常務執行役員	吉田　真也	新産業金融事業グループCEO
常務執行役員	京谷　　裕	生活産業グループCEO
＊常務執行役員	戸出　　巌	コーポレート担当役員（事業投資総括、サステナビリティ推進）
＊常務執行役員	村越　　晃	コーポレート担当役員（広報、人事）
＊常務執行役員	榊田　雅和	コーポレート担当役員（総務、法務）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
執行役員	高田　光進	業務部長
執行役員	星野　啓介	三菱商事RtMジャパン㈱代表取締役社長執行役員
執行役員	和田　浩一	中部支社長
執行役員	髙野瀬　励	関西支社 副支社長
執行役員	伊藤　勝弘	香港三菱商事会社社長
執行役員	鴨脚　光眞	事業投資総括部長
執行役員	石川隆次郎	新産業金融事業グループ付
執行役員	平井　康光	東アジア統括、三菱商事（中国）有限公司社長
執行役員	辻　　昇	自動車事業本部長
執行役員	田中　格知	金属資源本部長
執行役員	長谷川文則	エネルギー資源第一本部長
執行役員	中川　哲志	インフラ事業本部長
執行役員	髙岡　英則	エネルギー事業グループCEOオフィス室長
執行役員	坪沼　宣幸	オーストラリア三菱商事会社社長、ニュージーランド三菱商事会社社長、 アジア・大洋州統括補佐
執行役員	岡久　　靖	コーポレートスタッフ部門統括部長
執行役員	柳原　恒彦	北米三菱商事会社EVP（在シリコンバレー）
執行役員	倉橋　政嗣	インドネシア総代表、インドネシア三菱商事会社社長
執行役員	山﨑　　和	生活流通本部長
執行役員	塚本光太郎	鉄鋼製品本部長
執行役員	中西　勝也	中東・中央アジア統括、ドゥバイ駐在事務所長
執行役員	西澤　　淳	エネルギー資源第二本部長
執行役員	中村　達夫	自動車事業本部付（戦略企画室長）
執行役員	竹内　修身	石油化学品本部長
執行役員	西尾　一範	リテイル本部長
執行役員	岸本　好司	ライフサイエンス本部長
執行役員	塩﨑　英輔	インド三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐
執行役員	片山　祥徳	新エネルギー・電力事業本部長
執行役員	蜂谷　由文	主計部長
執行役員	石巻　　尚	船舶・宇宙航空事業本部長
執行役員	久我　卓也	不動産事業本部長
執行役員	柏木　康全	生鮮品本部長
執行役員	羽場　広樹	北米三菱商事会社エネルギー事業部門担当
執行役員	三枝　則生	泰国三菱商事会社社長、泰MC商事会社社長、ビエンチャン駐在事務所長

（注）　＊印の執行役員は、取締役を兼務しています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 基本方針

当社は、『三綱領（所期奉公、処事光明、立業貿易）』を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置などにより、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

② 取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役（社内）の当社における豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

a. 取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

広範な分野で多角的な事業を行う総合商社の適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）として、取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う執行役員・コーポレートを担当する執行役員などの中から選任しています。また、社外取締役は、企業経営者などの実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任しています。

原則として、取締役会は審議を行うにあたり適切な規模とし、そのうち社外取締役が3分の1以上を占める構成としています。

b. 取締役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が取締役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

c. 取締役会での審議内容等

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証を伴う投融資案件については、信用リスク、市場リスク、事業投資リスクなど様々なリスクの類型別に金額基準（総資産の1%を上回らない金額で、リスクの性質に応じ個別に設定）を定め、この金額基準を超える案件については取締役会にて審議・決定しています。

なお、これらの取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速化・効率化を図る観点から、取締役会が定める業務分担に従い執行役員に委ねることとし、業務執行の最高責任者として社長を、経営意思決定機関として社長室会（月2回程度開催）を置き業務を執行しています。

また、取締役会では、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、内部統制システムを構築し、毎年その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。

（社外取締役の状況については、⑨をご覧ください。）

③　取締役会の実効性評価

平成28年度の取締役会評価は、客観性を担保し、更なるガバナンスの向上を図るため、第三者評価機関を起用して実施しました。概要及び評価結果は以下のとおりです。

プロセス	1．第三者評価機関が全取締役及び監査役に対しアンケート及びヒアリングを実施 2．第三者評価機関より受領した報告書をガバナンス・報酬委員会で審議 3．ガバナンス・報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役会にて分析・評価
質問事項	取締役会の体制、運営、審議事項等
評価結果	・当社は監査役制度を基礎とし、取締役会の諮問委員会も活用しながら社外役員の意見を経営に取り入れるなど、自社の事業特性に適したガバナンス体制を構築しており、更なるコーポレート・ガバナンス強化に向けて真摯に取り組んでいる姿勢がうかがえる。 ・当社の取締役会の構成、運営、審議等は適切であり、取締役会では監督機能を発揮する体制が十分に整備されており、適切にその機能を果たしている。 ・前年度の取締役会評価において、更なる実効性向上のために重要との意見があった、社外役員に対する情報提供の充実や、取締役会以外の場における、社外役員同士や社外役員と経営陣との主要議題に関する自由な意見交換やコミュニケーションの拡充については、この1年間で進展がみられる。特に社外役員への情報提供は非常に充実した取組みを実施している。 ・取締役会の更なる改善を図るための具体策として、取締役会の審議事項を絞り込み、経営戦略・重要案件に関する審議を拡充すること、社外役員の就任時オリエンテーションや幹部社員を含む執行側とのコミュニケーションの更なる充実を図ること、株主・投資家との対話状況を把握する機会を増やすこと等の意見があった。

以上の評価結果を踏まえ、ガバナンス・報酬委員会、取締役会で分析・評価した結果、平成29年度は上記を重要施策として実施することが確認されました。

当社では、本評価結果にて浮かび上がった課題や、各取締役・監査役からの意見・提言に対するガバナンス・報酬委員会、取締役会による分析・評価を踏まえ、更なる取締役会の実効性向上のための施策に取り組んでいきます。

④　取締役会の諮問機関

a.　ガバナンス・報酬委員会

平成13年に設置して以降、年2回程度開催しています。社外役員・社外委員が過半数を占める構成の下、コーポレート・ガバナンス関連の課題について継続的にレビューするとともに、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など、役員報酬制度のあり方について審議し、その運用のモニタリングを行っています。

＜主な討議テーマ＞

- 取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針及び選任案
- 経営者の要件及びその選任に関わる基本方針、社長選任案
- 役員報酬制度のあり方（報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など）
- 取締役会の運営に対する評価

なお、ガバナンス・報酬委員会の下部機関である社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価について審議しています。

b.　国際諮問委員会

平成13年に設置して以降、毎年1回開催しています。各委員は、グローバルなビジネスを展開する当社の経営や企業戦略に対して、国際的な視点に立った提言・助言を行っています。また、各地域の政治・経済情勢についても報告し、意見を交わしています。

＜主な討議テーマ＞

- 世界的な事業環境（政治・経済情勢、ITとイノベーション等）
- 『中期経営戦略2018』について
- 三菱商事のグローバル化

⑤ 監査役会

監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規程などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役（社内）は当社における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は中立的・客観的な視点から、それぞれ監査を行うことにより、経営の健全性を確保することとしています。

監査役会の構成と監査役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

a. 監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役（社内）として、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しています。また、社外監査役として、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しています。

原則として、監査役の総数は5名とし、そのうち社外監査役が過半数を占める構成としています。

b. 監査役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が常任監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

（社外監査役の状況については、⑨をご覧ください。）

⑥ 監査役監査、内部監査、会計監査の状況

a. 監査役監査

監査役（社内）2名は、それぞれ、経営企画部門、並びに財務及び会計部門における経験があり、常勤の監査役に選任されています。また、社外監査役3名は、それぞれ、弁護士（企業法務）及び公認会計士としての長年の経験、並びに上場企業における常勤監査役としての経験を有しています。監査役5名の内、常勤監査役2名、及び社外監査役 西川 郁生氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

常勤監査役の内1名が、常任監査役として監査役会の議長及び特定監査役を務めています。監査役を補佐する独立の組織として監査役室を設置しており、5名（当連結会計年度末現在）の専任スタッフが機動的に対応する体制としています。

監査役は、社内の主要会議に出席し、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話を行うとともに、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて当社の状況を適時適切に把握する体制をとっています。

b. 内部監査

内部監査については、監査部（2017年4月1日現在97名）が全社的な見地から当社、現地法人及び関係会社の監査を行っていることに加え、個々の営業グループも各々内部監査組織を設けて、管下組織の監査を連結ベースで行っています。これらの内部監査は、年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、監査の結果については、都度社長及び監査役等に報告するとともに、定期的に取締役会及び社長室会に報告しています。

c. 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、北村嘉章、古内和明、吉村健一、小林永明の4氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士28名、会計士試験合格者等24名、その他55名となっています。

d. 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携及び内部統制部門との関係

監査役、監査部、リスク管理室（内部統制を所管）及び会計監査人のそれぞれの間で定期的に情報交換を行い連携強化に努めています。また、常勤監査役は、連結経営上重要な子会社等の経営執行責任者、監査役等との情報交換を行っています。

⑦ 内部統制体制

当社は、子会社を含めた当社グループ全体として、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、平成29年5月9日の取締役会において、内部統制システム構築に係る基本方針（会社法施行規則第100条第1項、第3項に沿って列挙）を以下のとおり決議し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。

＜内部統制システム構築に係る基本方針＞

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行における情報の管理責任者や方法などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、情報の作成・処理・保存などを適切に行う。

b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの類型、類型ごとの管理責任者や方法、体制などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じた必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクを企業集団ベースで適切にコントロールする。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．社長は、企業集団ベースでの経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定の上、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。

ロ．組織編成・職務分掌・人事配置・権限に関する基準・要領などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程などの整備を促進することにより、効率性を確保する。

d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．役職員の行動規範、全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度などを社内規程で定め、周知の上運用の徹底を図り、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、企業集団ベースでのコンプライアンス体制を実現する。

ロ．会計組織単位ごとの責任者の設置、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、企業集団ベースでの財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

ハ．内部監査の体制・要領などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図り、各組織・子会社の職務遂行を客観的に点検・評価し改善する。

e. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団ベースで基本方針を策定するとともに、子会社・関連会社ごとに管理責任者、管理上の重要事項、管理手法、株主権の行使などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図る。また、その管理責任者は、子会社の取締役等の職務の執行に関する状況等につき、親会社として必要な報告を受け、子会社の定量・定性的な状況・課題を把握する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務の執行を補助するために、独立した専任の組織を設ける。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務補助者の評価・異動などの人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助者は、他部署を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うことで、監査役の指示の実効性を確保する。

i. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。

ロ．著しい損害の発生のおそれがある場合の監査役への報告の責任者・基準・方法などを社内規程などで定め、周知の上運用の徹底を図る。

ハ．監査役が子会社に関する報告を求めた場合に各子会社の管理責任者又は役職員から報告を行う体制、及び子会社の重大なコンプライアンス事案を含む重要な事案を監査役宛てに報告するなどの体制構築を促進する。

j. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことを禁止し、その旨を子会社にも周知徹底する。

k. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について支出した費用の償還等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内関係部局・会計監査人などとの意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部局はこれに協力する。

⑧ 企業統治の体制を図式化すると以下のとおりです。

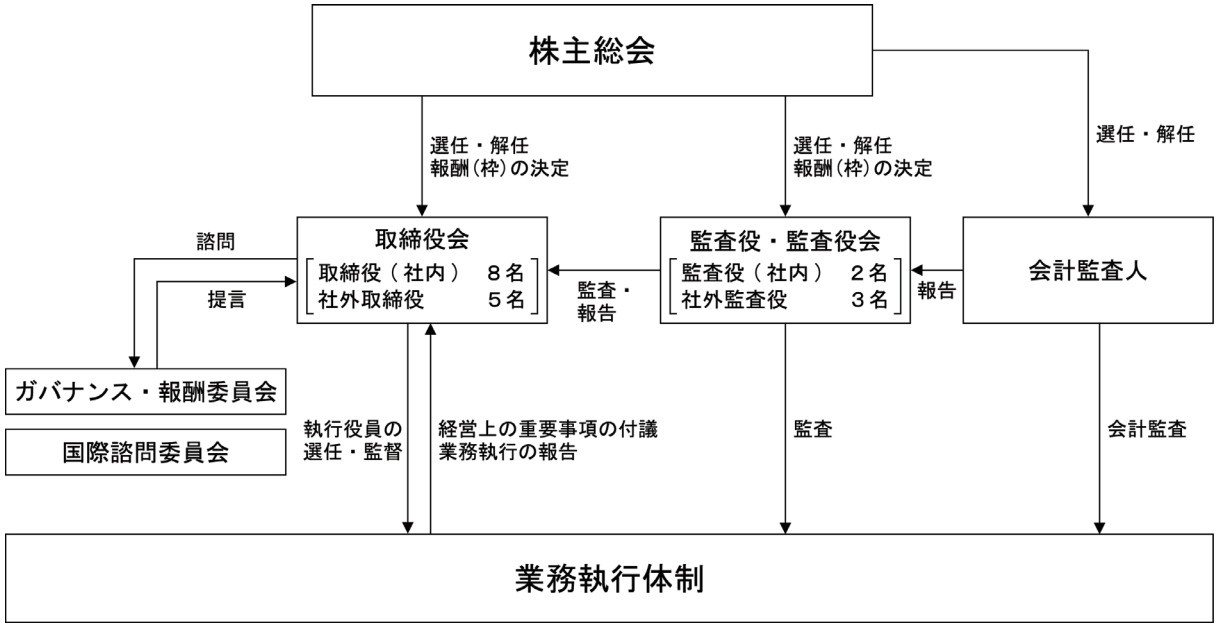

⑨ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は5名であり、また、社外監査役は3名であります。

a. 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社は、社外取締役・社外監査役の機能の明確化・強化を図るため、社外役員・社外委員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会で審議の上、取締役会にて「社外役員選任基準」を次のとおり制定しています。社外取締役5名及び社外監査役3名は、いずれも、㈱東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員選任基準」を満たしています。

「社外役員選任基準」

＜社外取締役選任基準＞

イ．社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。

ロ．社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。

ハ．広範な事業領域を有する当社として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手続において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保することにより対応する。

＜社外監査役選任基準＞

イ．社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な観点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保する。

ロ．社外監査役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外監査役として選任しない。

（注）社外役員選任基準に関する独立性の考え方

㈱東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下①～⑦の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

①当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）

②当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者

③当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者

④当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者

⑤当社の会計監査人の代表社員または社員

⑥当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者

⑦当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結収益の2%を超える取引先をいう。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり2,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記①～⑦のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

b.　会社と社外取締役及び社外監査役との利害関係の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間に、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との関係は以下のとおりです。

＜社外取締役＞

氏名	当社との関係	選任理由
今野　秀洋	同氏は、国際的な人材の育成等を行う一般財団法人 浩志会の理事長（非常勤）を務めており、当社は同法人に年間190万円の会費等を支払っていますが、これは同法人の活動理念に賛同し実施しているものであり、また、同法人から同氏宛の報酬は無く、同氏個人の利益とは関係ありません。 また、同氏は、貿易保険法等に基づき、国際紛争による貨物の輸出不能など通常の保険では救済できない危険を対象とする貿易保険事業を行う日本政府100%出資の独立行政法人 日本貿易保険（現㈱日本貿易保険）の理事長を平成21年7月まで務めていました。現在、当社は貿易取引等で同保険を利用することがありますが、同氏退任後約8年経過しており、同氏との関係はありません。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	経済産業省や独立行政法人 日本貿易保険において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。
西山　昭彦	人的関係、資本的関係または取引関係 その他の利害関係はありません。	大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。

大宮　英明	同氏は、平成20年4月から平成25年3月まで三菱重工業㈱の取締役社長を務め、平成25年4月から同社の取締役会長を務めています。当社は同社と社外役員の相互就任の関係にあり、また取引がありますが、同社との取引は当社の連結収益の2%を超えるものではありません。 また、同氏は、学術研究、社会福祉事業等への援助を行う公益財団法人 三菱財団の理事長（非常勤）を平成27年6月から務めており、当社は同財団に年間2,000万円を超える寄附を行っていますが、これは公益財団法人としての活動理念に賛同し実施しているものであり、また、同財団から同氏宛の報酬は無く、同氏個人の利益とは関係がないことから、同氏は独立性を有すると判断しています。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	三菱重工業㈱の取締役社長・取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培われた高い見識をもとに、実践的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。
岡　俊子	当社の100%子会社であるヒューマンリンク㈱は、同氏と契約を締結し研修講師を委託していましたが、その委託料は年間200万円程度でした。なお、同氏の当社取締役就任後は、上記の委託契約は締結していません。 また、同氏は、現 アビームコンサルティング㈱に平成24年8月まで在籍していました。現在、当社は同社と取引がありますが、同氏退任後約5年経過しており、同氏との関係はありません。 また、同氏は、PwCアドバイザリー合同会社に平成28年6月まで在籍していました。現在、当社は同社と取引がありますが、同氏退任後約1年経過しており、同氏との関係はありません。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	長年にわたるコンサルティング業界での経験や、様々な企業での社外役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。
齋木　昭隆	同氏は、平成28年9月から、当社顧問として、取締役会の諮問機関（ガバナンス・報酬委員会）の委員に就任するなど、顧問としての報酬を受けていますが、同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社の経営への助言に対する対価として支払われたものであり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	外務省において要職を歴任し、外交を通じて培われた国際感覚や世界情勢等に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことができると判断し、社外取締役に選任しているものです。

＜社外監査役＞

氏名	当社との関係	選任理由
國廣　正	人的関係、資本的関係または取引関係 その他の利害関係はありません。	弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業関連法（会社法・金融商品取引法等）に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。
西川　郁生	同氏は、平成29年3月まで慶應義塾大学商学部教授を務めていました。当社は学校法人慶應義塾との間で、ヘルスケア分野における新規ビジネスモデル創出に係る慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科との共同研究に関する契約を締結していましたが、平成29年3月で同契約を解除しており、また、同契約は同氏に直接関係するものではありません。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会計や経理に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。

高山　靖子	同氏は平成23年6月まで㈱資生堂の業務執行者でした。現在、当社は同社と取引がありますが、同社との取引は年間120万円であり、また、同氏が同社の業務執行から離れて約6年経過しており、同氏との関係はありません。 以上により、同氏は、当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しています。	㈱資生堂の常勤監査役としての経験や、様々な企業での社外役員としての経験をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。

c.　監査役監査、内部監査及び会計監査との相互連携及び内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の運用状況、並びに監査役監査及び会計監査の結果について取締役会で報告を受けています。また、社外監査役は、内部監査、コンプライアンス、内部統制の運用状況について取締役会で報告を受けるほか、四半期決算ごとに会計監査人から、監査・レビューの結果報告を受け、また、定期的にリスク管理室（内部統制を所管）から報告を受けることとしており、これらの情報交換を通して連携強化に努めています。

d.　取締役・監査役に対する情報提供及び支援体制

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役室及び監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報及び支援を適切かつタイムリーに提供しています。

社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付・説明や、経営戦略・重要案件等に関する説明会の開催など、関連情報の提供を行うほか、就任時オリエンテーション、毎年の事業投資先視察や経営陣幹部との対話など、当社の事業や戦略に対する理解を深める機会を継続的に提供しています。また、経営監督機能の実効性を一層高めるため、ガバナンス・報酬委員会、社長業績評価委員会など、社外役員が過半数を占める会議を開催するほか、社外役員スモールミーティングを四半期に1回程度開催し、当社の経営やコーポレート・ガバナンス等に関する幅広いテーマについて、自由にディスカッションする機会を設けるなど、社外役員同士の連携の深化も図っています。

⑩　責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）である小林健、今野秀洋、西山昭彦、大宮英明、岡俊子、齋木昭隆の各氏及び監査役である鍋島英幸、木﨑博、國廣正、西川郁生、高山靖子の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑪　情報開示

当社では、金融商品取引法、会社法などの法律に定められた書類等の作成や金融商品取引所の定める規則に基づく適時開示を行うとともに、ＩＲ活動やホームページ等を通じ株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対し適時適切な企業情報の提供に努めています。また、社長室会の下部委員会として開示委員会を設置し、有価証券報告書や統合報告書などの開示書類について、内容の適正性の評価を行っています。

⑫　特別取締役による決議の内容

当社は、会社法第373条第1項の規定に基づき、意思決定の迅速化を図る観点から、緊急性を有する入札による資産の取得等を対象として、あらかじめ取締役会が選定した3人以上の特別取締役のうち過半数が出席する取締役会において、その過半数をもって決議ができることとしています。

⑬　取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めています。

⑭　株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a.　自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得（会社法第165条第2項に規定する取得をいう）を行うことができる旨を定款に定めています。

b.　中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

c.　取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を免除することができる旨を定款で定めています。

⑮　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めています。

⑯　役員報酬等の内容

a.　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役及び監査役の報酬等の総額及び対象となる役員の員数は下表のとおりです。

（単位：百万円）

役員区分	報酬等の総額	取締役報酬及び加算報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
取締役(社内)	860	12名	493	5名	180	5名	134	5名	52
社外取締役	120	7名	120	－	－	－	－	－	－

役員区分	報酬等の総額	監査役報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
監査役(社内)	124	2名	124	－	－	－	－	－	－
社外監査役	39	5名	39	－	－	－	－	－	－

（百万円未満切捨て）

（注）1.　上記員数は、当連結会計年度中に退任した取締役8名及び監査役2名を含めて記載しています。
なお、当連結会計年度末現在の員数は、取締役11名(うち社外取締役5名)、監査役5名(うち社外監査役3名)です。

2.　上記のうち株式報酬型ストックオプションは、当連結会計年度に取締役5名(取締役会長及び社外取締役は支給対象外)に付与した株式報酬型ストックオプションについて費用計上した額を記載しています。

3.　上記の報酬等のほか、退任した役員に対して役員年金を支給しており、当連結会計年度の支給総額は以下のとおりです。
なお、役員年金制度を含む退任慰労金制度は、平成18年度定時株主総会終了時をもって廃止しています。
取締役92名(社外取締役は支給対象外)に対して155百万円
監査役9名(社外監査役は支給対象外)に対して6百万円

b.　役員ごとの氏名、役員区分、連結報酬等の総額及び連結報酬等の種類別の額

報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の額は下表のとおりです。

氏名	役員区分	連結報酬等の総額（百万円）	連結報酬等の種類別の額（百万円）			
			取締役報酬及び加算報酬	賞与	ストックオプション（注1）	積立型退任時報酬（注2）
小林 健	取締役	207	207	0	0	0
垣内 威彦	取締役	263	127	66	48	21
田邊 栄一	取締役	126	59	34	23	9
森 和之	取締役	108	54	23	22	8
廣田 康人	取締役	111	57	23	22	8

（百万円未満切捨て）

（注）1.　本ストックオプションについては、当連結会計年度に会計処理（費用計上）した額を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。なお、権利行使の条件により、当連結会計年度末時点で権利行使開始日は到来していません。

2.　本積立型退任時報酬は、各取締役の1年間の職務執行に対する報酬の一定額を、退任時報酬として、毎年積み立てているものであり、実際の支給は取締役退任後となります。

3.　上記取締役は、いずれも連結子会社から役員としての報酬等を受けていません。

c.　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

当社の役員は、いずれも使用人兼務役員ではありません。

d.　取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬及び関連制度を定め、透明性の高い運用に努めています。このうち、業務執行を担う取締役の報酬等の決定方針、水準の妥当性及びその運用状況については、ガバナンス・報酬委員会で審議・モニタリングを行っています。

取締役及び監査役の報酬等の内容及び決定方法は次のとおりです。

取締役／監査役	該当する役員（当連結会計年度末員数）	報酬等の考え方	報酬等の決定方法
取締役	業務執行を担う（執行役員兼務）取締役（5名）	・執行役員を兼務し業務執行を担う取締役の報酬等は、中期経営戦略を着実に実行し業績や持続性ある事業価値を実現することへの意欲や士気向上を図るとともに、株主の皆様と中長期的に価値を共有することを狙いとして定めています。 ・業務執行を担う取締役の報酬等の構成は次頁のとおり、固定報酬及び変動報酬から構成されています。 変動報酬には、連結業績や個人業績に連動する現金報酬のほか、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして、株式報酬（株式報酬型ストックオプション）を採用しています。	・取締役会長、社外取締役及び業務執行を担う取締役の報酬等（賞与を除く）については、平成21年度定時株主総会で、その報酬枠を年額16億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしています。 ・業務執行を担う取締役に対する賞与は、業績との連動性が高いことから、株主総会の決議を経て支給することとしています。
	取締役会長（1名） 社外取締役（5名）	・執行役員を兼務しない取締役会長及び社外取締役は、主に経営の監督機能を、また、監査役は監査をそれぞれ適切に行うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月例報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。	
監査役	監査役（2名） 社外監査役（3名）		・平成18年度定時株主総会で、その報酬枠を月額15百万円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

＜業務執行を担う取締役の報酬等の構成＞

報酬等の種類	報酬等の内容	固定／変動（注1）	給付の形式	報酬枠内に含まれる報酬等（注2）
取締役報酬	役位等に応じて決定した額を、毎月支給しています。	固定	現金	○
加算報酬	業務執行を担う取締役に対して、毎年、社長が、前年度の各役員の業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定の上、支給しています。そのうち、社長の業績評価は、ガバナンス・報酬委員会の下部機関であり、同委員会の委員長である会長、社外委員をメンバーとする社長業績評価委員会における審議を経て決定しています。	変動（単年度）	現金	○
賞与	・前年度の連結業績等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を決定の上、支給しています。 ・『中期経営戦略2018』期間中（2016～2018年度）は、企業価値の向上につながる利益水準（株主資本コスト）や期初業績目標の達成状況も踏まえて支給額を決定することとし、支給総額には上限を設けて運用しています。 なお、当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）が株主資本コストを上回る場合には業績に連動して支給額を増加させる一方、株主資本コスト及び期初業績目標を下回る場合には不支給とすることとしています。	変動（単年度）	現金	－（株主総会決議を経て支給）
株式報酬型ストックオプション	株主の皆様との価値共有、中長期的な企業価値向上の観点から付与しています。ストックオプションは、原則、付与から２年間は行使できません。また、ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、一定株数を超えるまでは売却を制限しています。	変動（中長期）	株式（新株予約権）	○
積立型退任時報酬	職務執行の対価として毎年一定額を積み立てており、役員の退任時に、累計額を算出し、支給額を取締役会で決定の上、支給しています。	固定	現金	○

（注1）支給額が固定である場合には「固定」、業績等に連動して変動する場合には「変動」と記載しています。また、前年度の連結業績や個人の業績評価等に対応する場合には「単年度」と付記しています。株式報酬型ストックオプションは、中長期インセンティブとの位置付けのため、「中長期」と付記しています。

（注2）平成21年度定時株主総会で決議した年額16億円の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給している報酬等には「○」を表示しています。

＜業務執行を担う取締役の報酬等の支給割合イメージ＞

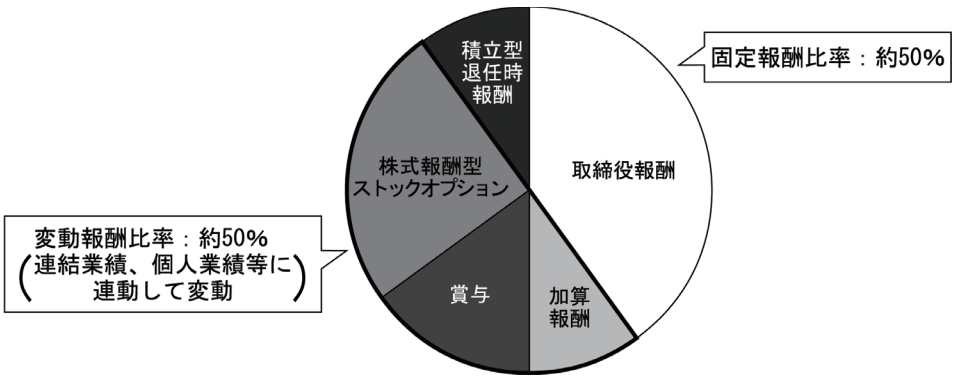

⑰　株式の保有状況

a.　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数　505銘柄

貸借対照表計上額の合計額　909,955百万円(百万円未満切捨て)

b.　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

(a) 特定投資株式

前事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AYALA	63,077,541	116,378	取引・協業関係の構築・維持・強化
三菱自動車工業	99,044,251	83,494	同上
いすゞ自動車	63,633,040	73,941	同上
イオン	40,422,174	65,726	同上
日清食品ホールディングス	7,800,028	41,262	同上
良品計画	1,078,300	25,663	同上
北越紀州製紙	36,619,055	24,571	同上
山崎製パン	9,849,655	23,353	同上
THAI UNION GROUP	347,745,120	23,184	同上
三菱地所	10,489,077	21,927	同上
JXホールディングス	48,615,792	21,089	同上
日清製粉グループ本社	8,448,522	15,114	同上
国際石油開発帝石	14,623,200	12,480	同上
三菱重工業	26,615,000	11,127	同上
キリンホールディングス	6,710,473	10,589	同上
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	2,034,681,026	10,290	同上
三菱UFJフィナンシャルグループ	18,286,000	9,536	同上
岡村製作所	6,300,735	6,773	同上
東洋ゴム工業	3,890,250	6,535	同上
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	183,927,900	6,387	同上
CHINA MOTOR	66,404,796	5,353	同上
大平洋金属	15,955,961	5,249	同上
特種東海製紙	13,800,000	5,023	同上
加藤産業	1,787,363	4,974	同上
三菱倉庫	3,205,412	4,737	同上
信越化学工業	800,092	4,659	同上
永谷園ホールディングス	4,169,996	4,653	同上
三菱マテリアル	13,917,933	4,425	同上
三菱総合研究所	1,213,876	4,327	同上
新日鐵住金	1,981,953	4,284	同上
日本新薬	865,500	3,808	同上
ハウス食品	1,396,287	2,937	同上
アシックス	1,282,547	2,571	同上
トーモク	8,435,594	2,336	同上

(百万円未満切捨て)

当事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
AYALA	63,077,541	119,393	取引・協業関係の構築・維持・強化
いすゞ自動車	63,633,040	93,699	同上
三菱自動車工業	137,682,876	92,109	同上
イオン	40,422,174	65,686	同上
日清食品ホールディングス	7,800,028	48,126	同上
北越紀州製紙	36,619,055	28,416	同上
JXホールディングス株式会社	48,615,792	26,578	同上
良品計画	1,078,300	26,299	同上
THAI UNION GROUP	347,745,120	24,260	同上
山崎製パン	9,849,655	22,555	同上
三菱地所	10,489,077	21,292	同上
国際石油開発帝石	14,623,200	16,005	同上
キリンホールディングス	6,710,473	14,095	同上
日清製粉グループ本社	8,448,522	14,032	同上
三菱重工業	26,615,000	11,886	同上
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	183,927,900	10,384	同上
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	2,034,681,026	8,887	同上
東洋ゴム工業	3,890,250	7,780	同上
信越化学工業	800,092	7,716	同上
CHINA MOTOR	66,404,796	6,830	同上
岡村製作所	6,300,735	6,231	同上
大平洋金属	15,955,961	6,190	同上
永谷園ホールディングス	4,169,996	6,038	同上
特種東海製紙	1,380,000	5,747	同上
加藤産業	1,787,363	5,104	同上
新日鐵住金	1,981,953	5,083	同上
三菱倉庫	3,205,412	4,917	同上
日本新薬	865,500	4,907	同上
三菱マテリアル	1,391,793	4,690	同上
三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,162,300	4,311	同上
東ソー	3,432,272	3,356	同上
東海カーボン	6,748,990	3,273	同上
ライオン	1,603,853	3,210	同上
三菱総合研究所	975,076	3,144	同上
旭硝子	3,312,551	2,987	同上
SAHA PATHANA INTER HOLDINGS	20,220,550	2,735	同上
テイカ	3,260,686	2,468	同上
宝ホールディングス	2,000,000	2,402	同上
三菱瓦斯化学	1,000,000	2,312	同上
アシックス	1,282,547	2,293	同上
ニチハ	700,300	2,289	同上
横浜ゴム	1,000,267	2,179	同上
TRI-PACK FILMS	7,500,000	2,051	同上

(百万円未満切捨て)

(注)貸借対照表計上額の記載銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(b) みなし保有株式

前事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が有する権限の内容
東海旅客鉄道	3,000,000	59,715	議決権行使権限を留保しています。
東京海上ホールディングス	10,832,000	41,161	同上
三菱電機	19,000,000	22,410	同上
三菱重工業	26,615,000	11,127	同上
ニコン	3,716,000	6,398	同上
旭硝子	9,192,000	5,662	同上
三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,162,300	3,213	同上
静岡銀行	3,399,000	2,759	同上
アサツー ディ・ケイ	765,000	2,216	同上

(百万円未満切捨て)

当事業年度

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	当社が有する権限の内容
東海旅客鉄道	3,000,000	54,420	議決権行使権限を留保しています。
東京海上ホールディングス	10,832,000	50,867	同上
三菱電機	19,000,000	30,343	同上
三菱重工業	26,615,000	11,886	同上
旭硝子	9,192,000	8,291	同上
ニコン	3,716,000	5,997	同上
三菱ケミカルホールディングス	2,715,800	2,339	同上
アサツー ディ・ケイ	765,000	2,159	同上

(百万円未満切捨て)

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	891	1,858	50	-	3
非上場株式以外の株式	5,648	24,293	119	376	-

(百万円未満切捨て)

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度（百万円）		当連結会計年度（百万円）	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	745	22	741	24
連結子会社	1,221	86	1,429	128
計	1,966	108	2,170	152

② 【その他重要な報酬の内容】

当社及び当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している外国監査法人に対して、監査証明業務及び非監査業務を委託しています。前連結会計年度及び当連結会計年度における報酬額は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度（百万円）		当連結会計年度（百万円）	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	59	42	23	32
連結子会社	2,390	507	2,225	567
計	2,449	549	2,248	599

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、研修及び海外税務申告関連業務などです。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、研修及び海外税務申告関連業務などです。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しています。

第5 【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の全ての要件を満たすことから、第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。
なお、連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」）に基づき作成しています。
なお、財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、以下のとおりです。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構・日本貿易会経理委員会に加入し、定期的な研修への参加や、会計基準の内容や変更についての意見発信や情報交換を行っています。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づき会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	30	1,500,960	1,145,514
定期預金	30	226,186	246,922
短期運用資産	7, 30	28,763	22,867
営業債権及びその他の債権	8, 16, 20, 30, 31, 34, 35, 39	2,923,060	3,125,504
その他の金融資産	30, 31, 32	148,718	115,734
たな卸資産	9, 30	1,033,752	1,110,138
生物資産	10	65,261	67,241
前渡金		222,299	229,819
売却目的保有資産	11	91,864	39,330
その他の流動資産	30, 31	316,328	364,196
流動資産合計		6,557,191	6,467,265
非流動資産			
持分法で会計処理される投資		2,869,873	2,651,317
その他の投資	7, 16, 30	1,990,215	2,291,465
営業債権及びその他の債権	8, 16, 20, 30, 34, 35, 39	488,817	500,853
その他の金融資産	30, 31, 32	139,593	109,443
有形固定資産	12, 15, 16, 35	2,297,384	2,484,714
投資不動産	13, 16	70,578	47,959
無形資産及びのれん	14	291,116	1,010,310
繰延税金資産	28	91,349	37,883
その他の非流動資産	10, 20	120,140	152,348
非流動資産合計		8,359,065	9,286,292
資産合計	6	14,916,256	15,753,557

「連結財務諸表注記事項」参照

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度末 （平成28年3月31日）	当連結会計年度末 （平成29年3月31日）
負債及び資本の部			
流動負債			
社債及び借入金	17, 30, 32, 33, 34, 39	1,482,348	1,248,231
営業債務及びその他の債務	18, 30, 33, 35, 39	2,153,748	2,542,191
その他の金融負債	30, 31, 32, 33	84,252	106,456
前受金		213,058	222,373
未払法人税等		38,104	106,612
引当金	20	55,121	50,689
売却目的保有資産に直接関連する負債	11	26,235	6,094
その他の流動負債	30, 31	380,371	395,196
流動負債合計		4,433,237	4,677,842
非流動負債			
社債及び借入金	17, 30, 32, 33, 34, 39	4,560,258	4,135,680
営業債務及びその他の債務	18, 30, 33, 35, 39	84,078	204,657
その他の金融負債	30, 31, 32, 33	18,647	18,936
退職給付に係る負債	19	64,914	79,261
引当金	20	233,779	239,259
繰延税金負債	28	469,589	576,941
その他の非流動負債		34,232	31,970
非流動負債合計		5,465,497	5,286,704
負債合計		9,898,734	9,964,546
資本			
資本金	21	204,447	204,447
資本剰余金	21	262,738	220,761
自己株式	21	△14,509	△12,154
その他の資本の構成要素			
FVTOCIに指定したその他の投資		364,386	451,086
キャッシュ・フロー・ヘッジ		△18,664	△17,953
在外営業活動体の換算差額		568,217	445,816
その他の資本の構成要素計	22, 32	913,939	878,949
利益剰余金	7, 21	3,225,901	3,625,244
当社の所有者に帰属する持分		4,592,516	4,917,247
非支配持分		425,006	871,764
資本合計		5,017,522	5,789,011
負債及び資本合計		14,916,256	15,753,557

「連結財務諸表注記事項」参照

② 【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
収益	6, 24, 26, 32	6,925,582	6,425,761
原価	9, 14, 26, 32	△5,826,705	△5,097,123
売上総利益	6	1,098,877	1,328,638
販売費及び一般管理費	14, 19, 25	△1,015,968	△932,607
有価証券損益	26, 30, 32, 38	46,334	83,288
固定資産除・売却損益		21,392	14,419
固定資産減損損失	12, 13, 14, 15	△102,544	△103,181
その他の損益－純額	10, 14, 15, 20, 26 27, 30, 32, 34	△37,787	10,581
金融収益	7, 26	123,124	132,389
金融費用	26, 32	△50,862	△49,537
持分法による投資損益	6, 39	△175,389	117,450
税引前利益（損失）		△92,823	601,440
法人所得税	28	△39,841	△121,366
当期純利益（純損失）		△132,664	480,074
当期純利益（純損失）の帰属			
当社の所有者	6	△149,395	440,293
非支配持分		16,731	39,781
		△132,664	480,074
1株当たり当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）			
基本的	29	△93.68 円	277.79 円
希薄化後	29	△93.68 円	277.16 円

「連結財務諸表注記事項」参照

③ 【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
当期純利益（純損失）		△132,664	480,074
その他の包括利益（税効果後）			
純損益に振り替えられることのない項目			
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	22	△294,716	111,869
確定給付制度の再測定	22	△49,636	26,832
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	22,39	△25,493	5,471
合計		△369,845	144,172
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジ	22	2,259	1,359
在外営業活動体の換算差額	22	△274,809	△62,975
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	22,39	△35,336	△65,307
合計		△307,886	△126,923
その他の包括利益合計	22	△677,731	17,249
当期包括利益合計		△810,395	497,323
当期包括利益の帰属			
当社の所有者		△788,323	452,465
非支配持分		△22,072	44,858
		△810,395	497,323

「連結財務諸表注記事項」参照

④ 【連結持分変動計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
資本金	21		
期首残高		204,447	204,447
期末残高		204,447	204,447
資本剰余金	21		
期首残高		266,688	262,738
ストックオプション発行に伴う報酬費用	23	1,175	1,621
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		△1,268	△1,420
非支配株主との資本取引及びその他	38	△3,857	△42,178
期末残高		262,738	220,761
自己株式	21		
期首残高		△7,796	△14,509
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		2,937	2,364
取得及び処分ー純額		△99,969	△9
消却		90,319	―
期末残高		△14,509	△12,154
その他の資本の構成要素	22		
期首残高		1,515,691	913,939
当社の所有者に帰属するその他の包括利益		△638,928	12,172
利益剰余金への振替額		37,176	△47,162
期末残高		913,939	878,949
利益剰余金	21		
期首残高		3,591,447	3,225,901
当社の所有者に帰属する当期純利益（純損失）		△149,395	440,293
配当金		△88,223	△87,170
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分		△433	△942
自己株式の消却		△90,319	―
その他の資本の構成要素からの振替額		△37,176	47,162
期末残高		3,225,901	3,625,244
当社の所有者に帰属する持分		4,592,516	4,917,247
非支配持分			
期首残高		485,078	425,006
非支配株主への配当支払額		△25,199	△19,722
非支配株主との資本取引及びその他		△12,801	421,622
非支配持分に帰属する当期純利益		16,731	39,781
非支配持分に帰属するその他の包括利益	22	△38,803	5,077
期末残高		425,006	871,764
資本合計		5,017,522	5,789,011
当期包括利益の帰属			
当社の所有者		△788,323	452,465
非支配持分		△22,072	44,858
当期包括利益合計		△810,395	497,323

「連結財務諸表注記事項」参照

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益（純損失）		△132,664	480,074
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整			
減価償却費等		219,699	201,117
有価証券損益		△46,334	△83,288
固定資産損益		81,152	88,762
金融収益・費用合計		△72,262	△82,852
持分法による投資損益		175,389	△117,450
法人所得税		39,841	121,366
売上債権の増減		300,823	△226,319
たな卸資産の増減		211,722	△115,595
仕入債務の増減		△293,040	194,692
その他－純額		85,751	△55,342
配当金の受取額		216,206	218,960
利息の受取額		87,112	85,010
利息の支払額		△70,594	△64,797
法人所得税の支払額		△102,696	△61,334
営業活動によるキャッシュ・フロー		700,105	583,004

（単位：百万円）

	注記番号	前連結会計年度 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産等の取得による支出		△249,062	△160,055
有形固定資産等の売却による収入		45,582	26,924
投資不動産の取得による支出		△23,317	△8,696
投資不動産の売却による収入		28,233	26,893
持分法で会計処理される投資の取得による支出	39	△336,495	△139,747
持分法で会計処理される投資の売却による収入		68,749	98,475
事業の取得による支出(取得時の現金受入額控除後)	37	△12,873	△74,694
事業の売却による収入(売却時の現金保有額控除後)	37	12,208	1,365
その他の投資の取得による支出	30	△314,697	△117,283
その他の投資の売却等による収入		139,489	135,994
貸付の実行による支出		△77,302	△43,331
貸付金の回収による収入		290,513	100,307
定期預金の増減－純額		△74,882	△25,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		△503,854	△179,585
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金等の増減－純額		△19,719	△111,480
長期借入債務等による調達－社債発行費用控除後	17	979,730	671,204
長期借入債務等の返済		△1,109,316	△1,190,052
当社による配当金の支払		△88,223	△87,170
子会社による非支配株主への配当金の支払		△25,199	△19,722
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払		△6,001	△31,469
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取		2,976	16,535
自己株式の増減－純額		△98,776	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー		△364,528	△752,162
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額		△55,952	△6,703
現金及び現金同等物の純増減額		△224,229	△355,446
現金及び現金同等物の期首残高		1,725,189	1,500,960
現金及び現金同等物の期末残高		1,500,960	1,145,514

「連結財務諸表注記事項」参照

連結財務諸表注記事項

1. 報告企業

三菱商事株式会社（以下「当社」）は、日本国に所在する株式会社です。当社及び国内外の連結子会社（以下まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。連結会社の主な事業活動内容は、注記6にて開示しています。当社の連結財務諸表は、連結会社、並びに連結会社の関連会社及び共同支配の取決めに対する持分により構成されています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、注記3に記載されている、公正価値で測定されている特定の資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しています。日本円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を四捨五入しています。

(4) 新たに適用している主な基準書及び解釈指針

当連結会計年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IFRS第11号「共同支配の取決め」（改訂）	共同支配事業に対する持分を取得した際の会計処理の明確化
IAS第16号「有形固定資産」（改訂）	果実生成型植物の会計処理に関する改訂
IAS第41号「農業」（改訂）	

上記を含め新たな基準書及び解釈指針の適用による当連結会計年度の連結財務諸表への重要な影響はありません。

(5) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報は、以下の注記に含まれています。

・金融商品の譲渡―注記34
・ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め）及び関連会社―注記39

当連結会計年度の連結財務諸表における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更に関する情報は、以下の注記に含まれています。

・セグメント情報―注記6

・有形固定資産―注記12

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下の注記に含まれています。

・金融商品の公正価値－注記7、30
・金融資産の減損－注記8
・非金融資産の減損－注記12、13、14、15
・確定給付制度債務の測定－注記19
・引当金－注記20
・繰延税金資産の回収可能性－注記28

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。従って、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

当連結財務諸表には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。
連結会社間の内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。
支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。

子会社に対する支配を喪失した場合、(1) 受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2) 子会社の資産（のれんを含む）及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS第9号「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

主要な連結子会社については、「第1 企業の概況 4.関係会社の状況」に記載しています。

② 企業結合

企業結合（事業の取得）は「取得法」で会計処理をしています。支配取得時に引き渡した対価は、連結会社が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び連結会社が発行した資本性金融商品の取得日（すなわち連結会社の支配獲得日）の公正価値の合計で測定しています。取得関連費用は発生時において純損益に認識しています。
取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。

・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債（又は資産）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しています。
・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
・被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。

取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパーチェス益として直ちに純損益に認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明していた場合には、取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間（最長で1年間）の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③　関連会社及びジョイント・ベンチャー（共同支配企業）

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

ジョイント・ベンチャー（共同支配企業）とは、ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め）のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関して、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。

持分法の下では、当初、投資額は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社のその他の包括利益に計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額（実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます）を超過するまで、当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。内部取引に係る利益は、事業の譲渡を除いて、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。

連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価が超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失し、持分法の適用を中止す

る場合には、残存する投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存する投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④　ジョイント・オペレーション（共同支配事業）

ジョイント・オペレーション（共同支配事業）とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が、契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤　投資企業

投資企業とは、投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得て、資本増価や投資収益又はその両方からのリターンのためだけに投資者から調達した資金を投資し、その投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行うなどの要件を充足するものをいいます。

投資企業は、当該投資企業の子会社に対する持分も含め、原則として全ての投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定します。

ただし、連結会社の子会社が投資企業に該当する場合、連結会社による当該投資企業の連結に当たっては、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を、通常の連結処理に組替えています。

一方、連結会社の関連会社又は共同支配企業が投資企業に該当する場合には、連結会社による持分法の適用に当たって、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持しています。

⑥　報告日

当連結財務諸表の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについては、12月31日又は12月31日の翌日から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いています。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象については当連結財務諸表に反映しています。

(2) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替を行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替を行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替を行っていません。貨幣性項目の換算替により生じる差額は、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しています。

海外子会社及び関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、税効果考慮後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に認識されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替を行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

連結会社は、金融商品に係る会計処理について、平成27年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）を早期適用しており、連結会社は平成27年1月1日以降に指定したヘッジ関係については、全てIFRS第9号「金融商品」（平成25年11月改訂）の要求事項に基づき処理しています。

① 非デリバティブ金融資産

連結会社は、営業債権及びその他の債権を、発生日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金受取額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は、純損益に認識しています。

③ 償却原価で測定される金融資産の減損

連結会社は、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。契約条件に従って全額を回収できない可能性が高いと判断される資産については、個別に減損の有無を評価しています。減損の認識及び測定に当たっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価しています。個別に減損する必要がない資産については、発生しているが識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しています。全体として減損の有無の評価を行う際には、貸倒実績率及び将来倒産確率等により、回収不能見込み額を算定しています。減損損失を認識する場合は、当該資産の帳簿価額を直接、又は貸倒引当金を通じて減額しています。

④ 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています（FVTPL）。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識（FVTOCI）する金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合とは、以下の場合を指します。

・主として短期間に売却を行う目的で取得したか又は発生した
・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である
・デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）

FVTOCIの金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

⑤ 金融資産の認識の中止

連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲

渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥　現金及び現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、主に定期預金です。

⑦　非デリバティブ金融負債

連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金支払額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものはありません。

⑧　資本

・普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は「資本剰余金」から控除しています。

・自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。

⑨　ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクを相殺する効果を有する取引の活用によってリスクを低減することができない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブや外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時、四半期時及びヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時に、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高い相殺効果があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。なお、信用リスクがヘッジ関係に与える影響が僅少である事を確認しています。

・公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の損益－純額」として計上しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を相殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債として認識される場合には、「その他の資本の構成要素」として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えています。非有効部分は、一部の場合を除き、直ちに純損益に認識しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額等の有効部分は、「その他の資本の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

・ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況を確認するために定期的にポジションを監視しています。

ヘッジ指定されていない又はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩　金融保証契約

連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。

・IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定された契約上の債務金額
・当初認識額から、適切な場合には、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した金額

⑪　金融資産と金融負債の相殺

連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産

たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除した後の金額を示しています。

また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産

生物資産は、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれています。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替えています。

(6) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却

土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物及び構築物	2年から60年
機械及び装置	2年から45年
航空機及び船舶	1年から30年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は、鉱物資源関連資産に区分しています。鉱物資源関連資産の減価償却は、主として確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。

ファイナンス・リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しています。この減価償却方法を採用した理由は、当該資産によって生み出される将来の経済的便益の費消パターンに最も近似していると考えられるためです。

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、若しくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に、認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産（販売用不動産）や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産（有形固定資産）は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として1年から50年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には、認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん

① 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しています。

開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産

連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

③ のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1) 連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。

のれんは、関連する資金生成単位の処分時に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却

のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

ソフトウエア	2年から15年
顧客関係	4年から32年
営業権	9年から25年
商標権	5年から36年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース

契約上、資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を「営業債権及びその他の債権」として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース料支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

・探査権の取得

・地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集

・探査向けの掘削、トレンチ作業、標本採取
・鉱物資源の採掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は、有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。
資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物採掘活動
鉱物の探鉱費用は、鉱物の採掘活動の技術的可能性及び経済的実行可能性が確認されるまで発生時に費用認識しています。技術的可能性及び経済的実行可能性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。
生産期に発生した剥土費用は、発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。
資産計上した採掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がないと判断した場合には、処分コスト控除後の公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産
連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から1年以内に満たす予定でなければなりません。
売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(13) 借入コスト
意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産（適格資産）の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入コストは、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。
その他のすべての借入コストは、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損
① 減損の判定
たな卸資産及び繰延税金資産等を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。
減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。
資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれ

か高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。なお、減損損失の戻入額は、過去の期間において減損損失を認識しなかった場合の減損損失戻入時点における帳簿価額を上限としています。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、毎期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

・資産除去債務

連結会社は、資産除去債務を毎期レビューし、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を「有形固定資産」及び「投資不動産」の一部として認識し、その資産の経済的耐用年数にわたって減価償却しています。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、「金融費用」に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税効果考慮前の割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しています。

(18) 収益

連結会社は、取引単位ごとに収益を認識しています。取引の単位は原則として契約の単位とし、一つの契約の中に実質的に異なる複数の取引要素を含む場合には、識別可能な個々の取引要素を取引の単位としています。また、複数の契約であっても、各々の契約が相互に密接に関連し、全体として一つの取引要素を構成しているような場合には、複数の契約を一つの取引単位としています。収益の額は、受領又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。

連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財など、多岐にわたる製品の製造や資源開発を行っています。また、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

製品及び商品の販売に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に認識しています。

・物品の所有に重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと
・物品の所有と通常みなされる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していないこと
・収益の金額を信頼性をもって測定できること
・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
・取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

製品及び商品の販売に係る収益について、値引及び割戻等がある場合には、収益から控除しています。

役務の提供に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に、連結会計年度末における進捗度に応じて認識しています。

・収益の金額を信頼をもって測定できること
・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
・期末日において取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
・取引に関連して発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性をもって測定できること

役務の提供に係る収益について、取引の成果を信頼性をもって見積れない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しています。

(a) 取引の種類ごとの収益の認識

① 製品及び商品の販売

連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっています。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しています。これら商取引における商品の受渡は、顧客と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと考えられます。これは一般的には、顧客に商品が届けられ、顧客の受入が完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

② 工事契約

連結会社は、製造業の一部として、長期建設契約を締結しています。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に見積ることができ、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には、工事進行基準を適用しています。そうでない場合には、工事原価のうち回収可能と認められる範囲内で工事収益を認識しています。

発生した原価に利益を加えた金額がその時点の請求額を上回る場合には、当該超過額は「営業債権及びその他

の債権」として計上し、下回る場合には「営業債務及びその他の債務」として計上しています。作業の完了前に受領した金額は「前受金」として計上しています。

③　役務提供その他のサービス提供

連結会社は、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っています。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれています。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しています。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務がその契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しています。リース事業に係る収益認識については、上記「(9)リース」に記載しています。

(b) 代理人取引

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しています。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ています。売買取引に係る差損益及び手数料は、収益認識要件を充足した時点で認識されます。

(c) 収益の総額表示と純額表示

連結会社は、製品及び商品の販売において、契約の主たる義務者として、顧客から発注を受ける前の一般的な在庫リスク等を負担して販売を実施した場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。また、役務の提供において、契約の主たる義務者として取引の重要なリスクを負っている場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。

製品及び商品の販売、役務の提供とともに、代理人として取引を行った場合には、収益を純額で連結損益計算書上に計上しています。

(19) サービス・コンセッション

公的機関（国や地方公共団体）が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。

サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。

サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価（最低報酬金額を含む）が事前に確定している場合には、連結会社は、公共施設（インフラストラクチャー）の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産についてIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。
子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。
連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。
当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチなどの算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

・レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における同一資産又は負債の市場価格を、調整を入れずにそのまま使用しています。

・レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

・レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しています。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しています。

4.　未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりです。連結会社は平成29年3月31日現在これらを適用しておらず、また、適用による影響は検討中であるため、現時点では合理的に見積もることはできません。

基準書及び解釈指針	基準書名及び解釈指針名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IAS第7号 (改訂)	キャッシュ・フロー計算書	平成29年1月1日	平成29年度	財務活動から生じる負債の変動に関する開示の新設
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	平成30年1月1日	平成30年度	収益の認識に関する会計処理及び開示を改訂
IFRS第9号 (平成26年7月改訂)	金融商品	平成30年1月1日	平成30年度	分類と測定の一部改訂及び減損に予想信用損失モデルを導入
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	平成30年1月1日	平成30年度	非貨幣性の前払資産又は前受収益負債を認識する外貨建取引の換算レートの明確化
IFRS第16号	リース	平成31年1月1日	平成31年度	オペレーティング・リースの借手側の会計処理及び開示を改訂

5.　企業結合及び共同支配事業の取得

前連結会計年度において生じた主な企業結合及び共同支配事業の取得は次のとおりです。

Hunter Valley Operations

当社は、豪州資源関連子会社Mitsubishi Development Pty Ltd.（以下、「MDP」）を通じて、20%の株式を保有し、持分法を適用していた豪州一般炭生産・販売会社Coal & Allied Industries Limited （以下、「C&A」）の全株式を、平成28年2月2日付で合弁パートナーであるRio Tinto Limitedに譲渡し、その後平成28年2月3日（取得日）にC&Aが100%の権益を保有する炭鉱Hunter Valley Operations（以下、「HVO」）の32.4%の権益を新たに取得しました。連結会社は、C&A売却によって得た対価をHVO取得対価と相殺した上で、差額をRio Tinto Limitedと現金で決済しました。

HVOの活動に係る意思決定については、炭鉱権益からの利益に重要な影響を及ぼす事項に対して、連結会社及びパートナーのRio Tinto Limited（C&Aを通じて保有）による全会一致の合意を必要とする取決めがあり（共同支配の取決め）、連結会社は当該取決めに関連する資産に対する権利及び負債に対する義務を実質的に有しています。このため、連結会社はHVOへの投資をジョイント・オペレーション（共同支配事業）としています。

C&A傘下の複数炭鉱への間接持分権益を売却し、HVOのみに権益を集中させたのは、HVOがC&A傘下炭鉱の中で最も資源量が豊富であり、将来のアップサイドポテンシャルを有する炭鉱であったからです。

取得日時点における、支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値について、前連結会計年度末では、取得価額の配分が完了していなかったことから、暫定的な金額にて連結財務諸表に計上しましたが、当連結会計年度に当該配分が完了しました。配分完了後の取得日時点の取得資産及び引受負債の公正価値は次のとおりです。尚、測定期間の当該調整の連結財務諸表に対する影響額に重要性はありません。

項目	金額(百万円)
支払対価の公正価値	122,689
取得資産、引受負債の公正価値	
営業債権及びその他の債権(流動)	1,808
たな卸資産	1,624
有形固定資産	126,904
流動負債	△4,524
非流動負債	△3,123
合計	122,689

上記の共同支配事業の取得に係る取得日以降の損益情報及びプロフォーマ損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示していません。

当連結会計年度において生じた主な企業結合及び共同支配事業の取得は次のとおりです。

株式会社ローソン

連結会社は、平成29年2月9日（取得日）に株式公開買付によりコンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗の運営会社である株式会社ローソン(以下「ローソン」）の発行済株式総数（100,300,000株）の16.6%（16,649,900株）を現金144,022百万円により追加取得し、当第3四半期末時点で保有していた33.4%（33,500,200株）と併せて、発行済株式総数の過半数（50,150,100株）を保有することとなり、ローソンを連結子会社としました。連結会社は、ローソンの国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業及びそれ以外の周辺事業において、連結会社の有するネットワーク・人的リソースを今まで以上に活用し、従来以上に連携を深めローソンの事業基盤の更なる強化を目指す方針です。

取得日現在における、支払対価、既保有持分、非支配持分、取得資産、引受負債の公正価値及びのれんの認識額は次のとおりです。

項目	金額(百万円)
支払対価の公正価値	144,022
既存保有持分の公正価値評価	265,322
非支配持分の公正価値評価	410,624
合計	819,968
取得資産、引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	67,902
営業債権及びその他の債権(流動)	（注）150,913
その他の投資	105,524
営業債権及びその他の債権(非流動)	43,643
有形固定資産	365,109
無形資産	428,702
その他の資産	60,913
社債及び借入金（流動）	△31,105
営業債務及びその他の債務（流動）	（注）△318,099
社債及び借入金（非流動）	△56,704
営業債務及びその他の債務（非流動）	△121,187
繰延税金負債	△105,190
その他の負債	△60,649
識別可能純資産	529,772
のれんの認識額	290,196
合計	819,968

（注）取得日現在において上記に含まれる営業債権及びその他の債権(流動）26,777百万円、及び営業債務及びその他の債務(流動）81,097百万円は連結グループ内の取引によるものであり、連結財政状態計算書上は連結会社がローソンに対して有していた営業債務及びその他の債務（流動）、営業債権及びその他の債権（流動）と相殺消去されています。

連結会社は、ローソンに対する既保有持分に対して持分法を適用していましたが、追加取得に伴い既保有持分を公正価値で再測定した結果、8,153百万円の利益を当連結会計年度の生活産業セグメントの「有価証券損益」に計上しました。 尚、既保有持分の公正価値及び非支配持分の公正価値は、株式公開買付価格に含まれるコントロールプレミアムと、市場価格を考慮して算出しています。

のれんの内容は主に、超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。 また、のれんは、税務上損金算入不能なものです。

また、連結会社は、連結子会社に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識しないため、本子会社化に伴い、繰延税金負債を21,588百万円取り崩しています。

上記の企業結合に係る取得日以降の損益情報は連結財務諸表に対する影響額に重要性が無いため開示していません。

また、上記の企業結合が当連結会計年度期首である平成28年4月1日に行われたと仮定した場合のプロフォーマ損益情報（非監査情報）は次のとおりです。 尚、本プロフォーマ損益情報には、企業結合に伴う既保有持分の公正価値再測定、及び繰延税金負債の取り崩しによる影響は含んでいません。

項目	金額(百万円)
収益	6,909,919
当期純利益	465,503
当社の所有者に帰属する当期純利益	411,980

6. セグメント情報

【事業セグメント情報】

事業セグメントは、連結会社の最高経営意思決定者である当社の代表取締役 社長が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されています。

事業セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されています。連結会社の報告セグメントは以下の7グループにより構成されています。

地球環境・インフラ事業：	電力、水、交通や、その他産業基盤となる環境・インフラ分野における事業及び関連する取引などを行っています。
新産業金融事業：	企業投資、リース、不動産、物流などの分野において、投資及び運用事業を行っています。
エネルギー事業：	天然ガス・石油の生産・開発事業・液化天然ガス（LNG）事業、原油・石油製品・炭素製品・LPG等の販売取引、新規エネルギー事業の企画開発などを行っています。
金属：	薄板・厚板などの鉄鋼製品、石炭・鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅・アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
機械：	工作機械、農業機械、建設機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器、自動車などの幅広い分野において、販売、金融、物流、投資などを行っています。
化学品：	原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった基礎原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医農薬などの川下・川中製品まで、幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。
生活産業：	食料、衣料、日用品、ヘルスケアなど、消費者の生活に身近な分野で、原料の調達から、流通・小売に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発などを行っています。

各事業セグメントにおける会計方針は、注記3に記載のとおりです。

経営者は管理上、当社の所有者に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っています。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結会社の各セグメントの情報は以下のとおりです。

（前連結会計年度）　（単位：百万円）

	地球環境・インフラ事業	新産業金融事業	エネルギー事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	58,839	154,208	1,368,508	700,887	777,551	1,302,053	2,562,763	6,924,809	13,325	△12,552	6,925,582
売上総利益	37,834	61,774	35,405	139,109	198,021	112,564	505,041	1,089,748	10,114	△985	1,098,877
持分法による投資損益	28,787	17,536	△3,985	△278,896	25,133	15,424	20,190	△175,811	1,123	△701	△175,389
当社の所有者に帰属する当期純利益（純損失）	29,228	40,307	△9,763	△360,732	62,224	30,513	73,474	△134,749	4,071	△18,717	△149,395
資産合計	1,011,818	870,322	2,036,199	3,557,899	1,726,900	870,506	3,169,251	13,242,895	3,319,226	△1,645,865	14,916,256

（当連結会計年度）　（単位：百万円）

	地球環境・インフラ事業	新産業金融事業	エネルギー事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	69,088	132,753	1,189,267	936,580	746,957	1,134,110	2,204,248	6,413,003	10,868	1,890	6,425,761
売上総利益	38,013	60,195	37,663	414,766	182,061	112,976	473,224	1,318,898	7,850	1,890	1,328,638
持分法による投資損益	23,229	13,733	25,278	2,690	5,252	12,059	34,851	117,092	1,191	△833	117,450
当社の所有者に帰属する当期純利益（純損失）	23,420	35,531	55,477	147,901	29,437	26,732	121,344	439,842	△1,233	1,684	440,293
資産合計	1,005,671	841,567	2,118,028	3,704,234	1,739,554	943,884	4,343,006	14,695,944	2,631,382	△1,573,769	15,753,557

1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。資産合計のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。
2. 「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。
3. 地球環境・インフラ事業グループの環境関連事業については、平成28年度より、インフラ関連事業と同じく、営業グループとして経営管理を行っています。これに伴い、従来「その他」に含めた環境関連事業は、「地球環境・インフラ事業」に含めて表示しており、前連結会計年度のセグメント情報も修正再表示を行っています。
4. 当連結会計年度の「エネルギー事業」における、シェールガス事業再編の影響については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（3）当連結会計年度のセグメント別業績概況 ③エネルギー事業グループ」に記載のとおりです。
5. 前連結会計年度の引当金に関する見積りの変更の影響については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（3）当連結会計年度のセグメント別業績概況 ①地球環境・インフラ事業グループ」に記載のとおりです。

【地域別情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度における収益、非流動資産は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
収益		
日本	4,548,391	3,793,690
アメリカ	638,761	797,713
オーストラリア	545,998	765,043
その他	1,192,432	1,069,315
合計	6,925,582	6,425,761
非流動資産(金融資産、繰延税金資産及び退職後給付資産を除く)		
日本	646,226	1,737,683
オーストラリア	1,123,242	1,001,006
その他	987,736	900,298
合計	2,757,204	3,638,987

収益は、その発生原因となる資産の所在する地域により区分しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

7.　短期運用資産及びその他の投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、短期運用資産及びその他の投資の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

	FVTPLの金融資産 （百万円）	FVTOCIの金融資産 （百万円）	償却原価で測定 される金融資産 （百万円）	合計 （百万円）
（前連結会計年度末）				
短期運用資産	4,028	―	24,735	28,763
その他の投資	101,441	1,775,926	112,848	1,990,215
（当連結会計年度末）				
短期運用資産	4,292	―	18,575	22,867
その他の投資	143,285	1,889,775	258,405	2,291,465

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、FVTOCIとして指定した金融資産の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
市場性あり	887,568	960,809
市場性なし	888,358	928,966
合計	1,775,926	1,889,775

上記のうち、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、市場性のある銘柄の公正価値は主に以下のとおりです。

銘柄名	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
AYALA	116,378	119,393
いすゞ自動車	73,942	93,700
三菱自動車工業	83,494	92,110
イオン	71,213	71,190
日清食品ホールディングス	49,894	51,449
CAP	9,518	37,842
北越紀州製紙	24,571	28,416
JXホールディングス	21,090	26,578
良品計画	25,664	26,300
THAI UNION GROUP	23,185	24,260
山崎製パン	23,354	22,556
三菱地所	21,927	21,293
SUMBER ALFARIA TRIJAYA	18,993	20,410
国際石油開発帝石	12,481	16,005
キリンホールディングス	10,589	14,095
日清製粉グループ本社	15,114	14,033
三菱重工業	11,128	11,886
CHINA AGRI-INDUSTRIES HOLDINGS	6,387	10,385
東洋ゴム	6,536	7,781
信越化学	4,660	7,716

市場性のない銘柄は主に資源関連銘柄であり、主な銘柄はLNG関連ではSakhalin Energy Investment Company及びMalaysia LNG Dua、銅関連ではMinera Escondida及びCompania Minera Antaminaです。
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、LNG関連銘柄の公正価値合計はそれぞれ387,952百万円及び389,058百万円であり、銅関連銘柄の公正価値合計はそれぞれ273,721百万円及び330,327百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において保有するFVTOCIの金融資産に関し、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した受取配当金の額はそれぞれ75,702百万円、93,819百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において営業政策の見直しによる売却などにより認識を中止したFVTOCIの金融資産の認識中止時の公正価値、及び処分にかかる利得又は損失の累計額（税引前）は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
認識中止時の公正価値	57,740	48,086
処分にかかる利得又は損失の累計額（税引前）	8,048	17,220

前連結会計年度及び当連結会計年度において、認識を中止したFVTOCIの金融資産に係る受取配当金に重要性はありません。

FVTOCIの金融資産については、認識中止及び無税化などにより、その他の資本の構成要素に計上されていた利得又は損失の累計額（税引後）の全額または一部を、利益剰余金に振り替えています。前連結会計年度及び当連結会計年度における当該振替額はそれぞれ17,582百万円、19,335百万円です。

8.　営業債権及びその他の債権

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、「営業債権及びその他の債権」の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産		
受取手形	273,341	319,876
売掛金及び未収入金	2,497,280	2,724,087
(内1年以内に回収が見込まれない額)	48,091	66,479
貸付金等	183,468	113,299
貸倒引当金	△31,029	△31,758
流動資産　計	2,923,060	3,125,504
非流動資産		
貸付金	135,998	176,380
その他の債権	410,827	360,975
貸倒引当金	△58,008	△36,502
非流動資産　計	488,817	500,853

連結会社は、長期・短期を問わず、契約上の金銭を受け取る権利がある債権について、取引先の社内格付及び財務状態に係る現在の状況から債権全額(元利合計)を当初の契約条件に従って回収することが出来ない可能性が高いと判断される場合には、それぞれの取引先に対して適切な金額の貸倒引当金を設定しています。貸倒引当金の設定金額は、債権の回収実績、回収遅延期間、格付機関による評価、割引キャッシュ・フロー法に基づく評価、担保物件の公正価値、並びにその他の情報に基づき決定しています。また、連結会社は一部の債権を集合的に評価し、過去の貸倒実績率及び将来倒産確率などに基づき適切な金額の貸倒引当金を設定しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、貸倒引当金の期中増減の明細は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	69,149	89,037
貸倒引当金繰入額	31,660	8,280
取崩額	△5,729	△28,669
その他	△6,043	△388
期末残高	89,037	68,260

「その他」には、主に為替変動の影響などが含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度に計上した減損損失(貸倒引当金繰入額を含む)は、それぞれ30,020百万円、7,835百万円であり、その主な原因は取引先の経営状況の悪化によるものです。また、前連結会計年度は、船舶関連事業において、船価の下落に伴う担保価値の減少により、貸倒引当金繰入額10,707百万円を計上しています。
当連結会計年度において、船舶関連事業において傭船契約を解約したことに伴い、船舶関連事業に関連する営業債権及びリース債権（個別に減損が生じている営業債権及びリース債権を含む）の認識を中止しており、対応する貸倒引当金を取崩しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、個別に減損が生じている債権及び対応する貸倒引当金の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末（百万円）		当連結会計年度末（百万円）	
	債権残高	貸倒引当金	債権残高	貸倒引当金
営業債権	37,965	△29,172	31,900	△23,096
リース債権	34,551	△10,557	593	△314
貸付金	26,414	△24,515	27,880	△25,964
合計	98,930	△64,244	60,373	△49,374

減損債権に関する利用可能な担保やその他信用補完は、主に船舶リース取引によるリース債権に関するものです。本取引における担保及びその他信用補完の公正価値は、前連結会年度末は23,842百万円です。また、当連結会計年度末における担保及びその他信用補完の公正価値に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、個別に減損を認識していないものの期日を遅延している債権の年齢分析の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末（百万円）				当連結会計年度末（百万円）			
	30日以内	30日超90日以内	90日超	合計	30日以内	30日超90日以内	90日超	合計
営業債権及び貸付金	50,816	13,495	26,872	91,183	50,198	13,056	27,369	90,623
リース債権	21,944	12,265	5,589	39,798	17,965	14,049	4,020	36,034
合計	72,760	25,760	32,461	130,981	68,163	27,105	31,389	126,657

「貸付金」は金額に重要性がないため、「営業債権及び貸付金」に集約しています。

営業債権及びその他の債権に関する会計処理やリスク管理については、注記3(3)金融商品、注記33に記載しており、クラス別の設定はありません。

9. たな卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における「たな卸資産」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
商品・製品	782,808	867,937
原材料・仕掛品・貯蔵品	186,164	186,435
販売用不動産	64,780	55,766
合計	1,033,752	1,110,138
上記のうち販売費用控除後の公正価値で評価したたな卸資産の帳簿価額(注記30参照)	119,983	204,397

販売用不動産には、各連結会計年度末から12ヶ月より後に販売が見込まれるものが含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度に原価として認識されたたな卸資産の金額は、それぞれ5,541,269百万円及び4,868,111百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度に費用として認識されたたな卸資産の評価減の金額に重要性はありません。

10. 生物資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における生物資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
生物資産原価	52,232	60,087
公正価値評価損益	13,481	7,621
帳簿価額	65,713	67,708

前連結会計年度及び当連結会計年度における生物資産の期中変動は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
期首残高	69,600	65,713
生産等による増加	146,856	100,112
収穫等による減少	△154,441	△92,801
売却目的保有資産への振替	△674	－
公正価値の変動による利益又は損失	9,098	△5,001
為替換算等	△4,726	△315
期末残高	65,713	67,708

生物資産の公正価値の変動に伴う損益は、主に連結損益計算書の「その他の損益－純額」に含まれています。

連結会社は、報告日時点の各国の市場における取引価格や生物資産の成長率・斃死率等をインプットとした評価モデルにより、生物資産の公正価値を評価しています。生物資産の公正価値評価は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に該当します。

連結会社は、生物資産の生産活動において需給バランスの影響による商品の相場変動リスクに晒されており、商品相場変動リスクを軽減する目的から、必要に応じて公設市場を通じて商品先物契約を締結しています。

連結会社の生物資産は、主にノルウェー、チリ及びカナダにおける、鮭鱒等の養殖事業によるものです。

前連結会計年度及び当連結会計年度における鮭鱒養殖事業の生物資産の期中重量推移は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （トン）	当連結会計年度 （トン）
期首残高	103,649	88,084
生産等による増加	193,962	163,790
収穫等による減少	△209,527	△151,566
期末残高	88,084	100,308

11. 売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、売却の可能性が非常に高く、かつ1年以内に引渡しが予定されているため、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは以下のとおりです。

売却目的保有への分類に伴い認識した減損損失は、連結損益計算書の「固定資産減損損失」又は「有価証券損益」に計上しています。

売却目的保有に分類された非流動資産

前連結会計年度末において、新産業金融事業セグメントにおける投資不動産9,287百万円、有形固定資産（航空機）4,907百万円等を売却目的保有に分類しています。分類された非流動資産は当連結会計年度に売却しました。

当連結会計年度末において、売買契約の締結に伴い、エネルギー事業セグメントにおけるその他の投資（石油・ガス探鉱・開発関連の市場性のある株式）14,677百万円を売却目的保有に分類し、売却コスト控除後の公正価値（レベル1）で測定しています。分類された当該非流動資産は翌連結会計年度内に売却する見込みです。

また、新産業金融事業セグメントにおける有形固定資産（航空機）9,976百万円を売却目的保有に分類し、一部を売却コスト控除後の公正価値（レベル2）で測定しています。

売却目的保有に分類された処分グループ

前連結会計年度末において、生活産業セグメントの関係会社である伊藤ハム株式会社と米久株式会社は2016年4月1日を効力発生日とする経営統合を行い、統合後の伊藤ハム米久ホールディングス株式会社に対する当社持分比率は38.94%となりました。伊藤ハム米久ホールディングス株式会社は持分法適用会社として区分されることから、経営統合に伴って米久株式会社に対する支配の喪失が確実となったため、前連結会計年度末において、米久株式会社を売却目的保有の処分グループに分類しました。売却目的保有に分類された資産及び負債の内訳は以下のとおりです。分類された処分グループは当連結会計年度に行われた経営統合に伴い、支配を喪失しました。

内訳	前連結会計年度末 （百万円）
現金及び現金同等物	18,066
営業債権及びその他の債権	17,240
たな卸資産	9,277
有形固定資産	18,901
その他	5,400
資産合計	68,884
営業債務及びその他の債務	20,074
その他	6,161
負債合計	26,235

当連結会計年度末において、売却目的保有に分類された処分グループの金額に重要性はありません。

非流動資産又は処分グループの売却コスト控除後の公正価値

レベル1に分類された非流動資産の売却コスト控除後の公正価値は、活発な市場における市場価格により評価しています。レベル2に分類された非流動資産の売却コスト控除後の公正価値は、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部局又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、当該資産に係る売却予定価額を入手し、測定しています。

12. 有形固定資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

	土地 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 装置 (百万円)	航空機及び 船舶 (百万円)	鉱物資源 関連資産 (百万円)	建設仮勘定 (百万円)	合計 (百万円)
(前連結会計年度末)							
取得原価	219,888	583,316	745,432	514,677	1,923,616	34,451	4,021,380
減価償却累計額及び減損損失累計額	14,175	354,377	502,818	152,722	699,650	254	1,723,996
帳簿価額	205,713	228,939	242,614	361,955	1,223,966	34,197	2,297,384
(当連結会計年度末)							
取得原価	231,003	823,162	880,167	520,389	1,806,445	34,533	4,295,699
減価償却累計額及び減損損失累計額	13,558	371,970	520,053	180,904	718,518	5,982	1,810,985
帳簿価額	217,445	451,192	360,114	339,485	1,087,927	28,551	2,484,714

前連結会計年度及び当連結会計年度における、有形固定資産の帳簿価額の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	土地 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械及び 装置 (百万円)	航空機及び 船舶 (百万円)	鉱物資源 関連資産 (百万円)	建設仮勘定 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 期首残高	216,029	237,619	266,820	352,700	1,290,443	31,650	2,395,261
増加	3,504	17,649	42,121	64,049	56,380	40,909	224,612
企業結合による 増加	2,511	4,116	3,304	190	126,637	68	136,826
処分又は売却目的 保有資産への振替	△7,365	△9,680	△7,004	△11,424	△5,647	△1,115	△42,235
減価償却	△61	△20,364	△54,881	△28,582	△92,178	－	△196,066
減損損失	△529	△608	△370	△7,814	△75,027	－	△84,348
為替換算	△3,700	△7,638	△9,902	△18,748	△76,606	△2,374	△118,968
その他の増減	△4,676	7,845	2,526	11,584	△36	△34,941	△17,698
前連結会計年度 期末残高	205,713	228,939	242,614	361,955	1,223,966	34,197	2,297,384
増加	4,518	11,484	34,223	48,882	36,436	35,969	171,512
企業結合による 増加	13,558	226,848	127,925	5	－	1,810	370,146
処分又は売却目的 保有資産への振替	△2,181	△1,261	△1,656	△21,895	△11,114	△198	△38,305
減価償却	－	△21,387	△50,094	△30,135	△76,413	－	△178,029
減損損失	△1,442	△7,645	△7,851	△18,350	△62,540	△4,767	△102,595
為替換算	152	△1,751	△4,981	△1,388	△16,586	△812	△25,366
その他の増減	△2,873	15,965	19,934	411	△5,822	△37,648	△10,033
当連結会計年度 期末残高	217,445	451,192	360,114	339,485	1,087,927	28,551	2,484,714

「その他の増減」には、建設仮勘定から本勘定への振替等が含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、減損損失のセグメント別の内訳は以下のとおりです。

セグメント	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
地球環境・インフラ事業	―	―
新産業金融事業	1,754	2,125
エネルギー事業	26,671	22,835
金属	49,630	48,056
機械	5,896	20,925
化学品	67	2,372
生活産業	330	6,282
その他	―	―
合計	84,348	102,595

1. 「その他」は、特定の事業セグメントに割り振ることの出来ない共用資産の減損損失等を表しています。
2. 地球環境・インフラ事業グループの環境関連事業については、当連結会計年度より、インフラ関連事業と同じく、営業グループとして経営管理を行っています。これに伴い、従来「その他」に含めた環境関連事業は、「地球環境・インフラ事業」に含めて表示しています。

これらの減損損失は、連結損益計算書の「固定資産減損損失」に含まれています。減損損失は、減損の兆候があった資産について当該資産の帳簿価額と回収可能価額との差額として算定しています。減損損失の認識及び測定にあたって、回収可能価額は使用価値または売却費用控除後の公正価値を用いて測定しており、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を割引率として使用しています。

前連結会計年度における有形固定資産の減損損失には、資源価格の低迷等を背景として金属セグメントのMitsubishi Development Pty Ltdが保有する鉄鉱石事業関連資産の減損損失27,065百万円、エネルギー事業セグメントのDiamond Gas Niugini B.V.等が保有するパプアニューギニアの探鉱開発資産の減損損失10,894百万円が含まれています。

当連結会計年度における有形固定資産の減損損失には、資産入替方針を踏まえた金属セグメントのMitsubishi Development Pty Ltdが保有する一般炭関連資産の減損損失35,496百万円、船舶市況の低迷を背景とした機械セグメントのDiamond Star Shipping Pte.Ltd.が保有する船舶の減損損失17,947百万円、開発方針の変更に伴うエネルギー事業セグメントのCote D'Ivoire Japan Petroleum Limited.が保有する探鉱開発資産の減損損失12,043百万円が含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、戻し入れられた有形固定資産の減損損失に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、有形固定資産の取得について約定しているものの実行していない金額は、70,303百万円及び70,078百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損、滅失又は引渡した有形固定資産に対する第三者からの補填として純損益に計上した金額に重要性はありません。

13. 投資不動産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
取得原価	108,384	77,915
減価償却累計額及び減損損失累計額	37,806	29,956
帳簿価額	70,578	47,959

投資不動産の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
期首残高	80,524	70,578
増加	23,468	9,082
処分又は売却目的保有資産への振替	△29,650	△6,769
連結範囲の異動による減少	－	△24,563
減価償却	△1,717	△1,587
減損損失	△3,385	△399
その他の増減	1,338	1,617
期末残高	70,578	47,959

減損損失は連結損益計算書の「固定資産減損損失」に含まれています。

投資不動産の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
公正価値	94,163	67,014

投資不動産の公正価値は、主として独立した不動産鑑定の専門家による評価額に基づいており、割引キャッシュ・フロー法による評価額等に基づいています。その評価額は全額が公正価値ヒエラルキーのレベル3に該当します。

投資不動産に関連して連結損益計算書に認識された金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
賃貸料収入	7,943	7,738
賃貸料収入を生み出した投資不動産に起因する固定資産税及びその他の直接営業費用	4,647	5,467

前連結会計年度及び当連結会計年度における、賃貸料収入を生み出さなかった投資不動産に起因する固定資産税及びその他の直接営業費用の金額に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、投資不動産の購入等について契約を締結したが実行していない金額に重要性はありません。

14. 無形資産及びのれん

(1)無形資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の明細は以下のとおりです。

区分	商標権（百万円）	ソフトウエア（百万円）	顧客関係（百万円）	海面養殖ライセンス及び借地権（百万円）	営業権（百万円）	事業化調査関連知的財産（百万円）	その他（百万円）	合計（百万円）
（前連結会計年度末）								
取得原価	7,788	148,568	21,462	72,323	19,068	15,077	49,317	333,603
償却累計額及び減損損失累計額	4,641	75,780	5,139	2,433	7,094	15,077	27,531	137,695
帳簿価額	3,147	72,788	16,323	69,890	11,974	―	21,786	195,908
（当連結会計年度末）								
取得原価	306,266	202,058	114,611	70,815	15,052	15,005	48,898	772,705
償却累計額及び減損損失累計額	4,121	82,034	7,477	2,469	5,993	15,005	30,067	147,166
帳簿価額	302,145	120,024	107,134	68,346	9,059	―	18,831	625,539

前連結会計年度及び当連結会計年度における、無形資産の帳簿価額の期中増減の明細は以下のとおりです。

帳簿価額	商標権（百万円）	ソフトウエア（百万円）	顧客関係（百万円）	海面養殖ライセンス及び借地権（百万円）	営業権（百万円）	事業化調査関連知的財産（百万円）	その他（百万円）	合計（百万円）
前連結会計年度期首残高	7,756	67,774	16,894	76,497	13,225	16,092	22,706	220,944
増加	66	23,433	－	298	605	－	5,540	29,942
企業結合による増加	61	582	916	－	－	－	36	1,595
処分又は売却目的保有資産への振替	△1	△464	－	△63	－	－	△5	△533
償却	△445	△13,565	△1,140	△72	△739	－	△5,955	△21,916
減損損失	△3	△42	△173	－	－	△14,543	△50	△14,811
為替換算	△256	△1,575	△684	△6,566	△1,038	△1,549	△2,135	△13,803
その他の増減	△4,031	△3,355	510	△204	△79	－	1,649	△5,510
前連結会計年度期末残高	3,147	72,788	16,323	69,890	11,974	－	21,786	195,908
増加	249	20,231	376	61	195	－	2,989	24,101
企業結合による増加	298,994	40,139	91,526	84	121	－	320	431,184
処分又は売却目的保有資産への振替	△2	△598	－	△83	－	－	△59	△742
償却	△233	△12,817	△1,792	△89	△481	－	△6,163	△21,575
減損損失	－	△120	△50	－	△92	－	75	△187
為替換算	△201	333	△160	△1,441	△1,034	－	△722	△3,225
その他の増減	191	68	911	△76	△1,624	－	605	75
当連結会計年度期末残高	302,145	120,024	107,134	68,346	9,059	－	18,831	625,539

前連結会計年度における無形資産の減損損失には、資源価格の低迷等を背景として金属セグメントのMitsubishi Development Pty Ltdが保有する鉄鉱石事業関連資産の減損損失14,543百万円が含まれています。
当連結会計年度における無形資産の企業結合による増加には、生活産業セグメントにおける株式会社ローソンの子会社化による増加428,702百万円が含まれています。主な内訳は商標権298,955百万円、顧客関係91,523百万円であり、これらの残存償却期間は15年から36年です。

連結会社は、営業権や借地権など契約上年限が決定されておらず、かつ少額のコストで権利価値の維持が可能であることから耐用年数を確定できない無形資産については償却を行っていません。
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は以下のとおりです。

帳簿価額	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
営業権	6,050	5,234
海面養殖ライセンス及び借地権	68,364	66,745
その他	3,669	4,259
合計	78,083	76,238

無形資産の償却費は、自己創設に該当するものを含め、連結損益計算書上の「原価」又は「販売費及び一般管理費」に含まれています。

無形資産の減損損失は、連結損益計算書上の「固定資産減損損失」に含まれており、減損の兆候があった資産について当該資産の帳簿価額と回収可能価額(通常、使用価値で測定)との差額として算定しています。なお、使用価値は主に割引キャッシュ・フロー法に基づき見積っています。

自己創設に該当する無形資産は主にソフトウエアであり、帳簿価額は前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ41,419百万円及び59,220百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、無形資産の取得について約定しているものの実行していない金額は僅少です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において純損益に認識した研究開発費に重要性はありません。

(2)のれん

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるのれんの期中増減の明細は以下のとおりです。

	取得原価 (百万円)	減損損失累計額 (百万円)	(差引)帳簿価額 (百万円)
前連結会計年度期首残高	120,136	△11,999	108,137
増加	7,823	－	7,823
減損損失	－	△5,688	△5,688
売却	△8,451	4,232	△4,219
為替換算	△9,646	－	△9,646
その他	△1,199	－	△1,199
前連結会計年度期末残高	108,663	△13,455	95,208
増加	298,896	－	298,896
減損損失	－	△6,226	△6,226
売却	△1,397	1,397	－
為替換算	83	－	83
その他	△3,190	－	△3,190
当連結会計年度期末残高	403,055	△18,284	384,771

のれんの減損損失は、連結損益計算書上の「その他の損益－純額」に含まれています。

(3)のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト

資金生成単位に配分したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の内、主なのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額及び減損テストの前提は次のとおりです。

株式会社ローソン

連結会社は、当連結会計年度に株式会社ローソンの支配を獲得し、当連結会計年度末に取得価額の取得資産及び引受負債への配分を完了しました。当連結会計年度末におけるのれんの帳簿価額は290,196百万円であり、耐用年数が確定できない無形資産の金額には重要性はありません。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産に関する当連結会計年度の減損テストにおいて、回収可能価額は公正価値に基づき、取得価格の前提とした事業計画に対し、直近の事業環境を反映させた将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて評価しています。割引率は、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しています。

なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

企業結合に関する詳細は注記5をご参照下さい。

Cermaq Group AS

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は、前連結会計年度末においてそれぞれ22,238百万円及び62,156百万円、当連結会計年度末においてそれぞれ21,627百万円及び65,967百万円です。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産に関する前連結会計年度及び当連結会計年度の減損テストにおいて、回収可能価額は使用価値に基づき、独立した鑑定人の支援を受け、直近の事業環境を反映させた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて評価しています。

また、事業計画は、中長期的な鮭鱒の需給見通しや取組中の養殖関連施策による効果を反映するため、対象期間を10年としています。使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、鮭鱒価格及び養殖計画です。

割引率は、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しています。なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

Agrex do Brasil S.A.

のれんの帳簿価額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ11,155百万円及び13,067百万円です。

のれんに関する前連結会計年度及び当連結会計年度の減損テストにおいて、回収可能価額は使用価値に基づき、取得価格の前提とした事業計画に対し、直近の事業環境を反映させた将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて評価しています。使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、取扱数量・穀物価格・マージン等です。

割引率は、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を使用しています。なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

15. 鉱物資源の探査及び評価

前連結会計年度及び当連結会計年度における、鉱物資源の探査及び評価から生じた資産の期中増減は以下のとおりです。鉱物資源の探査及び評価から生じた資産は連結財政状態計算書上、主として「有形固定資産」に含まれています。

帳簿価額	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
期首残高	197,684	148,606
増加	5,138	11,797
減損及び探査不成功による費用化	△38,855	△22,041
商業生産性の確認による振替	△3,442	－
為替換算	△11,919	△2,508
期末残高	148,606	135,854

鉱物資源の探査及び評価活動からは負債も生じており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における帳簿価額は15,634百万円、3,386百万円であり、連結財政状態計算書上、主として「営業債務及びその他の債務」に含まれています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、鉱物資源の探査及び評価から生じた費用及びキャッシュ・フローは以下のとおりです。「鉱物資源の探査及び評価から生じた費用」は、連結損益計算書上の「固定資産減損損失」及び「その他の損益－純額」に含まれています。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
鉱物資源の探査及び評価から生じた費用	△45,918	△23,177
鉱物資源の探査及び評価から生じた 営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,473	△2,558
鉱物資源の探査及び評価から生じた 投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,138	△11,797

16. 担保

(1) 担保差入資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における借入金及び取引保証等に対する担保差入資産の帳簿価額は以下のとおりです。

科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
営業債権及びその他の債権(流動及び非流動)	96,571	119,762
その他の投資等(流動及び非流動)	352,544	442,458
有形固定資産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	130,899	115,981
投資不動産 (減価償却累計額及び減損損失累計額控除後)	20,955	20,183
その他	7,910	4,558
合計	608,879	702,942

上記の「その他の投資等」には、関連会社又は非関連会社が債務者となっているプロジェクト・ファイナンスに関連して、連結会社が担保として差し入れている株式が含まれています。

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート(輸入担保荷物保管証)を差し入れ、その銀行に対して輸入商品(たな卸資産)又は当該商品の売却代金に対する担保権を付与しています。輸入取引量が膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っていません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難であり、上記金額には含まれていません。

上記の担保差入資産とは別に、大部分の長短銀行借入が基づく銀行取引約定には、本邦における慣行上、銀行は一定の条件下において借手に対して担保(又は追加担保)若しくは保証人を要求することができる旨の規定が含まれています。更に、担保が借手の特定債務に対して差し入れられた場合でも、銀行は当該担保を借手の全債務に対して供されたものとして取り扱うことができる旨の規定が含まれています。

(2) 担保受入資産

前連結会計年度において、連結会社は、流動性マネジメントの観点から売戻条件付債券買入取引（リバースレポ取引）を活用し、当該取引において債券を担保資産として受け入れており、前連結会計年度末における売却又は再担保差入が可能な担保受入資産の公正価値は22,559百万円です。このような担保のうち、前連結会計年度及び当連結会計年度に売却又は再担保差入を行ったものはありません。なお、当連結会計年度末における担保受入資産の公正価値に重要性はありません。

17. 社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の「社債及び借入金」（流動負債）の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
銀行借入金		
当連結会計年度末 年利率1.6%	598,425	454,785
社債		
前連結会計年度末 年利率2.0%	5,017	－
コマーシャル・ペーパー		
当連結会計年度末 年利率0.3%	213,985	185,324
社債及び借入金（非流動負債）のうち1年内期限到来分	664,921	608,122
合計	1,482,348	1,248,231

利率は、前連結会計年度末又は当連結会計年度末の残高を基準とした加重平均利率で表示しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の「社債及び借入金」（非流動負債）の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
担保付		
銀行及びその他の金融機関からの借入		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成46年、年利率 主として0.1%～0.9%	37,283	36,083
銀行及びその他の金融機関からの借入（外貨建）		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成40年、年利率 主として1.5%～3.4%	114,075	90,587
円建普通社債		
前連結会計年度末（平成30年満期、変動利率 2.2%）	40	－
米ドル建社債		
当連結会計年度末（平成33年満期、固定利率 6.1%）	4,643	3,815
小計	156,041	130,485
無担保		
銀行及びその他の金融機関からの借入		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成88年、年利率 主として0.0%～2.0%	2,206,917	2,117,561
銀行及びその他金融機関からの借入（外貨建）		
当連結会計年度末 最終返済期限 平成44年、年利率 主として0.6%～2.9%	1,493,699	1,252,550
円建社債		
当連結会計年度末（平成29年～88年満期、変動利率 0.1%～1.0%）	166,605	158,000
（平成29年～88年満期、固定利率 0.4%～3.2%）	757,532	757,032
米ドル建社債		
当連結会計年度末（平成29年～32年満期、変動利率 1.4%～1.8%）	23,087	17,384
（平成29年～37年満期、固定利率 1.4%～3.4%）	255,235	202,722
ニュージーランドドル建社債		
前連結会計年度末（平成29年満期、変動利率 3.2%）	779	－
豪ドル建社債		
当連結会計年度末（平成30年～33年満期、固定利率 4.3%～4.8%）	34,194	17,238
香港ドル建社債		
当連結会計年度末（平成31年～33年満期、固定利率 2.3%～2.5%）	6,973	6,930
小計	4,945,021	4,529,417
合計	5,101,062	4,659,902
加算　公正価値ヘッジによる公正価値への調整等	124,117	83,900
合計	5,225,179	4,743,802
差引　1年内期限到来分	△664,921	△608,122
社債及び借入金（非流動負債）	4,560,258	4,135,680

融資与信枠、財務制限条項、支払期日別の内訳等の関連情報は、注記33に含まれる「流動性リスクの管理」に記載しています。

無担保の銀行及びその他の金融機関からの借入のうち200,000百万円は、劣後特約付タームローン（ハイブリッドローン、平成87年～88年満期）であり、借入実行日から7年目以降に繰上償還が可能です。

無担保の円建社債のうち400,000百万円は、利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（ハイブリッド社債、平成87～88年満期）であり、発行日から5年目以降ないしは10年目以降に繰上償還が可能です。

18. 営業債務及びその他の債務

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における「営業債務及びその他の債務」の帳簿価額の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動負債		
支払手形	126,729	148,732
買掛金及び未払金等	2,027,019	2,393,459
(内1年以内に決済が見込まれない額)	29,529	42,811
流動負債　計	2,153,748	2,542,191
非流動負債　計	84,078	204,657

19. 従業員給付

(1) 年金及び退職給付債務

当社及び一部の連結子会社は、役員を除くほぼ全従業員を対象とした確定給付型年金制度を設定しています。

確定給付型年金制度の主なものは、日本の確定給付企業年金法に基づく企業年金基金制度です。企業年金基金制度における給付額は従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。

なお、当社が設定している企業年金基金制度については、平成25年4月までにその一部を確定拠出年金制度に段階的に移行しました。

当社は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、三菱商事企業年金基金への掛金を拠出することなどの義務が課されております。三菱商事企業年金基金は当社より法的に独立して運営されており、当社が選出する代議員及び従業員が選出する代議員が同一人数にて代議員会を構成しています。代議員会の議長である理事長は、当社が選出する代議員から選出されます。代議員会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長である理事長が決する権限を有しています。ただし、重要な事項については、上記を超える多数で決することと規定しています。

基金の理事は、法令、法令に基づいて行われる厚生労働大臣の処分、三菱商事企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行する責務があります。また、理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならないと規定されています。

また、上記確定給付型年金制度に加え、多くの国内の連結子会社は、役員を除く従業員を対象とする非積立型退職一時金制度を設定しています。この制度は、定年退職や早期退職の際に、対象者に対し退職一時金を支給するものです。これらの制度における給付額は、従業員の給与水準や勤続年数等に基づき算定されます。

連結会社は測定日を3月31日としています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結会社の確定給付債務に関して連結財政状態計算書に計上した純額の変動の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
確定給付制度債務の現在価値の変動：		
期首確定給付制度債務の現在価値	570,509	592,888
勤務費用	15,008	15,681
利息費用	8,435	5,638
従業員拠出額	315	171
制度改定	－	111
数理計算上の差異	34,952	△1,657
退職給付支払額	△21,867	△23,299
縮小・清算	△2,527	△3,636
新規連結及び連結除外の影響等	△5,378	15,183
為替換算	△6,559	△7,153
期末確定給付制度債務の現在価値	592,888	593,927
制度資産の変動：		
期首制度資産の公正価値	608,539	558,709
利息収益	9,518	5,797
利息以外の制度資産に係る収益及び費用（△）	△39,108	39,036
会社拠出額	6,712	4,700
従業員拠出額	315	171
退職給付支払額	△17,339	△18,830
清算	△2,325	△3,648
新規連結及び連結除外の影響等	△1,431	1,270
為替換算	△6,172	△7,385
期末制度資産の公正価値	558,709	579,820
資産上限額の影響	175	11
連結財政状態計算書に計上した 資産（△）及び負債 （純額）	34,354	14,118

確定給付制度債務に係る数理計算上の差異は主に財務上の仮定の変化により発生します。

投資方針

連結会社の確定給付型年金制度の年金資産の投資方針としては、そのリスク許容度を適切に活用し、資本性金融商品、負債性金融商品、オルタナティブ商品などにバランスよく分散したポートフォリオを構成し、将来の給付義務を全う出来る水準の収益を長期的・安定的に目指しています。

なお、投資方針については、確定給付型年金制度の財政状況や運用環境を勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととしています。

また、各資産の運用を実行する際にも、連結会社は戦略・ファンドマネージャーに係わるリスク分散に留意し、継続的なモニタリングを通じて運用面の効率性を追求することとしています。

制度資産の種類別公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結会社の制度資産の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
活発な市場における公表市場価格があるもの		
資本性金融商品		
国内株式	167,551	178,679
海外株式	11,575	12,535
負債性金融商品		
海外債券	3,851	6,986
現金及び現金同等物	12,801	35,371
計	195,778	233,571
活発な市場における公表市場価格がないもの		
資本性金融商品		
国内株式	18,769	14,663
海外株式	60,251	63,164
負債性金融商品		
国内債券	12,128	10,172
海外債券	173,629	151,821
ヘッジファンド	22,770	22,983
企業年金保険契約	44,577	58,118
現金同等物	13,031	6,554
その他	17,776	18,774
計	362,931	346,249
制度資産合計	558,709	579,820

1. 資本性金融商品は、国内株式、海外株式ともにファンドへの投資を通じた保有形態を含みます。また、海外株式は国内株式と海外株式を混在して保有するファンドを含みます。
2. 負債性金融商品は、国内債券、海外債券ともにファンドへの投資を通じた保有形態を含みます。また、海外債券は国内債券と海外債券が混在して保有するファンドを含みます。
3. 企業年金保険契約は、元本と利率が保証されている一般勘定、元本と利率が保証されていない特別勘定により構成されます。
4. その他には、主に未公開株ファンド・不動産ファンド・インフラファンドが含まれます。

数理計算上の重要な仮定

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、確定給付制度債務の測定上使用した前提条件(加重平均値)は以下のとおりです。

	前連結会計年度末(%)	当連結会計年度末(%)
割引率	1.1	1.0
昇給率	2.6	2.5

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、当社の現受給者の給付開始年齢時の平均余命の前提は18.9年、現従業員の給付開始年齢時の平均余命の前提は20.3年です。

数理計算上の重要な仮定に関する感応度分析

当連結会計年度末において、連結会社の確定給付制度債務の大部分を占める当社における割引率が0.5%低下した場合、確定給付制度債務は33,316百万円増加すると想定されます。割引率が0.5%上昇した場合、確定給付制度債務は29,486百万円減少すると想定されます。

この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しておりますが、実際には割引率のみが独立して変動するとは限りません。

制度資産の拠出金

連結会社は、制度資産の積立について、拠出額は過去の役務提供に対する給付に加え、将来の役務提供に対する給付を賄うことを基本方針としていますが、国内会社は、一般的に税務上損金算入できる範囲で拠出しています。翌連結会計年度における拠出見込み額は、約5,000百万円です。

予想将来給付額

確定給付制度の年度ごとの予想将来給付額は、以下のとおりです。

	当連結会計年度 (百万円)
平成29年度	27,878
平成30年度	27,738
平成31年度	28,317
平成32年度	26,499
平成33年度	27,148
平成34年度～平成38年度計	140,218

確定拠出年金制度費用処理額

当社及び一部の連結子会社では、確定拠出年金制度を採用しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された確定拠出年金制度に係る年金費用に重要性はありません。

(2) 人件費

前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書に含まれる人件費の金額は、それぞれ536,288百万円及び508,071百万円です。

20. 引当金

前連結会計年度及び当連結会計年度における引当金の増減の内訳は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

	期首残高 (百万円)	繰入額 (百万円)	使用額 (百万円)	増価費用 (百万円)	その他増減 (百万円)	期末残高 (百万円)
資産除去債務	137,829	52,006	△6,114	6,393	46,724	236,838
環境対策引当金	11,063	―	△8	―	152	11,207
その他	22,711	16,828	△8,589	―	△4,988	25,962

(当連結会計年度)

	期首残高 (百万円)	繰入額 (百万円)	使用額 (百万円)	増価費用 (百万円)	その他増減 (百万円)	期末残高 (百万円)
資産除去債務	236,838	38,943	△16,192	6,173	△27,177	238,585
環境対策引当金	11,207	―	―	―	42	11,249
その他	25,962	17,512	△13,850	―	△5,599	24,025

「その他増減」には、主に為替変動、期中に未使用で取り崩された金額及び連結除外の影響が含まれています。
なお、連結財政状態計算書の引当金には、上記表のほか、従業員給付に関する引当金等を含んでいます。

資産除去債務

連結会社の資産除去債務は、主に廃坑、土地の埋立、設備の除去に関連するものであり、石炭、石油、ガスの採掘設備等を通常使用する際に生じる法的義務に関連する債務を計上しています。この債務に関する支出は、最長45年間にわたって生じる見込みですが、本質的に予測が難しく、将来の事業計画等により影響を受けます。

前連結会計期間末において、北海油田事業の廃山作業を行っているエネルギー事業セグメントの連結子会社にて廃山にかかる総費用見込額が増加したことに伴い、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき、同案件に関して資産除去債務40,690百万円を繰入額に計上しています。また、同事業のパートナーが廃山費支払義務を履行できず、共同操業契約(Joint Operation Agreement)に基づいて、パートナー持分の廃山費も負担することとなったため、資産除去債務67,212百万円をその他増減に計上しています。なお、資産除去債務のパートナー持分とほぼ同額の拘束性預金と将来の税還付の権利も併せて獲得しており、連結会社はこれらを「営業債権及びその他の債権」及び「その他の非流動資産」として計上しています。

なお、上記の結果等により、連結会社は前連結会計年度において△23,738百万円を「その他の損益―純額」として計上しています。

当連結会計年度において、生活産業セグメントにおける株式会社ローソンの子会社化に伴い、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき、資産除去債務27,023百万円を繰入額に計上しています。

環境対策引当金

環境対策引当金は、法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。この債務の支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

その他

その他には、不利な契約に係る引当金及び製品保証引当金等が含まれています。

21. 資本

資本金

日本の会社法では、資本金の額は、原則として、株主となる者が払込み・給付した財産の額となりますが、例外として、払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上せず、資本剰余金に含まれている資本準備金とすることができます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における授権株式総数は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式(無額面株式)	2,500,000,000	2,500,000,000

前連結会計年度及び当連結会計年度における発行済株式総数の期中増減は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
期首残高	1,624,036,751	1,590,076,851
期中増減	△33,959,900	―
期末残高	1,590,076,851	1,590,076,851

資本剰余金及び利益剰余金

会社法では、利益剰余金を原資とする配当額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積立てることになっています。

会社法では、資本金及び準備金、剰余金について、株主総会決議等、一定の要件を充たす場合には、相互に組入れることができます。

自己株式

会社法では、株主総会の決議により分配可能額の範囲内で、取得する株式の数、取得価格の総額などを決定し、自己株式を取得することができます。また、市場取引又は公開買付による場合には、定款の定めにより、会社法上定められた要件の範囲内で、取締役会の決議により自己株式を取得することができます。

当社は、平成16年6月24日に開催された定時株主総会において、定款の一部を変更しており、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができます。

前連結会計年度末、当連結会計年度末における自己株式及び子会社又は関連会社が保有する自己株式は、それぞれ、5,482,335株、4,597,223株です。

なお、当社は、前連結会計年度において、取締役会の決議に基づき、当社が保有する自己株式のうち34百万株を消却しました。この結果、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ90,319百万円減少しています。

配当金

会社法では、剰余金の配当支払額と自己株式取得に伴い交付する金銭等の総額については、分配可能額を超えてはならないとされており、この金額は、日本で一般に認められた会計原則に準拠して記帳された会計帳簿上の剰余金の額に基づき算定されます。IFRSに則った連結財務諸表への修正額は、会社法上の分配可能額の算定に影響はありません。

平成29年3月31日現在の会社法上の分配可能額は、1,654,161百万円です。なお、会社法上の分配可能額は、配当の効力発生日までに発生した自己株式の取得等により変動する可能性があります。

会社法では、株主総会の決議により事業年度中いつでも配当を行うことができ、当社は、取締役会決議により、中間配当を行うことができます。

前連結会計年度及び当連結会計年度における配当金支払額は以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	48,613	30	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	39,610	25	平成27年9月30日	平成27年12月1日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	39,616	25	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	47,555	30	平成28年9月30日	平成28年12月1日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となる配当金の総額は以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	79,276	利益剰余金	50	平成29年3月31日	平成29年6月26日

自己資本の管理

当社は、当社の所有者に帰属する持分合計を自己資本として管理しています。
連結会社は、収益基盤を強固なものとしつつ、効率性・健全性も考慮しながら、持続的な成長・企業価値の最大化を図っていくことを資本政策の基本方針としています。

なお、連結会社の一部は、資金調達のため借入金融機関等による財務制限条項等の資本に対する制限を受けており、その要求を満たすように運営しています。

22. その他の資本の構成要素及びその他の包括利益

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の資本の構成要素（当社の所有者に帰属）の各項目の内訳（税効果後）は以下のとおりです。

	期首残高 （百万円）	その他の 包括利益 （百万円）	利益剰余金 への振替額 （百万円）	期末残高 （百万円）
（前連結会計年度）				
FVTOCIに指定したその他の投資	677,672	△298,302	△14,984	364,386
確定給付制度の再測定	－	△52,160	52,160	－
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△18,609	△55	－	△18,664
在外営業活動体の換算差額	856,628	△288,411	－	568,217
合計	1,515,691	△638,928	37,176	913,939
（当連結会計年度）				
FVTOCIに指定したその他の投資	364,386	109,850	△23,150	451,086
確定給付制度の再測定	－	24,012	△24,012	－
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△18,664	711	－	△17,953
在外営業活動体の換算差額	568,217	△122,401	－	445,816
合計	913,939	12,172	△47,162	878,949

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益（非支配持分に帰属）の各項目の内訳（税効果後）は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	△19,160	10,310
確定給付制度の再測定	△223	－
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△16	838
在外営業活動体の換算差額	△19,404	△6,071
合計	△38,803	5,077

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益（非支配持分を含む）の各項目の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度（百万円）			当連結会計年度（百万円）		
	税前	税効果	税後	税前	税効果	税後
純損益に振り替えられることのない項目						
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	△410,969	116,253	△294,716	166,306	△54,437	111,869
確定給付制度の再測定	△73,885	24,249	△49,636	40,682	△13,850	26,832
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△25,493	－	△25,493	5,471	－	5,471
純損益に振り替えられる可能性のある項目						
キャッシュ・フロー・ヘッジ	3,852	△1,593	2,259	1,517	△158	1,359
在外営業活動体の換算差額	△311,637	36,828	△274,809	△57,300	△5,675	△62,975
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△32,888	△2,448	△35,336	△76,760	11,453	△65,307
合計	△851,020	173,289	△677,731	79,916	△62,667	17,249

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フロー・ヘッジに関するその他の包括利益（非支配持分を含む）の各項目の内訳（税効果前）は以下のとおりです。

	前連結会計年度（百万円）			当連結会計年度（百万円）		
	金利変動リスク	為替変動リスク	商品相場変動リスク	金利変動リスク	為替変動リスク	商品相場変動リスク
期中発生額	△1,333	1,358	△481	△162	945	△51
当期純利益への組替額	2,436	1,602	270	828	△43	－
合計	1,103	2,960	△211	666	902	△51

前連結会計年度及び当連結会計年度における在外営業活動体の換算差額に関するその他の包括利益（非支配持分を含む）の各項目の内訳（税効果前）は以下のとおりです。

	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
期中発生額		
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	25,137	16,640
その他の在外営業活動体の換算差額	△324,655	△71,027
当期純利益への組替額		
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	△279	△3,598
その他の在外営業活動体の換算差額	△11,840	685
合計	△311,637	△57,300

前連結会計年度及び当連結会計年度における純利益に振り替えられる可能性のある持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分に関するその他の包括利益（非支配持分を含む）の各項目の内訳（税効果前）は以下のとおりです。

	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
期中発生額	△33,173	△65,478
当期純利益への組替額	285	△11,282
合計	△32,888	△76,760

23. 株式に基づく報酬制度

当社は従来、2種類のストックオプション制度を導入していましたが、制度内容の見直しを行い、平成19年7月20日開催の取締役会において決議された平成19年度新株予約権(ストックオプション)よりストックオプション制度を一本化しています。

平成19年6月以前に取締役会で決議されたストックオプション

従来導入していた2種類のストックオプション制度のうち、一つは、当社取締役(社外取締役は除く)、執行役員及び理事に対して、権利付与日の東京証券取引所の終値、又は付与日1ヶ月前の平均終値のいずれか高い方を基に算出された権利行使価格で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションは権利付与日より2年間の据置期間の後、権利が確定し、確定と同時に権利行使可能であり、権利行使期間は8年間となっています。

もう一方は、当社取締役(社外取締役は除く)及び執行役員に対して、行使価格1円で当社の普通株式を購入する権利が与えられます。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっていますが、このストックオプションを保有する者は、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日より10年間に限り行使可能となり、上記にかかわらず、付与日から25年後までに権利行使日を迎えなかった場合には、その翌日より行使可能となります。また、権利付与後、翌年6月30日までに取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプション

平成19年7月以降に取締役会で決議されたストックオプションについては、当社取締役(社外役員は除く)、執行役員及び理事に対して、行使価格1円で当社普通株式を購入する権利が与えられる制度に一本化しています。このストックオプションの権利行使期間は権利付与日より30年間となっており、権利付与日から2年後又は取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使可能となっており、取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り行使可能となっています。また、権利付与後、翌年6月30日（平成26年5月以降に取締役会で決議されたストックオプションについては翌年3月31日）までに取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した場合には、当初割当個数の内、上記期間中の在任月数に応じた数のストックオプションのみが行使可能となります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上された株式に基づく報酬費用はそれぞれ1,175百万円及び1,621百万円です。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社のストックオプション制度に基づき発行されたストックオプションの各測定日における加重平均公正価値はそれぞれ2,354円及び1,596円です。

ストックオプションの公正価値はブラック・ショールズ価格モデルにて算出しています。公正価値の計算における前提条件は以下のとおりです。なお、リスクフリー利子率は見積権利行使期間を残存期間とする権利付与日の国債利回りに基づき算出しています。見積ボラティリティは権利付与日を基準に、過去の見積権利行使期間における日次株価に基づき算出しています。見積配当は前連結会計年度の配当実績を使用しています。見積権利行使期間については、付与されたストックオプションの行使までの予想期間を表しています。

	前連結会計年度	当連結会計年度
リスクフリー利子率	0.2%	△0.3%
見積ボラティリティ	36.5%	28.8%
見積配当率	2.5%	2.6%
見積権利行使期間	7.0年	7.0年
測定日における株価	2,805円	1,917円

前連結会計年度及び当連結会計年度における当社のストックオプションの付与状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	4,662,600	714	3,986,200	517
付与数	501,600	1	1,024,000	1
キャンセル又は喪失数	△23,100	1,537	△852,900	2,411
行使数	△1,154,900	1,071	△889,100	1
期末未行使残高	3,986,200	517	3,268,200	1
期末行使可能残高	2,890,700	712	2,313,200	1

前連結会計年度及び当連結会計年度中に権利行使されたストックオプションについて権利行使日時点の加重平均株価はそれぞれ2,463円、1,991円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当社のストックオプションの残高は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

行使価格(円)	未行使残高		行使可能残高	
	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)
1	3,141,600	21.0	2,046,100	17.3
2,435	844,600	0.3	844,600	0.3

(当連結会計年度末)

行使価格(円)	未行使残高		行使可能残高	
	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)	株式数 (株)	加重平均残余年数 (年)
1	3,268,200	17.5	2,313,200	12.9

24. 収益

前連結会計年度及び当連結会計年度における「収益」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
商品販売に係る収益	5,950,094	5,558,393
サービス及びその他に係る収益	975,488	867,368
合計	6,925,582	6,425,761

25. 販売費及び一般管理費

前連結会計年度及び当連結会計年度における「販売費及び一般管理費」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
人件費	413,845	402,406
運賃・保管料	150,071	142,269
設備費	112,084	99,198
事務費	69,159	66,020
業務委託費	64,029	63,682
その他	206,780	159,032
合計	1,015,968	932,607

26. 金融商品に係る収益及び費用

前連結会計年度及び当連結会計年度における「有価証券損益」、「金融収益」及び「金融費用」の内訳は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
有価証券損益		
FVTPLの金融資産	12,072	23,564
子会社宛投資及び持分法で会計処理される投資等	34,262	59,724
有価証券損益　合計	46,334	83,288
金融収益		
受取利息		
償却原価で測定される金融資産	24,080	19,505
FVTPLの金融資産	14,315	17,810
受取利息　合計	38,395	37,315
受取配当金		
FVTOCIの金融資産	84,729	95,074
受取配当金　合計	84,729	95,074
金融収益　合計	123,124	132,389
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	△71,300	△64,386
デリバティブ	26,831	23,908
その他	△6,393	△9,059
金融費用　合計	△50,862	△49,537

上記の他、前連結会計年度及び当連結会計年度において、ヘッジ指定されていないデリバティブの損益(純額)が、それぞれ、「収益/原価」に18,130百万円及び15,410百万円の損失、「その他の損益－純額」に67,533百万円の利益及び25,948百万円の損失が含まれています。ヘッジに係る損益については、注記32をご参照ください。

また、上記の金融収益及び費用の他に、前連結会計年度及び当連結会計年度において、償却原価で測定された金融資産に係る受取利息が14,214百万円及び15,509百万円、償却原価で測定された金融負債に係る支払利息が17,977百万円及び13,676百万円生じており、これらは主として「収益/原価」に含まれています。

借入費用の資産化に際しては、有形固定資産の取得に個別に紐つく借入がある場合には、当該借入についての借入費用を資産化しています。また、一般目的の借入で有形固定資産を取得した場合には、借入費用をその取得に使用した範囲で資産化しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において資産化された借入費用に重要性はありません。

27. その他の損益－純額

連結損益計算書の「その他の損益－純額」に含まれる為替差損益は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ97,898百万円の損失及び29,637百万円の利益です。

28. 法人所得税

本邦における法人所得税は、法人税、住民税及び事業税から構成されており、これら本邦における税金の法定税率を基礎として算出した法定実効税率は31%です。また、海外子会社に対しては、その所在国における法人所得税が課せられています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人所得税の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
当期税金	75,475	130,836
繰延税金	△35,634	△9,470
法人所得税	39,841	121,366
その他の包括利益に係る法人所得税	△173,289	62,667
合計	△133,448	184,033

前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率と連結損益計算書上の法人所得税の実効税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定実効税率	33.0	31.0
持分法による投資損益等の影響	△56.6	△9.9
税務上の損金不算入額	△6.6	1.8
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	△56.7	3.8
当期に認識した子会社の過年度損失に係る税効果	36.3	△4.8
海外子会社の適用税率差異	7.3	△1.0
受取配当金	0.5	△1.1
その他	△0.1	0.4
連結損益計算書上の法人所得税の実効税率	△42.9	20.2

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な構成項目は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
繰延税金資産		
貸倒引当金	13,532	13,707
退職給付に係る負債	28,696	23,294
有形固定資産、投資不動産及び無形資産	32,427	58,992
短期運用資産及びその他の投資	25,859	11,615
繰越欠損金	60,891	50,375
引当金等	49,749	66,639
デリバティブ	26,278	18,532
その他	69,589	72,378
繰延税金資産（総額）	307,021	315,532
繰延税金負債		
短期運用資産及びその他の投資	331,283	377,234
有形固定資産、投資不動産及び無形資産	169,076	312,710
持分法で会計処理される投資	133,077	110,131
その他	51,825	54,515
繰延税金負債（総額）	685,261	854,590
繰延税金資産及び負債(△)（純額）	△378,240	△539,058

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産の「その他」には、主に関係会社の過年度損失に対する税効果などが含まれています。

当社では、連結子会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異のうち、当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ予測不能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合については、繰延税金負債を認識していません。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財務諸表上、繰延税金負債を認識していない連結子会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異はそれぞれ1,097,045百万円及び1,177,824百万円です。

繰延税金資産には、将来税務上減算される一時差異、税額控除及び繰越欠損金について、連結会社が将来における課税所得の発生及び将来加算一時差異の解消により実現する可能性が高いと判断した額を計上しています。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除の合計額に関する失効期限別の内訳は以下のとおりです。

失効期限	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
5年以内	33,692	57,150
5年超10年以内	118,815	230,961
10年超15年以内	2,432	3,457
15年超	962,984	976,194
合計	1,117,923	1,267,762

回収可能性検討の結果、当社にて地方税相当部分（6%）の繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ540,305百万円、575,748百万円であり、「5年超10年以内」及び「15年超」に含まれます。

なお、当社は連結納税制度を適用しており、連結納税グループの将来の課税所得見込みなどを考慮し、回収可能性を検討した結果、国税相当部分（25%）は将来課税所得を減算出来る可能性が高いと判断されるため、繰延税金資産を認識しています。

29. 1株当たり情報

1株当たり当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）及び希薄化後1株当たり当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）の調整計算は以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）（円）		
基本的	△93.68	277.79
希薄化後	△93.68	277.16
分子（百万円）		
当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）	△149,395	440,293
分母（千株）		
加重平均普通株式数	1,594,779	1,584,995
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	―	3,575
希薄化効果のある証券の影響考慮後の加重平均株式数	1,594,779	1,588,570
希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当期純利益（純損失）（当社の所有者に帰属）の算定に含めなかった潜在株式の概要	前連結会計年度においては、ストックオプションの転換が当社の所有者に帰属する1株当たり当期純損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有していません。	―

30. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産及び負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、継続的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は、以下のとおりです。

（前連結会計年度末）　（単位：百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	資産・負債相殺額	合計
資産					
現金及び現金同等物	684,981	―	―	―	684,981
短期運用資産及びその他の投資					
FVTPLの金融資産	6,342	1,117	98,010	―	105,469
FVTOCIの金融資産	887,461	107	888,358	―	1,775,926
営業債権及びその他の債権（FVTPL）	―	―	34,261	―	34,261
デリバティブ	33,552	551,956	―	△297,184	288,324
たな卸資産及びその他の流動資産	1,217	296,701	―	―	297,918
資産　合計	1,613,553	849,881	1,020,629	△297,184	3,186,879
負債					
デリバティブ	28,767	371,877	―	△297,184	103,460
負債　合計	28,767	371,877	―	△297,184	103,460

1. 前連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。
2. 「デリバティブ」は、連結財政状態計算書上の「その他の金融資産」、「その他の流動資産」、「その他の金融負債」、又は「その他の流動負債」に計上しています。

（当連結会計年度末）　　（単位：百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	資産・負債相殺額	合計
資産					
現金及び現金同等物	651,625	－	－	－	651,625
短期運用資産及びその他の投資					
FVTPLの金融資産	24,788	1,388	121,401	－	147,577
FVTOCIの金融資産	960,716	93	928,966	－	1,889,775
営業債権及びその他の債権（FVTPL）	－	－	33,572	－	33,572
デリバティブ	25,550	477,119	409	△275,069	228,009
たな卸資産及びその他の流動資産	2,978	413,477	－	－	416,455
資産　合計	1,665,657	892,077	1,084,348	△275,069	3,367,013
負債					
デリバティブ	34,442	358,249	7,779	△275,069	125,401
負債　合計	34,442	358,249	7,779	△275,069	125,401

1. 当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。
2. 「デリバティブ」は、連結財政状態計算書上の「その他の金融資産」、「その他の流動資産」、「その他の金融負債」、又は「その他の流動負債」に計上しています。

公正価値で測定される生物資産については、注記10に記載しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度における、継続的に公正価値で測定されるレベル3の資産及び負債の調整表は以下のとおりです。

（前連結会計年度）　　（単位：百万円）

区分	期首残高	損益	その他の包括損益	購入等による増加	売却等による減少	償還又は決済	期末残高	期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額
短期運用資産及びその他の投資								
FVTPL	93,567	8,284	△2,886	36,553	△34,821	△2,687	98,010	8,284
FVTOCI	984,815	－	△272,913	203,302	△26,823	△23	888,358	－
営業債権及びその他の債権（FVTPL）	49,095	△2,866	△1,003	5,185	－	△16,150	34,261	△2,866

1. 「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの（への）振替による増減が含まれています。なお、短期運用資産及びその他の投資（FVTOCI）の「その他の包括損益」は、主として資源関連資産の減少によるものであり、「購入等による増加」は、主としてエネルギー資源事業への投資によるものです。
2. 前連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

（当連結会計年度）　　（単位：百万円）

区分	期首残高	損益	その他の包括損益	購入等による増加	売却等による減少	償還又は決済	期末残高	期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額
短期運用資産及びその他の投資								
FVTPL	98,010	11,170	△985	44,770	△26,821	△4,743	121,401	11,170
FVTOCI	888,358	－	41,894	8,837	△10,114	△9	928,966	－
営業債権及びその他の債権（FVTPL）	34,261	880	△450	5,394	－	△6,513	33,572	880
その他の金融負債（デリバティブ）	－	7,779	－	－	－	－	7,779	7,779

1. 「購入等による増加」及び「売却等による減少」には新規連結、連結除外による増減、及び他勘定からの（への）振替による増減が含まれています。
2. 当連結会計年度において、重要なレベル間の振替はありません。

短期運用資産及びその他の投資について当期純利益で認識した損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。
営業債権及びその他の債権（FVTPL）について当期純利益で認識した損益は、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に含まれています。
FVTPLの金融資産についてその他の包括損益で認識した金額は、連結その他包括利益計算書の「在外営業活動体の換算差額」に含まれています。また、FVTOCIの金融資産についてその他の包括損益で認識した金額は、連結その他包括利益計算書の「FVTOCIに指定したその他の投資による損益」及び「在外営業活動体の換算差額」に含まれています。

継続的に公正価値で測定される資産及び負債の測定方法

現金及び現金同等物
レベル1の現金及び現金同等物は、現金及び当座預金であり、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。

短期運用資産及びその他の投資
レベル1の短期運用資産及びその他の投資は、主に市場性のある株式であり、活発な市場における市場価格で評価しています。レベル2の短期運用資産及びその他の投資は、主にヘッジファンド宛の投資であり、投資先の1株当たり修正純資産価値により評価しています。レベル3の短期運用資産及びその他の投資は、主に市場性のない株式であり、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、及び投資先の1株当たり修正純資産価値等により評価しています。レベル3の短期運用資産及びその他の投資については、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部局又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、投資先の将来キャッシュ・フローの情報、1株当たり修正純資産価値情報、及び第三者による鑑定評価等を入手し、公正価値を測定しています。

営業債権及びその他の債権（FVTPL）

FVTPLの営業債権及びその他の債権は、主にノンリコース債権であり、帳簿価額と公正価値がほぼ同額であると見なされる変動金利付貸付金等を除いて、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により評価しています。公正価値に対して、観察不能なインプットによる影響額が重要な割合を占めるものについてはレベル3に、観察不能なインプットによる影響額が重要な割合を占めていないものについてはレベル2に分類しています。

レベル3の営業債権及びその他の債権については、該当する資産を管理する当社セグメントの管理部局又は同資産を保有する子会社の経理担当者が、当該債権に係る将来キャッシュ・フロー情報等を入手し、公正価値を測定しています。

デリバティブ

レベル1のデリバティブは、主に公設市場で取引されるコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しています。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レート及び商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しています。レベル3のデリバティブは、先渡契約に基づく観察不能なインプットを使用して評価しています。デリバティブ契約については、取引先に対する債権債務相殺後の純額に対して信用リスク調整を行ったうえで公正価値を測定しています。

たな卸資産及びその他の流動資産

レベル1及びレベル2のたな卸資産及びその他の流動資産は、主にトレーディング目的で保有する非鉄金属の在庫と貴金属リース取引に関する資産であり、取引市場価格により評価しているものについてはレベル1に、商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しているものについてはレベル2に分類しています。これらのたな卸資産及びその他の流動資産の公正価値には販売費用が含まれていますが、当該販売費用は重要ではありません。

非継続的に公正価値で測定される資産及び負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、非継続的に公正価値で測定される資産及び負債の内訳は、注記11の「売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ」に記載しています。

公正価値の測定方法

全ての公正価値測定は、適切な権限者に承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きに従い、評価者が各対象資産、負債の評価方法を決定しています。キャッシュ・フローの基礎となる事業計画及び開発計画は、事業パートナーとの協議、社内における検証手続や外部専門家へのヒアリングなどを通じて決定された計画を使用しており、社内における検証手続等の過程では過年度の予実分析などを実施しています。割引率には、地政学的リスクの変動などの外部環境の変化を考慮し、リスクプレミアムやリスクフリーレート、アンレバード値など適切に反映しています。なお、資源関連投資の公正価値測定における重要な観察不能なインプット情報である資源価格は、足元価格や外部機関の価格見通し、需給予測などを総合的に勘案の上、決定しています。短期価格は足元価格に、中長期価格は需給予測や外部機関の価格見通しに、より影響を受けます。これら各インプット情報については、前年度からの増減分析や外部機関のレポートとの比較などを実施した上で、公正価値変動の分析を実施しています。公正価値測定の結果及び公正価値変動の分析は、四半期毎に当社セグメントの営業部局から独立した管理部局又は子会社の経理部局の担当者のレビューを受け、承認権限を有する会計責任者の承認を得ています。また、公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きは、当社の連結経理規定に従い、管理取り纏め部局にて設定され定期的に見直されています。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、レベル3に分類される継続的に公正価値で測定された資産の内、重要な観察不能なインプットを使用して公正価値を測定した資産に関する定量的情報は以下のとおりです。

（前連結会計年度末）

区分	公正価値 （百万円）	評価手法	観察不能インプット	インプット値の 加重平均
非上場株式	703,058	割引キャッシュ・ フロー法	割引率	10.2%

（当連結会計年度末）

区分	公正価値 （百万円）	評価手法	観察不能インプット	インプット値の 加重平均
非上場株式	757,111	割引キャッシュ・ フロー法	割引率	10.5%

非上場株式の公正価値測定で用いている重要な観察不能なインプットは割引率です。これらのインプットの著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。

償却原価で測定される金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、償却原価で測定される金融商品の帳簿価額及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

（前連結会計年度末）　（単位：百万円）

区分	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産					
現金同等物及び定期預金	1,042,165	―	1,042,165	―	1,042,165
短期運用資産及びその他の投資	137,583	70,551	10,892	56,297	137,740
営業債権及びその他の債権	2,942,548	―	2,909,988	58,769	2,968,757
資産　合計	4,122,296	70,551	3,963,045	115,066	4,148,662
負債					
社債及び借入金	6,042,606	―	5,993,166	―	5,993,166
営業債務及びその他の債務	2,190,252	―	2,189,934	―	2,189,934
負債　合計	8,232,858	―	8,183,100	―	8,183,100

（当連結会計年度末）　（単位：百万円）

区分	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産					
現金同等物及び定期預金	740,811	―	740,811	―	740,811
短期運用資産及びその他の投資	276,980	113,419	7,875	155,374	276,668
営業債権及びその他の債権	3,216,257	―	3,196,463	52,564	3,249,027
資産　合計	4,234,048	113,419	3,945,149	207,938	4,266,506
負債					
社債及び借入金	5,383,911	―	5,377,867	―	5,377,867
営業債務及びその他の債務	2,577,310	―	2,576,343	―	2,576,343
負債　合計	7,961,221	―	7,954,210	―	7,954,210

当連結会計年度における、レベル3に分類される短期運用資産及びその他の投資には生活産業セグメントにおける株式会社ローソンの子会社化による増加95,408百万円（主に差入保証金）が含まれています。

償却原価で測定される金融商品に係る公正価値の測定方法

現金同等物及び定期預金

償却原価で測定される現金同等物及び定期預金は、比較的短期で満期が到来するため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。

短期運用資産及びその他の投資

償却原価で測定される短期運用資産及びその他の投資は、主に国内及び海外の債券、並びに差入保証金などの市場性のない投資です。レベル1及びレベル2に分類される債券については、それぞれ、活発な市場における市場価格、及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。

営業債権及びその他の債権

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッシュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

営業債務及びその他の債務

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

31. 金融資産及び金融負債の相殺

前連結会計年度末及び当連結会計年度における、金融資産及び金融負債の総額、相殺額、連結財政状態計算書上の計上額、及び取引相手先との間の法的強制力のあるマスターネッティング契約又は類似契約の対象となっている金融資産及び金融負債の金額は以下の通りです。

	前連結会計年度末（百万円）			当連結会計年度末（百万円）		
	金融資産		金融負債	金融資産		金融負債
	デリバティブ	貸付金	デリバティブ	デリバティブ	貸付金	デリバティブ
総　額（相殺処理前）	585,508	40,000	400,644	503,078	－	400,470
相殺額	△297,184	－	△297,184	△275,069	－	△275,069
連結財政状態計算書上の計上額	288,324	40,000	103,460	228,009	－	125,401
営業債権及びその他の債権(流動)	－	40,000	－	－	－	－
その他の金融資産（流動）	148,718	－	－	115,734	－	－
その他の流動資産	13	－	－	2,832	－	－
その他の金融資産（非流動）	139,593	－	－	109,443	－	－
その他の金融負債（流動）	－	－	84,252	－	－	106,456
その他の流動負債	－	－	561	－	－	9
その他の金融負債（非流動）	－	－	18,647	－	－	18,936
連結財政状態計算書上の計上額	288,324	40,000	103,460	228,009	－	125,401
連結財政状態計算書上相殺されない金額						
金融商品	△50,585	△40,000	△50,585	△44,678	－	△44,678
現金担保	△12,869	－	△13,423	△15,661	－	△34,726
純額	224,870	－	39,452	167,670	－	45,997

デリバティブ取引

連結会社と取引相手との間には、法的強制力のあるマスターネッティング契約又は類似の契約が存在します。

これらの契約では、1つでも約定の不履行又は解除があった場合には、当該契約の対象となっているすべての金融商品を単一の純額で決済することを定めており、相殺権を創出しますが、契約によって自動的に相殺権が与えられるわけではありません。

現先取引

連結会社は、債券を担保として現金を貸し付ける場合、取引相手の債務不履行や倒産・破産の際には、担保である債券と貸付とを相殺できる契約を締結しています。これらの契約は、相殺権を創出しますが、契約によって自動的に相殺権が与えられるわけではありません。

32. デリバティブ取引及びヘッジ活動

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されています。これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握し、リスクを相殺する効果を有する取引を活用して市場リスクの軽減を図っています。更に、リスク管理戦略に則って様々なデリバティブ取引を締結し、連結会社が晒されている市場リスクの軽減を図っています。リスク管理戦略の詳細については注記33をご参照ください。

連結会社が利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらのデリバティブ取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動は、その一部若しくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動を相殺する効果を有します。

連結会社は、市場リスクを相殺する効果を有する取引の活用によってリスクを軽減することができない場合には、リスク管理戦略に基づきヘッジ指定を行い、ヘッジ会計を適用しています。連結会社は、ヘッジ関係の開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか又は密接に合致しているかどうかの定性的な評価、及びヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価値変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。なお、信用リスクがヘッジ関係に与える影響は僅少です。また、非有効部分の発生が見込まれるヘッジ関係については、定量的な手法で非有効金額を算定しています。連結会社は、有効性の高いヘッジを行っているため、非有効金額に重要性はありません。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時にヘッジ対象の数量とヘッジ手段の数量に基づいて適切なヘッジ比率を設定しており、原則として1対1の関係となるよう設定しています。ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ関係の開始時に設定したヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。

(1) 連結財政状態計算書におけるヘッジの影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ヘッジ指定されているデリバティブ取引及びデリバティブ取引以外の金融商品の帳簿価額は以下のとおりです。

ヘッジ手段		前連結会計年度末（百万円）		当連結会計年度末（百万円）	
		資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジ					
金利契約	流動	2,281	23	2,157	177
	非流動	119,946	3,060	89,864	2,935
外国為替契約	流動	17	151	349	389
	非流動	―	3	6,212	―
小計		122,244	3,237	98,582	3,501
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
金利契約	流動	14	257	62	452
	非流動	214	1,886	146	1,685
外国為替契約	流動	3,292	1,445	947	1,521
	非流動	341	1,057	2,243	1,021
コモディティ契約	流動	340	209	144	66
小計		4,201	4,854	3,542	4,745
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ					
外国為替契約	流動	3,966	558	3,587	74
外貨建借入債務	流動	―	5,409	―	5,385
	非流動	―	190,837	―	63,945
小計		3,966	196,804	3,587	69,404
合計		130,411	204,895	105,711	77,650

上記金融資産及び金融負債のうち、デリバティブ契約は連結財政状態計算書において「その他の金融資産」及び「その他の金融負債」に、外貨建借入債務は「社債及び借入金」に計上しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ヘッジ指定されている主なデリバティブ契約の名目金額は以下のとおりです。なお、連結会社が利用しているヘッジ手段は多岐にわたるため、名目金額の満期別の内訳や、ヘッジ手段の平均取引価格を算定することは実務上困難です。

(前連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ種類	ヘッジ手段	名目金額
金利変動リスク	公正価値ヘッジ	固定受け/変動払い金利スワップ	1,666,500百万円 2,270,000千米ドル 400,000千豪ドル
		変動受け/固定払い金利スワップ	599百万円 733,361千米ドル
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	変動受け/固定払い金利スワップ	3,500百万円 157,729千豪ドル
為替変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	ユーロ買/ポンド売 為替予約	194,910千ユーロ
	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	米ドル売/日本円買 為替予約	1,738,531千米ドル
		米ドル建借入債務	1,741,620千米ドル

(当連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ種類	ヘッジ手段	名目金額
金利変動リスク	公正価値ヘッジ	固定受け/変動払い金利スワップ	1,613,800百万円 1,790,000千米ドル 203,630千豪ドル
		変動受け/固定払い金利スワップ	1,033,518千米ドル
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	変動受け/固定払い金利スワップ	150,176千豪ドル
為替変動リスク	公正価値ヘッジ	米ドル買/日本円売 通貨スワップ	450,000千米ドル
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	米ドル買/日本円売 通貨スワップ	400,000千米ドル
		ユーロ買/ポンド売 為替予約	189,325千ユーロ
	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	米ドル売/日本円買 為替予約	1,827,925千米ドル
		米ドル建借入債務	617,972千米ドル

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、公正価値ヘッジに係るヘッジ対象取引の帳簿価額及び帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジの影響額は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

リスク種類	連結財政状態計算書科目	帳簿価額 (百万円)	公正価値ヘッジの 影響累計額 (百万円)	公正価値ヘッジを中止した取引に係る公正価値ヘッジの影響額(百万円)
金利変動リスク	営業債権及びその他の債権	25,224	1,710	―
	その他の投資	60,908	13	―
	社債及び借入金	2,233,335	118,349	5,768

(当連結会計年度末)

リスク種類	連結財政状態計算書科目	帳簿価額 (百万円)	公正価値ヘッジの 影響累計額 (百万円)	公正価値ヘッジを中止した取引に係る公正価値ヘッジの影響額(百万円)
金利変動リスク	営業債権及びその他の債権	19,957	490	―
	その他の投資	95,754	△1,859	―
	社債及び借入金	2,030,799	85,319	4,008
為替変動リスク	社債及び借入金	71,804	6,562	―

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに係るその他の資本の構成要素の計上額は以下のとおりです。

(前連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ会計の種類	継続中のヘッジ関係によるその他の資本の構成要素計上額(百万円)	中止されたヘッジ関係によるその他の資本の構成要素計上額(百万円)
金利変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	△18,890	―
為替変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	△1,891	―
	純投資ヘッジ	△70,287	△93,524
商品変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	2,117	―

(当連結会計年度末)

リスク種類	ヘッジ会計の種類	継続中のヘッジ関係によるその他の資本の構成要素計上額(百万円)	中止されたヘッジ関係によるその他の資本の構成要素計上額(百万円)
金利変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	△19,591	―
為替変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	346	―
	純投資ヘッジ	△43,009	△111,768
商品変動リスク	キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,292	―

(2) 連結損益計算書及びその他の包括損益におけるヘッジの影響

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるヘッジに係る損益は以下のとおりです。

(前連結会計年度)

公正価値ヘッジ

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
金利変動リスク	35,547	△35,505
為替変動リスク	111	△111

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は「その他の損益－純額」です。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分(百万円)
金利変動リスク	△1,333	金融費用	△2,436
為替変動リスク	1,358	その他の損益－純額	△1,602
商品相場変動リスク	△481	収益及び原価	△270

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」のとおりです。

前連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

その他の資本の構成要素及びその他の包括利益の内訳の詳細については注記22をご参照ください。

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額に重要性はありません。

純投資ヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分(百万円)
為替変動リスク	24,851	有価証券損益	△279

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」のとおりです。

前連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
為替変動リスク	41,532	△44,240

(当連結会計年度)

公正価値ヘッジ

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
金利変動リスク	△30,235	29,936
為替変動リスク	6,309	△6,659

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は「その他の損益－純額」です。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分（百万円）
金利変動リスク	△162	金融費用	△828
為替変動リスク	945	その他の損益－純額	43
商品相場変動リスク	△51	収益及び原価	－

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」のとおりです。

当連結会計年度において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フロー・ヘッジを終了したものはありません。

その他の資本の構成要素及びその他の包括利益の内訳の詳細については注記22をご参照ください。

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額に重要性はありません。

純投資ヘッジ

リスク種類	その他の包括損益計上額 －有効部分(百万円)	損益計上科目	その他の資本の構成要素から 連結損益計算書に振り替えられた 金額－有効部分（百万円）
為替変動リスク	16,640	有価証券損益	△3,598

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の連結損益計算書における計上科目は上記の「損益計上科目」のとおりです。

当連結会計年度において、ヘッジの非有効金額の算定の基礎として使用したヘッジ手段の公正価値の変動額、及びヘッジ対象の価値の変動額は以下のとおりです。

リスク種類	ヘッジ手段 公正価値変動額 (百万円)	ヘッジ対象 価値変動額 (百万円)
為替変動リスク	7,177	△10,053

33. 金融商品に関連するリスク管理

連結会社におけるリスク種類別の管理戦略は以下のとおりです。なお、それぞれのリスクに関するヘッジ活動の詳細については注記32をご参照ください。

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されています。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しています。金利スワップは、多くの場合、固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付金融資産・負債を固定金利付金融資産・負債に変換するために利用しています。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における有利子負債総額は、それぞれ6兆426億円及び5兆3,839億円であり、一部を除いて変動金利となっているため、金利が上昇する局面では利息負担が増加するリスクがあります。

しかし、この有利子負債の相当部分は金利の変動により影響を受ける営業債権・貸付金等と見合っており、金利が上昇した場合に、これらの資産から得られる収益も増加するため、金利の変動リスクは、タイムラグはあるものの、相殺されることになります。また、純粋に金利の変動リスクに晒されている部分についても、見合いの資産となっている投資有価証券や固定資産からもたらされる取引利益、受取配当金などの収益は景気変動と相関性が高いため、景気回復の局面において金利が上昇し支払利息が増加しても、見合いの資産から得られる収益も増加し、結果として影響が相殺される可能性が高いと考えられます。ただし、金利の上昇が急である場合には、利息負担が先行して増加し、その影響を見合いの資産からの収益増加で相殺しきれず、連結会社の業績は一時的にマイナスの影響を受ける可能性があります。このような金利などの市場動向を注視し、機動的に市場リスク対応を行う体制を固めるため、当社ではALM（Asset Liability Management）委員会を設置し、資金調達政策の立案や金利変動リスクの管理を行っています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、金利が1%上昇又は下落すると仮定した場合の当期純利益及び資本合計への影響額は重要ではありません。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されています。連結会社は、リスクを相殺する効果を有する取引を活用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しています。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しています。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、豪ドル、ユーロです。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、日本円が1円円高になると仮定した場合の資本合計の減少額の概算は以下のとおりです。なお、日本円が1円円安になると仮定した場合の資本合計の増加額も同額です。

通貨	前連結会計年度末 （億円）	当連結会計年度末 （億円）
米ドル	140	160
豪ドル	70	87
ユーロ	21	13

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されています。連結会社は、リスク管理戦略に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しています。これらの契約は、キャッシュ・フロー・ヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ手段として指定されていないものの、商品相場変動による影響を有効に相殺していると判断しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ヘッジ目的以外の商品関連デリバティブ取引は原則として行っていないため、デリバティブ取引とヘッジの対象となった取引のネットポジションに係るリスクエクスポージャー、及び商品相場価格の変動による当期純利益及び資本合計への影響は重要ではありません。

株価変動リスクの管理

連結会社は、リスク管理戦略に基づき、出資先ごとの公正価値や未実現損益について定期的にモニタリングを行うことにより、株価変動リスクを管理しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結会社は取引先を中心にそれぞれ8,931億円及び9,848億円の市場性のある株式を保有しており、株価変動のリスクを負っています。なお、上記金額は全て公正価値ベースであり、関連会社株式は含めておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、株価が10%上昇又は下落すると仮定した場合、資本合計の増加額又は減少額はそれぞれ約610億円及び約680億円です。連結会社が保有する市場性のある株式の大部分は注記3に記載のとおり、FVTOCIの金融資産として指定しているため、株価が10%上昇又は下落すると仮定した場合の当期純利益に与える影響額は重要ではありません。期末時点における市場性のない株式に関するエクスポージャーについては、注記7をご参照ください。

信用リスクの管理

連結会社は、様々な営業取引を行うことによって取引先に対して信用供与を行っており、取引先の信用悪化や経営破綻等により損失が発生する信用リスクを負っています。連結会社は、当該リスクを管理するために、取引先毎に成約限度額・信用限度額を定めると同時に、社内格付等と与信額により定めた社内規程に基づき、与信先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っています。連結会社の取引先は多種多様な業種や業界にわたっていますが、連結会社は、信用リスクの性質及び特徴は業種や業界に係らず、取引先の財務状態をインプットとする一定のフォーミュラにより定量化できると捉えており、測定された信用リスクの総量が、連結会社の抱える市場や為替といった他のリスクと比べて大きくないことから、業種や業界別の管理を行っていません。

連結会社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

保証及び資金供与に関する契約の額、並びに連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する担保の評価額を考慮に入れない、連結会社の金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。保証及び資金供与に関する契約の額の詳細については、注記42をご参照ください。

流動性リスクの管理

連結会社は、事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、コマーシャル・ペーパーや社債などの直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メガバンク以外に外国銀行・生命保険会社・地方銀行等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。連結ベースでの資金管理体制については、当社を中心に、国内外の金融子会社、海外現地法人等において集中して資金調達を行い、子会社へ資金供給するというグループファイナンス方針を原則としています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、金融負債（ファイナンス・リースに係る債務を除く）の支払期限別の内訳は以下のとおりです。なお、公正価値ヘッジ会計による公正価値への調整は含まれていません。
ファイナンス・リースにかかる債務の支払期限別の内訳については、注記35をご参照ください。

（前連結会計年度末）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）	合計 （百万円）
社債及び借入金	1,480,331	2,076,943	2,361,215	5,918,489
営業債務及びその他の債務	2,111,637	56,172	22,443	2,190,252
その他の金融負債（デリバティブ）	84,252	15,873	2,774	102,899
金融保証契約	261,896	174,761	235,751	672,408
合計	3,938,116	2,323,749	2,622,183	8,884,048

（当連結会計年度末）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）	合計 （百万円）
社債及び借入金	1,246,668	1,719,697	2,333,646	5,300,011
営業債務及びその他の債務	2,459,707	88,789	28,814	2,577,310
その他の金融負債（デリバティブ）	106,456	16,273	2,663	125,392
金融保証契約	213,531	145,422	248,085	607,038
合計	4,026,362	1,970,181	2,613,208	8,609,751

連結会社は、様々な銀行との間で融資与信枠を設定しており、単独・協調融資枠を含む未使用融資与信枠は、前連結会計年度末において短期161,726百万円及び長期829,989百万円、当連結会計年度末において短期347,583百万円及び長期613,095百万円となっています。また、上記金額には当座借越契約は含めていません。
また、上記の単独・協調融資枠には、当連結会計年度末において、当社が保有している円建協調融資枠510,000百万円、及び当社及び海外連結子会社が保有している外貨建単独・協調融資枠として、主要通貨2,000百万米ドル、ソフトカレンシー300百万米ドル相当が含まれています。当社及び国内外の連結子会社は単独・協調融資枠の保有にあたり、財務制限条項による一定の財務内容の維持が求められています。
当社は平成33年12月に契約満期を迎える上記の長期未使用融資与信枠、合計410,000百万円を、主にコマーシャル・ペーパーの償還資金が不足した時に使用することとしています。このコマーシャル・ペーパーは、当社の運転資金及びその他一般資金需要に充当すべく発行しているものであり、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において本未使用融資与信枠を背景にしたコマーシャル・ペーパーの残高はありません。

34. 金融商品の譲渡

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度において生じた認識の中止をした金融資産に対する継続的関与は以下のとおりです。

連結会社は、500百万ユーロ(59,895百万円)の債権売却用ファシリティーを設定し、契約上適格な貸付債権を第三者へ譲渡しています。当該ファシリティーにより、連結会社は、平成29年12月までの間、使用残高500百万ユーロ(59,895百万円)を最大値として継続的に債権を譲渡することが可能です。上記使用残高は第三者への割引後の金額となります。なお、連結会社は、譲渡資産である貸付債権からの将来の利息収入のうち一部を受け取る権利を有するとともに、譲渡先の第三者に対して現金預託及び保証差入を行っており、ファシリティー使用残高全体の一定割合を上限として信用リスクを負担しています。また、連結会社は、サービサーとして、貸付債権の利息及び元本の回収を行います。

連結会社は譲渡資産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを第三者に移転したことから譲渡資産の認識の中止を行い、本譲渡取引を売却処理しています。前連結会計年度及び当連結会計年度に実施した本譲渡取引は以下のとおりです。なお、本譲渡取引により認識した売却益に重要性はありません。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
売却処理された貸付債権の累計額	30,649	26,577
受領した譲渡対価の累計額	30,527	26,471

連結会社は、貸付債権譲渡時点及び期末時点で、将来の利息収入の一部を受け取る権利を公正価値により評価し、「営業債権及びその他の債権(流動及び非流動)」に計上しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した当該資産の累計額及び当該資産に関連して受け取った収入に重要性はありません。

また、連結会社は、貸付債権譲渡時点及び期末時点で、負担する譲渡資産の信用リスク及び貸付債権の回収業務に関するサービス負債を計上していますが、前連結会計年度及び当連結会計年度の本譲渡取引により計上した当該負債に重要性はありません。

上記の資産・負債はいずれも継続的に上記と同様の方法により公正価値により評価し、公正価値の変動は「その他の損益－純額」として認識しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、当該取引に関連する上記の主な残高は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
譲渡対象債権残高	63,822	59,930
将来の利息収入に関する公正価値	2,725	2,472
損失の最大エクスポージャーの金額	8,604	8,071

なお、譲渡対象債権残高は、本譲渡取引により売却処理された貸付債権の期末残高です。また、損失の最大エクスポージャーの金額は、連結会社が第三者に対して行っている現金預託及び保証差入の合計金額となり、前連結会計年度及び当連結会計年度に発生した信用損失の負担はありません。

(2) 前連結会計年度及び当連結会計年度において生じた認識の中止となるわけではない金融資産の譲渡は以下のとおりです。

連結会社は営業債権の一部について手形債権流動化プログラム等により、手形を流動化していますが、当該譲渡済債権についてデフォルトが発生した場合は債権譲受人より額面金額にて買い戻す義務があります。このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、当該譲渡資産の認識の中止を行っていません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、このような譲渡債権を「営業債権及びその他の債権」にそれぞれ

26,663百万円及び19,182百万円計上しています。また、譲渡により発生した負債として「社債及び借入金」に26,543百万円及び19,182百万円計上しています。当該負債は、譲渡資産に対して支払が行われた場合に決済されることとなりますが、その間、連結会社が当該譲渡資産を利用することはできません。なお、譲渡債権の譲受人は譲渡資産のみに遡及権を有しており、譲渡債権及び譲渡により発生した負債の帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

35. リース取引

(1)賃借人としてのリース取引

賃借人としてのファイナンス・リース取引

連結会社は、機械装置及び不動産などをファイナンス・リースの形態で賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ファイナンス・リースの形態で賃借している資産の帳簿価額は以下のとおりです。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
建物	2,788	2,577
機械及び装置	17,778	128,126
船舶及び車輌	3,897	3,693
合計	24,463	134,396

ファイナンス・リースに係る債務は、連結財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に含まれています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、ファイナンス・リースに係る将来最低支払リース料の支払期間別の内訳及び現在価値の構成要素は以下のとおりです。

	将来最低支払リース料		将来最低支払リース料の現在価値	
	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
1年以内	11,982	41,803	11,891	41,031
1年超5年以内	29,102	113,849	27,804	106,309
5年超	8,680	25,296	7,879	22,198
小計	49,764	180,948	47,574	169,538
控除：利息相当額	△2,190	△11,410		
ファイナンス・リース債務 (将来最低支払リース料総額の現在価値)	47,574	169,538		

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、転貸リースに係る将来最低受取リース料は、それぞれ23,722百万円、25,965百万円であり、上記の金額から控除されていません。

尚、ファイナンス・リースの形態で賃借している資産、将来最低支払リース料、及び将来最低リース料の現在価値の前連結会計年度末比の増加は、主に株式会社ローソンの子会社化に伴うものです。

賃借人としてのオペレーティング・リース取引

連結会社は、オフィスビルなどをオペレーティング・リースの形態で賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において費用計上したリース料合計額は、それぞれ102,455百万円及び103,033百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度における転貸受取リース料は、それぞれ37,876百万円及び46,410百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低支払リース料の支払期間別の内訳は以下のとおりです。

	将来最低支払リース料	
	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
1年以内	67,869	73,449
1年超5年以内	152,918	144,896
5年超	76,438	66,228
合計	297,225	284,573

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、解約不能な転貸リースに係る将来最低受取リース料は、それぞれ74,661百万円、70,548百万円であり、上記の金額から控除されていません。

(2)賃貸人としてのリース取引

賃貸人としてのファイナンス・リース取引

連結会社は、車輌、船舶、その他の産業用機械及び装置をファイナンス・リースの形態で賃貸しています。

ファイナンス・リースに係る債権は、連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含まれており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、受取期間別の将来最低受取リース料及びその現在価値、ファイナンス・リースに係る債権残高の構成要素は以下のとおりです。

	ファイナンス・リースに係る債権残高の構成要素		将来最低受取リース料の現在価値	
	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
将来最低受取リース料				
1年以内	162,807	132,802	153,855	126,187
1年超5年以内	292,991	255,031	249,959	220,613
5年超	84,589	54,458	59,081	38,177
小計	540,387	442,291	462,895	384,977
見積無保証残存価値	3,361	3,339		
リース投資未回収総額	543,748	445,630		
控除：未実現リース利益	△77,492	△57,314		
ファイナンス・リース債権	466,256	388,316		
控除：貸倒引当金	△31,188	△11,788		
ファイナンス・リースに係る債権残高（貸倒引当金控除後）	435,068	376,528		

受取期間別の将来最低受取リース料には偶発受取リース料は含まれていません。

賃貸人としてのオペレーティング・リース取引

連結会社は、航空機、船舶及びその他の産業用機械をオペレーティング・リースの形態で賃貸しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低受取リース料の受取期間別の内訳は以下のとおりです。

	将来最低受取リース料	
	前連結会計年度末（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
1年以内	63,693	62,129
1年超5年以内	149,153	141,560
5年超	85,625	68,934
合計	298,471	272,623

36. サービス・コンセッション契約

連結会社は豪州において、水道局等の公的機関との契約に基づいて、上下水道から再生水、海水淡水化まで、公共施設(インフラストラクチャー)の設計、施工、運営・管理などを総合的に展開し、一般利用者から産業向けに幅広いサービスを提供しています。連結会社は当該サービス・コンセッション契約に基づき、公共施設(インフラストラクチャー)を使用し、公共サービスを提供する権利を公的機関より委譲されています。

サービス・コンセッション契約終了時点において、公共施設を引き渡す義務を負っている等の理由により、公的機関が実質的に公共施設に対する重要な残余持分を支配している場合にはIFRIC第12号「サービス・コンセッション契約」を適用しています。また、プロジェクトの中には契約期間の更新が可能である場合がありますが、連結財務諸表に対して重要な影響はありません。当連結会計年度末における主要なサービス・コンセッション契約の残存期間は3年～17年です。

37. キャッシュ・フロー情報

連結キャッシュ・フロー計算書についての補足情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
事業の取得		
取得の対価(現金及び現金同等物)		
取得の対価の総額	15,724	146,190
取得した事業の現金及び現金同等物	2,851	71,496
取得の対価(取得した事業の現金及び現金同等物控除後)	12,873	74,694
取得資産の公正価額(現金及び現金同等物を除く)		
営業債権及びその他の債権	11,128	174,094
たな卸資産	4,698	19,298
有形固定資産及び投資不動産	136,830	365,457
無形資産及びのれん	8,249	722,733
その他	13,189	152,017
取得資産計	174,094	1,433,599
引受負債の公正価額		
社債及び借入金	4,824	88,048
営業債務及びその他の債務	13,545	392,544
その他	6,528	166,377
引受負債計	24,897	646,969

1. 前連結会計年度及び当連結会計年度において取得した主な事業の詳細は注記5もご参照ください。
2. 前連結会計年度及び当連結会計年度においてファイナンス・リースによる資産の取得の金額に重要性はありません。
3. 当連結会計年度においてファイナンス・リース解約による資産の取得の金額は、26,388百万円です。前連結会計年度における金額に重要性はありません。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
事業の売却		
売却の対価(現金及び現金同等物)		
売却の対価の総額	41,302	5,554
売却した事業の現金及び現金同等物	29,094	4,189
売却の対価(売却した事業の現金及び現金同等物控除後)	12,208	1,365
売却資産(現金及び現金同等物を除く)		
営業債権及びその他の債権	14,426	3,047
たな卸資産	5,492	5,076
有形固定資産及び投資不動産	44,404	28,444
その他	50,420	1,090
売却資産計	114,742	37,657
売却負債		
社債及び借入金	2,592	14,923
営業債務及びその他の債務	25,127	8,092
その他	14,168	2,549
売却負債計	41,887	25,564
キャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動		
支配の喪失に伴い認識した資産	55,943	12,280

38. 連結子会社

支配の喪失に至らない連結子会社の所有持分の変動

	資本剰余金変動額	
	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
非支配持分株主との資本取引による変動額	△3,857	△42,178

連結子会社の支配喪失に伴う損益

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結子会社の支配喪失に伴う所有持分の変動について認識した損益（税効果前）は、それぞれ15,122百万円及び15,512百万円であり、連結損益計算書上、「有価証券損益」に計上されています。このうち、前連結会計年度及び当連結会計年度において、残存保有持分を公正価値で再測定することにより認識した損益（税効果前）に重要性はありません。

39. ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め）及び関連会社

(1) 企業の議決権の過半数を保有しているが支配していないと判断している企業

MI Berau B.V. (MI Berau社)

連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社（オランダ企業）の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社（以下「インペックス社」）が株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されています。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はMI Berau社に対して持分法を適用しています。

Sulawesi LNG Development Ltd. (Sulawesi LNG Development社)

連結会社は、Donggi Senoro LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に出資しているSulawesi LNG Development社（イギリス企業）の株式を75%保有しており、韓国ガス公社が株式を25%保有しています。韓国ガス公社との株主間協定書において、Sulawesi LNG Development社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、韓国ガス公社の同意を必要とする旨が規定されています。株主間協定書にて付与された権利により、韓国ガス公社はSulawesi LNG Development社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はSulawesi LNG Development社に対して持分法を適用しています。

(2) 潜在的議決権を考慮すると、議決権比率が20%未満となる可能性があるが重要な影響力を有していると判断している企業

Olam International Limited (Olam社)

連結会社は在シンガポール農産物事業会社Olam社の株式を20%保有しています。Olam社は当連結会計年度末時点で行使可能な新株予約権付社債、新株予約権等を発行しており、潜在的には議決権比率が20%未満となる可能性もありますが、連結会社は派遣する取締役等を通じてOlam社の営業及び財務の方針に重要な影響力を有していることから、Olam社に対して持分法を適用しています。

(3) ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分の変動額

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
当期純利益（純損失）	11,841	40,297	△187,230	77,153
その他の包括利益	△26,417	△5,970	△34,412	△53,866
包括利益合計	△14,576	34,327	△221,642	23,287

持分法で会計処理される投資の減損損失

当社が連結子会社を通じて20.4%を出資するチリ国銅資源権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社（Anglo American Sur S.A.、本社：チリ国サンチャゴ、以下「アングロスール社」）宛投資について、「持分法で会計処理される投資」として減損テストを行っています。減損テストに用いる銅価格に関しては、将来の需給環境等のファンダメンタルズや、社外の金融機関等の提供するデータ等を考慮して、連結会社（当社および連結子会社）としての見通しを策定しています。銅市況の低迷が継続する中で、事業環境の改善には時間を要することが見込まれるため、中長期的な価格見通しを引き下げたこと、また新規鉱山プロジェクトの開発期間の長期化等も踏まえて総合的に見直した結果、前連結会計年度において271,194百万円の減損損失を「持分法による投資損益」を通じて計上し、前連結会計年度末の帳簿価格は190,990百万円となっています。なお、アングロスール社の生産・開発計画は長期間に及ぶため、中長期的な関連から投資を評価しており、短期的な価格の動向よりも中長期的な価格見通しの方が、より重要な影響を与えます。

また、当社は50%を出資する持分法適用先のJapan Australia LNG（MIMI）社を通じて7.2%持分を保有する西豪州ブラウズLNGプロジェクト権益について、減損テストを行っていますが、急な原油・ガス価格の下落を受けて、従来取り進めてきた浮体式液化設備による開発実行は当面見送ることが決定されたことなどを受け、前連結会計年度において40,362百万円の減損損失を「持分法による投資損益」を通じて計上しています。

なお、当連結会計年度については注記すべき重要な事項はありません。

(4) 連結会社とジョイント・ベンチャー及び関連会社との間の物品及びサービスの授受

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
物品の販売／サービスの提供	256,992	247,889	1,157,020	1,378,870
物品の購入／サービスの受領	135,983	91,758	1,056,327	915,267

(5) 連結会社のジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する資産及び負債の残高

	ジョイント・ベンチャー		関連会社	
	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
(資産)				
営業債権	32,010	38,919	160,354	120,649
貸付金等	79,552	58,637	50,497	61,715
(負債)				
営業債務	48,709	42,919	124,405	109,038
借入金等	42,430	9,979	195,366	239,814

上記のほか、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ジョイント・ベンチャーに対してそれぞれ193,947百万円及び186,578百万円、関連会社に対して316,570百万円及び323,201百万円の信用保証を行っています。

また、ジョイント・ベンチャーに対して214,849百万円及び183,711百万円、関連会社に対して361,095百万円及び284,627百万円の買付契約残高があります。

キャメロンLNGプロジェクト

米国ルイジアナ州のCameron LNG,LLC（以下「CLNG」）を事業主体とする天然ガス液化事業（キャメロンLNGプロジェクト）への投資に関し、連結会社は平成30年を予定しているCLNGの商業生産開始後、20年間にわたる年間約400万トンの天然ガス液化能力を確保するに至り、同時にCLNGに対して天然ガス液化委託費用を支払う義務

が生じています。なお、連結会社はCLNGから引き取る予定のLNGの大部分について、既に日本を中心としたアジア新興市場等の需要家と長期の販売契約を締結しています。

40. ストラクチャード・エンティティ

連結会社は、ストラクチャード・エンティティに対する関与について検討し、ストラクチャード・エンティティに対して支配を有しているかどうかを判定します。連結会社が、ストラクチャード・エンティティのリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指示する権限を有し、かつ、ストラクチャード・エンティティにとって潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有する場合には、連結会社は、当該ストラクチャード・エンティティを支配する者に該当するものと判定し、当該ストラクチャード・エンティティを連結しています。

非連結のストラクチャード・エンティティ

連結会社が支配していないことから連結していないストラクチャード・エンティティは、様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンス及び不動産関連事業を遂行するための事業体があります。これらのストラクチャード・エンティティは、主として借入により資金調達を行っており、連結会社は、投資、保証、又は貸付という形態により関与し、投資リスク及び信用リスクにさらされています。

連結していないストラクチャード・エンティティの資産合計は、前連結会計年度末において、インフラ関連208,554百万円、不動産関連138,673百万円、船舶関連66,272百万円、その他資源など212,236百万円であり、当連結会計年度末において、インフラ関連196,774百万円、不動産関連96,113百万円、船舶関連67,283百万円、その他181,461百万円です。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財政状態計算書に認識したこれらのストラクチャード・エンティティに係る資産合計、並びに連結会社がこれらのストラクチャード・エンティティへの関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報に基づきます。

	前連結会計年度末 （百万円）	当連結会計年度末 （百万円）
連結財政状態計算書に認識したこれらのストラクチャード・エンティティに係る資産合計	79,218	74,819
想定最大損失額	81,694	77,999

連結財政状態計算書に認識したストラクチャード・エンティティに係る資産合計のうち、主なものは「営業債権及びその他の債権」（流動資産、非流動資産）、「持分法で会計処理される投資」及び「その他の投資」です。

想定最大損失額には、当該ストラクチャード・エンティティに対する信用保証が含まれていることなどにより、連結財政状態計算書に認識したストラクチャード・エンティティに係る資産合計との間に差異が生じています。なお、想定最大損失額は、ストラクチャード・エンティティへの関与から通常見込まれる損失見込額とは関係なく、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

41. 経営幹部との取引

役員報酬

当社取締役の報酬等の額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）
月例報酬	749	613
賞与	－	180
積立型退任時報酬	122	52
ストックオプション	323	135
合計	1,194	980

1. 積立型退任時報酬は、各取締役の1年間の職務執行に対する報酬の一定額を、退任時報酬として、毎年積み立てているものであり、実際の支給は取締役退任後となります。
2. また、ストックオプションについては、当連結会計年度に会計処理(費用計上)した額を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。

42. 契約及び偶発負債

(1) 契約

連結会社は、資金供与に関する契約(ローン・コミットメント)を締結しており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における契約残高はそれぞれ4,926百万円及び6,422百万円です。

(2) 保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっています。そうした保証は持分法適用会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、金融保証又は取引履行保証の形態により、顧客や取引先、及び持分法適用会社に対して信用保証を行っており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における信用保証に係る保証残高及び保証極度額は以下のとおりです。

		前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融保証	保証残高	672,408	607,038
	保証極度額	1,355,712	1,221,407
取引履行保証	保証残高	215,074	152,614
	保証極度額	215,074	152,614

これらの信用保証は、顧客や取引先、及び持分法適用会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としています。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成60年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は持分法適用会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。

連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っています。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、再保証又は担保資産により担保されている残高の合計額は、それぞれ、金融保証4,613百万円及び5,468百万円、取引履行保証75,024百万円及び39,802百万円です。なお、金融保証には信用状付割引手形残高が、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ71,557百万円及び89,026百万円含まれています。

また、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ3,515百万円及び12,596 百万円です。

当連結会計年度末において、負債計上しているものを除き、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

豪州におけるLNGプロジェクト

豪州のLNGプロジェクトへの参画及び開発に関連し、当該LNGプロジェクトの権益の一部を保有する当社の持分法適用会社は、事業推進に係る必要資金の一部として、1,927百万米ドルを限度とする融資契約を銀行と締結しており、当社は本事業に参画した他の事業者とともに、当持分法適用会社の融資の返済を同銀行に対して保証しています。当連結会計年度末における当社の保証額は、最大1,533百万米ドルで、「金融保証極度額」に含まれています。なお、当連結会計年度末での融資実行額の内、当社保証額は、1,421百万米ドルで、「金融保証残高」に含まれています。

また、当社は、本事業に参画した他の事業者とともに、当該LNGプロジェクトの他権益保有者に対して、共同操業協定上の資金拠出義務に関する履行保証を連帯保証形式で差し入れています。当連結会計年度末における保証総額は、234百万米ドル相当と算定しており、プロジェクト契約締結をもって同金額の保証債務が発生したとの考え方に基づき、「取引履行保証極度額」及び「取引履行保証残高」にそれぞれ同額を含めています。

履行保証の対象債務には、前述の返済保証している融資金を原資とする支払予定分も含んでいます。したがって、保証極度額においては、当持分法適用会社が融資実行を受け、プロジェクトに対して資金の払込みを行えば、履行保証に係る極度額はその分減少し、融資返済保証に係る極度額のみが残ることとなります。また、その場合、保証残高においては、履行保証に係る残高が同額減少する一方、その見合いで融資返済保証に係る残高が増加することとなります。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上していません。

(3) 訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えています。

43. 重要な後発事象

連結会社は、後発事象を平成29年6月23日まで評価しています。

ストックオプション

平成29年5月19日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員及び理事に対して、以下のとおりのストックオプションを割当てることを決議しました。

平成29年度新株予約権Aプラン（株式報酬型ストックオプション）

1. 付与株式総数　　:当社普通株式238,500株を上限とする
2. 権利行使価格　　:1株当たり1円
3. 権利行使期間　　:平成29年6月6日～平成58年6月6日

平成29年度新株予約権Bプラン（株式報酬型ストックオプション）

1. 付与株式総数　　:当社普通株式550,600株を上限とする
2. 権利行使価格　　:1株当たり1円
3. 権利行使期間　　:平成29年6月6日～平成59年6月5日

配当

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、平成29年3月31日現在の株主に対し、1株当たり50円、総額79,276百万円の現金配当を行うことが決議されました。

44. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、平成29年6月23日に取締役会によって承認されています。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
収益 (百万円)	1,527,779	2,932,620	4,689,023	6,425,761
税引前利益金額 (百万円)	140,775	256,435	533,242	601,440
当社の所有者に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	100,844	179,824	371,535	440,293
1株当たり当社の所有者に帰属する四半期(当期)純利益金額 (円)	63.64	113.47	234.42	277.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社の所有者に帰属する四半期純利益金額 (円)	63.64	49.83	120.94	43.37

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	平成27年度 （平成28年3月31日）	平成28年度 （平成29年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,084,712	839,781
受取手形	※1 69,120	※1 107,321
売掛金	※1 763,031	※1 779,484
有価証券	41,538	19,215
商品及び貯蔵品	160,386	159,802
販売用不動産	8,357	7,251
前渡金	183,948	194,445
未収入金	※1 148,908	※1 138,000
短期貸付金	※1,※3 382,318	※1,※3 373,880
繰延税金資産	17,039	17,830
その他	※1,※3 82,680	※1,※3 53,025
貸倒引当金	△8,215	△5,777
流動資産合計	2,933,826	2,684,263
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	37,448	38,466
土地	85,645	85,645
建設仮勘定	1,801	825
その他	4,806	4,703
有形固定資産合計	129,701	129,641
無形固定資産		
ソフトウエア	40,581	38,941
ソフトウエア仮勘定	3,168	3,725
その他	858	812
無形固定資産合計	44,608	43,479
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 895,190	※3 951,089
関係会社株式	※3 2,896,246	※3 3,019,091
その他の関係会社有価証券	48,319	23,536
出資金	25,036	16,261
関係会社出資金	※3 144,691	※3 149,223
長期貸付金	※1,※3 367,058	※1,※3 336,974
固定化営業債権	※1,※2 10,398	※1,※2 9,924
長期前払費用	58,397	62,701
その他	※3 35,955	※3 32,653
貸倒引当金	△42,958	△28,049
投資その他の資産合計	4,438,334	4,573,405
固定資産合計	4,612,645	4,746,526
繰延資産		
社債発行費	2,480	2,915
繰延資産合計	2,480	2,915
資産合計	7,548,952	7,433,705

（単位：百万円）

	平成27年度 （平成28年3月31日）	平成28年度 （平成29年3月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	※1 39,632	※1 45,372
買掛金	※1 562,119	※1 631,020
短期借入金	※1 383,582	※1 402,277
1年内償還予定の社債	251,309	209,115
未払金	※1 200,888	※1 133,326
未払費用	38,926	45,686
前受金	187,712	197,850
預り金	※1 22,307	※1 22,778
役員賞与引当金	146	230
その他	※1 28,077	※1 30,515
流動負債合計	1,714,702	1,718,173
固定負債		
長期借入金	2,503,599	2,317,141
社債	878,663	868,871
退職給付引当金	2,390	2,625
役員退職慰労引当金	1,977	1,870
債務保証損失引当金	57,074	44,765
特別修繕引当金	543	661
環境対策引当金	11,452	11,400
賃借契約引当金	5,364	1,240
繰延税金負債	24,896	42,774
資産除去債務	1,637	1,766
その他	10,418	12,391
固定負債合計	3,498,019	3,305,509
負債合計	5,212,721	5,023,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	204,446	204,446
資本剰余金		
資本準備金	214,161	214,161
資本剰余金合計	214,161	214,161
利益剰余金		
利益準備金	31,652	31,652
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	11,543	11,543
別途積立金	1,855,760	1,527,760
繰越利益剰余金	△240,720	126,972
利益剰余金合計	1,658,235	1,697,928
自己株式	△14,470	△12,115
株主資本合計	2,062,373	2,104,420
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	311,281	336,641
繰延ヘッジ損益	△43,278	△36,409
評価・換算差額等合計	268,003	300,232
新株予約権	5,854	5,368
純資産合計	2,336,230	2,410,021
負債純資産合計	7,548,952	7,433,705

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	平成27年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	平成28年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
売上高	※1 5,929,566	※1 5,216,706
売上原価	※1 5,810,172	※1 5,098,941
売上総利益	119,393	117,765
販売費及び一般管理費	※3 213,412	※3 216,943
営業損失（△）	△94,019	△99,178
営業外収益		
受取利息	※1 26,010	※1 30,144
受取配当金	※1 366,955	※1 305,952
固定資産売却益	5,142	113
投資有価証券売却益	51,873	28,375
投資有価証券評価益	―	206
関係会社等貸倒引当金戻入益	―	※4 5,892
その他	16,504	9,988
営業外収益合計	466,487	380,673
営業外費用		
支払利息	※1 20,131	※1 19,428
為替差損	12,417	16,886
固定資産除売却損	668	724
投資有価証券売却損	6,645	14,993
投資有価証券評価損	※2 432,679	※2 113,517
関係会社等貸倒損	※4 24,956	―
その他	※1 6,648	※1 12,236
営業外費用合計	504,147	177,787
経常利益又は経常損失（△）	△131,679	103,707
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△131,679	103,707
法人税、住民税及び事業税	△4,978	△16,633
法人税等調整額	29,627	△7,464
法人税等合計	24,649	△24,097
当期純利益又は当期純損失（△）	△156,328	127,805

③ 【株主資本等変動計算書】

平成27年度(自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	204,446	214,161	－	31,652	11,271	1,723,760	226,855	△7,715	2,404,431
当期変動額									
剰余金の配当							△88,222		△88,222
税率変更に伴う積立金の増加					272		△272		－
別途積立金の積立						132,000	△132,000		－
当期純損失（△）							△156,328		△156,328
自己株式の取得								△100,013	△100,013
自己株式の処分							△432	2,939	2,506
自己株式の消却							△90,319	90,319	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	－	－	272	132,000	△467,576	△6,755	△342,058
当期末残高	204,446	214,161	－	31,652	11,543	1,855,760	△240,720	△14,470	2,062,373

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	408,764	△128,619	280,144	5,947	2,690,523
当期変動額					
剰余金の配当					△88,222
税率変更に伴う積立金の増加					－
別途積立金の積立					－
当期純損失（△）					△156,328
自己株式の取得					△100,013
自己株式の処分					2,506
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△97,482	85,341	△12,141	△92	△12,234
当期変動額合計	△97,482	85,341	△12,141	△92	△354,292
当期末残高	311,281	△43,278	268,003	5,854	2,336,230

平成28年度(自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	204,446	214,161	－	31,652	11,543	1,855,760	△240,720	△14,470	2,062,373
当期変動額									
剰余金の配当							△87,170		△87,170
税率変更に伴う積立金の増加									－
別途積立金の積立						△328,000	328,000		－
当期純利益							127,805		127,805
自己株式の取得								△9	△9
自己株式の処分							△942	2,364	1,422
自己株式の消却									－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△328,000	367,692	2,355	42,047
当期末残高	204,446	214,161	－	31,652	11,543	1,527,760	126,972	△12,115	2,104,420

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	311,281	△43,278	268,003	5,854	2,336,230
当期変動額					
剰余金の配当					△87,170
税率変更に伴う積立金の増加					－
別途積立金の積立					－
当期純利益					127,805
自己株式の取得					△9
自己株式の処分					1,422
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,359	6,869	32,228	△485	31,743
当期変動額合計	25,359	6,869	32,228	△485	73,790
当期末残高	336,641	△36,409	300,232	5,368	2,410,021

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

3. デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウエアについては、その利用可能期間（15年以内）に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

8. 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

9. 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

10. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末現在の支給見積額を計上しています。

なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は平成19年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

11. 債務保証損失引当金の計上方法

子会社等に対する債務保証等の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

12. 特別修繕引当金の計上方法

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

13. 環境対策引当金の計上方法

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

14. 賃借契約引当金の計上方法

施設の賃借契約について自社利用・転売等の活用が見込めなくなったことに伴い、解約不能期間に発生する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

15. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

16. 法人税等

連結納税制度を適用しています。

(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

これによる、当年度の財務諸表に与える影響は軽微です。

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に関する項目（※1）

勘定科目を区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産及び負債は次のとおりです。

	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
資産		
短期金銭債権	617,119	656,043
長期金銭債権	361,549	335,900
負債		
短期金銭債務	213,552	244,439

2. 固定化営業債権（※2）

財務諸表等規則第32条第1項第10号の債権です。

3. 担保に供している資産及び担保に係る主な債務（※3）

(1) 担保に供している資産

	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
短期貸付金	4	4
投資有価証券	4,098	11,342
関係会社株式	66,866	67,237
関係会社出資金	3,667	2,448
長期貸付金	54	50
その他(注)	19,798	15,718
計	94,490	96,799

（注）主に敷金及び営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金

(2) 担保に係る主な債務

取引保証や関係会社の債務に対して当社の資産を差し入れており、当社の債務に該当するものはありません。

4. 保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

平成27年度（百万円）		平成28年度（百万円）	
関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	470,863	関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	192,360
関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY	164,814	関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	171,205
関係会社 三菱商事RtMジャパン	141,637	関係会社 PETRO DIAMOND COMPANY	169,207
関係会社 PE WHEATSTONE PTY	125,124	関係会社 三菱商事RtMジャパン	163,430
関係会社 DIPO STAR FINANCE	92,406	関係会社 PE WHEATSTONE PTY	159,465
関係会社 DIAMOND STAR SHIPPING	80,512	関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY	139,059
関係会社 SULAWESI LNG DEVELOPMENT	77,659	関係会社 TRI PETCH ISUZU LEASING	92,077
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE	76,761	関係会社 DIPO STAR FINANCE	83,208
		関係会社 CUTBANK DAWSON GAS RESOURCES	79,383
その他（200社）	1,300,022	その他（192社）	1,246,567
計	2,529,802	計	2,495,966

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。

なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社のコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として債務の支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを同社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。

ただし、当年度末において、純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。

また、LNGプロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、権益購入代金の支払、共同操業協定上の資金拠出義務、天然ガス液化設備使用代金の支払に関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は674,779百万円です。当該保証額に含まれる主なプロジェクトは北米及び豪州におけるものです。

5. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高

	平成27年度（百万円）	平成28年度（百万円）
受取手形割引高	45,961	53,703

（損益計算書関係）

1. 関係会社に関する項目（※1）

関係会社との取引に係る収益及び費用は次のとおりです。

	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
営業取引による取引高		
売上高	1,641,103	1,548,197
仕入高	1,150,589	947,749
営業取引以外の取引による取引高	344,036	278,519

2. 投資有価証券評価損（※2）

当社は100％出資の連結子会社であるMC Resource Development LTD.（本社：英国ロンドン、以下「MCRD」）を通じて、アングロスール社に20.4％を出資しています。前年度については、銅市況の低迷に加え、新規鉱山プロジェクトの開発期間の長期化等を背景に、MCRDにてアングロスール社に対する投資の減損損失を計上したことに伴い、当社のMCRDに対する投資額の回収が見込めなくなったため、235,592百万円の「投資有価証券評価損」を計上し、繰延税金資産全額に対して評価性引当額を計上しています。

また、銅の他LNG・原油・鉄鉱石などの市況悪化等を背景とした資源関連株式の評価損もあり、総額432,679百万円の「投資有価証券評価損」を計上しています。

なお、当年度については注記すべき重要な事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費（※3）

販売費及び一般管理費の内訳及び金額は次のとおりです。

なお、販売費及び一般管理費に含まれる前年度及び当年度の減価償却費はそれぞれ10,260百万円及び9,793百万円です。

	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
貸倒引当金繰入額	1,175	△1,734
役員報酬	1,232	1,038
執行役員報酬	1,312	3,633
従業員給与	48,852	47,288
従業員賞与	35,101	40,973
退職給付費用	4,790	14,008
福利費	11,907	11,753
地代及び家賃	7,239	7,196
事務所ほか設備費	11,371	10,941
旅費交通費	13,923	12,080
交際費	3,282	3,026
通信費	748	683
事務費	24,146	23,072
業務委託費	25,733	24,407
租税公課	2,838	2,549
広告宣伝費	1,619	1,579
寄附金	3,389	2,177
雑費	14,745	12,267
計	213,412	216,943

4. 関係会社等貸倒損・貸倒引当金戻入益（※4）

関係会社等貸倒損・貸倒引当金戻入益には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の繰入額（戻入額控除後）が含まれています。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

平成27年度

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
①　子会社株式	59,021	180,891	121,869
②　関連会社株式	426,364	666,931	240,567
合計	485,386	847,822	362,436

平成28年度

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
①　子会社株式	320,375	542,578	222,203
②　関連会社株式	306,367	454,434	148,067
合計	626,742	997,013	370,270

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
子会社株式	1,963,403	1,969,845
関連会社株式	447,456	422,502

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成27年度 （百万円）	平成28年度 （百万円）
繰延税金資産		
貸倒引当金	25,188	23,958
未払費用	9,074	10,580
投資有価証券評価損	208,703	209,625
販売用不動産評価減及び固定資産減損	558	484
繰延ヘッジ損益	21,169	17,156
繰越欠損金	1,709	17,093
その他	32,428	33,170
小計	298,830	312,068
評価性引当額	△147,034	△161,987
繰延税金資産合計	151,796	150,081
繰延税金負債		
退職給付関連費用	△4,922	△1,574
圧縮記帳積立金	△5,094	△5,094
その他有価証券評価差額金	△135,984	△155,068
その他	△13,644	△13,286
繰延税金負債合計	△159,646	△175,024
繰延税金資産(負債)の純額	△7,850	△24,944
流動資産	17,039	17,830
固定負債	△24,896	△42,774

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	平成27年度 (%)	平成28年度 (%)
法定実効税率	33.1	30.9
（調整）		
税務上の損金不算入額	△1.8	1.5
受取配当金	77.5	△71.2
外国税額	△4.4	3.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△12.9	1.3
特定外国子会社等合算所得	△5.1	2.1
評価性引当額	△104.4	7.6
その他	△0.7	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△18.7	△23.2

（重要な後発事象）

ストックオプション

平成29年5月19日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員及び理事に対して、以下のとおりのストックオプションを割当てることを決議しました。

平成29年度新株予約権Aプラン（株式報酬型ストックオプション）

1. 付与株式総数　　：当社普通株式238,500株を上限とする
2. 権利行使価格　　：1株当たり1円
3. 権利行使期間　　：平成29年6月6日～平成58年6月6日

平成29年度新株予約権Bプラン（株式報酬型ストックオプション）

1. 付与株式総数　　：当社普通株式550,600株を上限とする
2. 権利行使価格　　：1株当たり1円
3. 権利行使期間　　：平成29年6月6日～平成59年6月5日

配当

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、平成29年3月31日現在の株主に対し、1株当たり50円、総額79,276百万円の現金配当を行うことが決議されました。

④ 【附属明細表】

平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)貸借対照表及び損益計算書に係る附属明細表は次のとおりです。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	100,265	4,199	2,528	2,924	101,936	63,470
	土地	85,645	―	―	―	85,645	―
	建設仮勘定	1,801	2,716	3,692	―	825	―
	その他	22,186	1,880	2,114	1,611	21,952	17,248
	計	209,898	8,796	8,334	4,536	210,360	80,718
無形固定資産	ソフトウエア	62,819	(注)1. 5,734	(注)2. 6,190	7,026	62,363	23,421
	ソフトウエア仮勘定	3,168	(注)1. 5,206	(注)2. 4,650	―	3,725	―
	その他	1,429	41	400	82	1,069	257
	計	67,417	10,982	11,241	7,109	67,158	23,679

(注) 1. 「当期増加額」の内、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の主な内訳は次のとおりです。

＜ソフトウエア＞	基幹システム等ソフトウエア開発費用	4,630百万円
＜ソフトウエア仮勘定＞	基幹システム等ソフトウエア開発費用	5,206百万円

2. 「当期減少額」の内、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の主な内訳は次のとおりです。

＜ソフトウエア＞	前期において償却が完了した資産の減少	5,561百万円
＜ソフトウエア仮勘定＞	基幹システム等ソフトウエア仮勘定からソフトウエアへの振替	4,630百万円

3. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科　　目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(注)1.	51,174	4,436	21,784	33,826
役員賞与引当金	146	230	146	230
退職給付引当金(注)2.	2,390	851	615	2,625
役員退職慰労引当金	1,977	－	107	1,870
債務保証損失引当金(注)3.	57,074	35,254	47,563	44,765
特別修繕引当金	543	122	3	661
環境対策引当金	11,452	－	52	11,400
賃借契約引当金	5,364	－	4,123	1,240

（注）1.　当期減少額には、一般債権の貸倒実績率の洗い替え、個別引当金の見直し等による戻入額を含めています。

2.　従業員の早期退職制度等に係るものです。確定給付型年金制度については、退職給付債務から未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用を控除した金額を年金資産が超過しているため、退職給付引当金は計上していません。

3.　当期減少額には、被保証先の財政状態の改善に伴う見直し等による戻入額を含めています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	―
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行っています。 電子公告掲載URL：http://www.mitsubishicorp.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

1. 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
   事業年度(平成27年度)(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月27日関東財務局長に提出

2. 内部統制報告書及びその添付書類
   平成28年6月27日関東財務局長に提出

3. 四半期報告書及び確認書
   (平成28年度第1四半期)(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) 平成28年8月12日関東財務局長に提出
   (平成28年度第2四半期)(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出
   (平成28年度第3四半期)(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日) 平成29年2月14日関東財務局長に提出

4. 臨時報告書
   (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書
   平成28年6月27日関東財務局長に提出
   (2) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書
   平成28年11月1日関東財務局長に提出
   平成29年2月10日関東財務局長に提出
   (3) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書
   平成29年3月31日関東財務局長に提出

5. 発行登録関係(普通社債及び劣後社債)

(1) 発行登録追補書類及びその添付書類	平成28年9月7日関東財務局長に提出
(2) 訂正発行登録書	平成28年6月27日関東財務局長に提出 平成28年8月18日関東財務局長に提出 平成28年11月1日関東財務局長に提出 平成29年2月10日関東財務局長に提出 平成29年3月31日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月23日

三 菱 商 事 株 式 会 社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村	嘉章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古内	和明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	健一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	永明	印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記事項について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱商事株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三菱商事株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2.　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村	嘉章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古内	和明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村	健一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	永明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱商事株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する平成28年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2.　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長　垣内 威彦
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 常務執行役員　増 一行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	関西支社 （大阪市北区梅田二丁目2番22号） 中部支社 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

１　【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長 垣内威彦及び代表取締役 常務執行役員 増一行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、平成23年3月30日に企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実務基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２　【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行いました。また、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定し、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定していることを確認しました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の総資産（連結会社間債権債務消去前）及び税引前利益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結総資産及び連結税引前利益の概ね7割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として収益、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセス、投資及び貸付金等に至る業務プロセス、並びにその他の金額的重要性の高い勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

３　【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

４　【付記事項】

該当事項はありません。

５　【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 垣内 威彦
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 常務執行役員 増 一行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	関西支社 （大阪市北区梅田二丁目2番22号） 中部支社 （名古屋市中村区名駅三丁目28番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 垣内威彦及び最高財務責任者 増一行は、当社の平成28年度(自平成28年4月1日　至平成29年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2　【特記事項】

特記すべき事項はありません。